

# 筑波大学アーカイブズ年報

## 第5号

2022年5月

### 業務報告編

1、1年のあゆみ	1
2、運営委員会の開催	1
3、各種データ	2
(1) 受入れ資料	
a 法人文書ファイル等	
b 寄贈資料	
(2) 公開資料	
a 法人文書ファイル等	
b 寄贈資料	
(3) 閲覧者数・利用資料数	
(4) レファレンス件数	
(5) 見学者数	
4、調査・出張等	17
5、組織及び関係規則等	17
6、施設	30
7、筑波大学50年史編纂事業	31
8、その他	32
(1) 展示会の開催	
(2) その他	

### 研究報告編

#### 【論説】

米国の例に学ぶ「一次資料を用いた教育 TPS Teaching with Primary Sources」 ..... 筒井 弥生	39
デジタル時代の公文書管理の近年の動向と 「筑波大学附属図書館展示 Blog」の復元 ..... 篠塚富士男・渡邊 朋子	63
筑波大学評議会の構造と機能 一三輪知雄学長期を中心に一..... 田中友香理	81
筑波大学50年史（創基151年史）編纂事業の現状と課題 ..... 中野目 徹	103

# 業務報告編



# 1、1年のあゆみ

- 2021年 4月22日 筑波大学50年史編纂室を設置  
5月19日 第17回アーカイブズ運営委員会（オンライン会議）  
5月31日 『筑波大学アーカイブズ年報』第4号発行  
6月9日 学生部から前身校関係資料搬入  
6月10日 全国公文書館長会議に田中助教・北村専門職員出席（オンライン）  
6月14日 岡崎千代子氏から「岡崎昭夫（名誉教授）関係文書」の寄贈を受ける  
7月1日 筑波大学50年史編纂室に特任研究員1名を採用  
7月20日 第1回筑波大学50年史編纂室員会議（ハイブリッド）  
8月23日～8月27日 令和3年度アーカイブズ研修I（オンライン）河野主任受講  
9月28日 財務部から前身校関係資料搬入  
10月5日 閲覧室臨時閉鎖の全面解除  
10月7日 人文学類卒論（2019年度～2020年度）移管受入れ  
10月27日 第2回筑波大学50年史編纂室員会議（ハイブリッド）  
11月1日 北原保雄元学長から資料の寄贈を受ける  
11月15日 第2回筑波大学50年史編纂委員会（本部棟8階会議室）  
11月30日 『筑波大学アーカイブズだより』第5号発行  
12月13日～12月24日 第18回アーカイブズ運営委員会（メール会議）  
2022年 1月19日 第3回筑波大学50年史編纂室員会議（ハイブリッド）  
3月2日 第4回筑波大学50年史編纂室員会議（ハイブリッド）  
3月30日 第5回筑波大学50年史編纂室員会議（ハイブリッド）  
\*以上のほか、毎週金曜日15時～を定例に館内連絡会議を開催し、諸般の事項について協議した。

## 2、運営委員会の開催

### ① 第17回運営委員会

【開催年月日】

2021年5月19日

【議題】

- ・運営委員会委員の委嘱について
- ・前回議事要旨の確認について
- ・令和3年度活動計画について
- ・筑波大学アーカイブズにおける保存、利用等に関する規程の一部改正について
- ・筑波大学アーカイブズ研究員及び筑波大学アーカイブズ調査員の委嘱について
- ・法人文書ファイル等の移管の受入れ及び公開について
- ・本学に関する文書その他の資料の寄贈の公開について
- ・筑波大学アーカイブズ年報第4号の発行について
- ・筑波大学50年史編纂体制について
- ・その他

### ② 第18回運営委員会

**【開催年月日】**

2021年12月13日～12月24日

**【議題】**

- ・ 前回議事要旨の確認について
- ・ 令和4年度予算要求事項について
- ・ 法人文書ファイル等の移管の受入れ及び公開について
- ・ 本学に関する文書その他の資料の寄贈の受入れ及び公開について
- ・ 閲覧室臨時閉鎖の全面解除について
- ・ 筑波大学アーカイブズだより第5号の発行について
- ・ 筑波大学50年史編纂事業について

### 3、各種データ

**(1) 受入れ資料****a 法人文書ファイル等**

名称		移管元組織	移管受入れ年月日
人文学類卒論 (2019年度～2020年度)	227冊	人文学類	2021. 10. 7
企画評価室保存法人文書ファイル等	20冊	企画評価室	2022. 1. 7
総務部総務課保存法人文書ファイル等	38冊	総務部総務課	2022. 1. 7
総務部リスク・安全管理課保存法人文書ファイル等	3冊	総務部リスク・安全管理課	2022. 1. 7
財務部財務企画課保存法人文書ファイル等	4冊	財務部財務企画課	2022. 1. 7
財務部財務管理課保存法人文書ファイル等	3冊	財務部財務管理課	2022. 1. 7
施設部施設企画保存法人文書ファイル等	3冊	施設部施設企画課	2022. 1. 7
学生部学生交流課保存法人文書ファイル等	9冊	学生部学生交流課	2022. 1. 7
研究推進部外部資金課保存法人文書ファイル等	11冊	研究推進部外部資金課	2022. 1. 7
利益相反・輸出管理マネジメント室保存法人文書ファイル等	1冊	利益相反・輸出管理 マネジメント室	2022. 1. 7
学術情報部情報企画課保存法人文書ファイル等	9冊	学術情報部情報企画課	2022. 1. 7
学術情報部アカデミックサポート課保存法人文書ファイル等	3冊	学術情報部アカデミック サポート課	2022. 1. 7
学術情報部情報基盤課保存法人文書ファイル等	3冊	学術情報部情報基盤課	2022. 1. 7
病院総務部総務課保存法人文書ファイル等	4冊	病院総務部総務課	2022. 1. 7

東京キャンパス事務部学校支援課保存 法人文書ファイル等	2冊	東京キャンパス事務部 学校支援課	2022. 1. 7
東京キャンパス事務部企画推進課保存 法人文書ファイル等	6冊	東京キャンパス事務部 企画推進課	2022. 1. 7
社会人大学院等支援室保存法人文書ファイル等	1冊	社会人大学院等支援室	2022. 1. 7
国際統合睡眠医科学研究機構保存 法人文書ファイル等	2冊	国際統合睡眠医科学 研究機構	2022. 1. 7
教育推進部教育推進課保存法人文書ファイル等	185冊	教育推進部教育推進課	2022. 1. 7
企画評価室保存法人文書ファイル等	282冊	企画評価室	2022. 3. 15
広報室保存法人文書ファイル等	552冊	広報室	2022. 3. 15
総務部総務課保存法人文書ファイル等	63冊	総務部総務課	2022. 3. 15
広報室保存法人文書ファイル等	31冊	広報室	2022. 3. 17
国際室保存法人文書ファイル等	11冊	国際室	2022. 3. 17
総務部組織・職員課保存法人文書ファイル等	30冊	総務部組織・職員課	2022. 3. 17
教育推進部教育推進課保存法人文書ファイル等	19冊	教育推進部教育推進課	2022. 3. 17
教育推進部教育機構支援課保存法人文書ファイル 等	1冊	教育推進部教育機構支援課	2022. 3. 17
教育推進部社会連携課保存法人文書ファイル等	10冊	教育推進部社会連携課	2022. 3. 17
学生部学生生活課保存法人文書ファイル等	7冊	学生部学生生活課	2022. 3. 17
学生部就職課保存法人文書ファイル等	2冊	学生部就職課	2022. 3. 17
研究推進部研究企画課保存法人文書ファイル等	26冊	研究推進部研究企画課	2022. 3. 17
産学連携部産学連携企画課保存文書ファイル等	2冊	産学連携部産学連携企画課	2022. 3. 17
人文社会エリア支援室保存法人文書ファイル等	1冊	人文社会エリア支援室	2022. 3. 17
数理物質エリア支援室保存法人文書ファイル等	25冊	数理物質エリア支援室	2022. 3. 17
システム情報エリア支援室保存文書ファイル等	21冊	システム情報エリア支援室	2022. 3. 17
生命環境エリア支援室保存法人文書ファイル等	5冊	生命環境エリア支援室	2022. 3. 17
人間エリア支援室保存法人文書ファイル等	4冊	人間エリア支援室	2022. 3. 17

体育芸術エリア支援室保存法人文書ファイル等 10冊	体育芸術エリア支援室	2022. 3. 17
医学医療エリア支援室保存法人文書ファイル等 108冊	医学医療エリア支援室	2022. 3. 17
図書館情報エリア支援室保存法人文書ファイル等 50冊	図書館情報エリア支援室	2022. 3. 17
つくば機能植物イノベーション研究センター保存 法人文書ファイル等 3,139冊	つくば機能植物イノベー ション研究センター	2022. 3. 29
合 計	4,933冊	

【参考】2017年度移管法人文書ファイル等

名称	移管元組織	移管受入れ年月日
広報室保存法人文書ファイル等 386冊	広報室	2017. 4. 1
総務部総務課保存法人文書ファイル等 140冊	総務部総務課	2017. 8. 21
比較文化学類卒論（昭和53年～平成6年度） 1,215冊	比較文化学類	2017. 9. 21
総務部総務課保存法人文書ファイル等 234冊	総務部総務課	2018. 3. 9
企画評価室保存法人文書ファイル等 80冊	企画評価室	2018. 3. 23
総務部総務課保存法人文書ファイル等 3冊	総務部総務課	2018. 3. 23
総務部組織・職員課保存法人文書ファイル等 29冊	総務部組織・職員課	2018. 3. 23
教育推進部入試課（アドミッションセンター） 保存法人文書ファイル等 16冊	教育推進部入試課	2018. 3. 23
研究推進部研究企画課保存法人文書ファイル等 143冊	研究推進部研究企画課	2018. 3. 23
研究推進部研究企画課（下田臨海実験センター） 保存法人文書ファイル等 10冊	研究推進部研究企画課	2018. 3. 23
研究推進部外部資金課保存法人文書ファイル等 2冊	研究推進部外部資金課	2018. 3. 23
学術情報部情報企画課保存法人文書ファイル等 55冊	学術情報部情報企画課	2018. 3. 23
学術情報部情報基盤課（学術情報メディア センター）保存法人文書ファイル等 3冊	学術情報部情報基盤課	2018. 3. 23
システム情報エリア支援室保存 法人文書ファイル等 31冊	システム情報エリア支援室	2018. 3. 23
合 計	2,347冊	

【参考】2018年度移管法人文書ファイル等

名称		移管元組織	移管受入れ年月日
学生部学生生活課保存法人文書ファイル等	33冊	学生部学生生活課	2018. 6. 4
監査室保存法人文書ファイル等	2冊	監査室	2018. 7. 6
数理物質エリア支援室保存法人文書ファイル等	13冊	数理物質エリア支援室	2018. 7. 6
図書館情報エリア支援室保存法人文書ファイル等	25冊	図書館情報エリア支援室	2018. 7. 6
東京キャンパス事務部学校支援課保存法人文書ファイル等	8冊	東京キャンパス事務部 学校支援課	2018. 11. 27
企画評価室保存法人文書ファイル等	2冊	企画評価室	2019. 3. 13
総務部総務課保存法人文書ファイル等	14冊	総務部総務課	2019. 3. 13
総務部人事課保存法人文書ファイル等	243冊	総務部人事課	2019. 3. 13
総務部組織・職員課保存法人文書ファイル等	6冊	総務部組織・職員課	2019. 3. 13
財務部財務企画課保存法人文書ファイル等	12冊	財務部財務企画課	2019. 3. 13
施設部施設サービス課保存法人文書ファイル等	2冊	施設部施設サービス課	2019. 3. 13
学生部学生交流課保存法人文書ファイル等	7冊	学生部学生交流課	2019. 3. 13
研究推進部研究企画課保存法人文書ファイル等	9冊	研究推進部研究企画課	2019. 3. 13
研究推進部外部資金課保存法人文書ファイル等	6冊	研究推進部外部資金課	2019. 3. 13
学術情報部情報企画課保存法人文書ファイル等	14冊	学術情報部情報企画課	2019. 3. 13
学術情報部情報基盤課（学術情報メディアセンター）保存法人文書ファイル等	1冊	学術情報部情報基盤課	2019. 3. 13
社会人大学院等支援室保存法人文書ファイル等	7冊	社会人大学院等支援室	2019. 3. 13
数理物質エリア支援室保存法人文書ファイル等	4冊	数理物質エリア支援室	2019. 3. 13
図書館情報エリア支援室保存法人文書ファイル等	31冊	図書館情報エリア支援室	2019. 3. 13
合 計	439冊		

【参考】2019年度移管法人文書ファイル等

名称		移管元組織	移管受入れ年月日
広報室保存法人文書ファイル等	166冊	広報室	2019. 4. 12
学生部学生生活課保存法人文書ファイル等	15冊	学生部学生生活課	2019. 5. 8
東京キャンパス事務部学校支援課保存法人文書ファイル等	9冊	東京キャンパス事務部 学校支援課	2019. 12. 10
人文学類卒論（1977年度～2018年度）	3,697冊	人文学類	2020. 1. 24
総務部人事課保存法人文書ファイル等	55冊	総務部人事課	2020. 2. 21
企画評価室保存法人文書ファイル等	4冊	企画評価室	2020. 3. 27
総務部総務課保存法人文書ファイル等	19冊	総務部総務課	2020. 3. 27
総務部組織・職員課保存法人文書ファイル等	7冊	総務部組織・職員課	2020. 3. 27
財務部財務企画課保存法人文書ファイル等	3冊	財務部財務企画課	2020. 3. 27
財務部財務制度企画課保存法人文書ファイル等	2冊	財務部財務制度企画課	2020. 3. 27
施設部施設企画課保存法人文書ファイル等	9冊	施設部施設企画課	2020. 3. 27
施設部施設マネジメント課保存法人文書ファイル等	9冊	施設部施設マネジメント課	2020. 3. 27
学生部学生生活課保存法人文書ファイル等	7冊	学生部学生生活課	2020. 3. 27
学生部学生交流課保存法人文書ファイル等	23冊	学生部学生交流課	2020. 3. 27
研究推進部研究企画課保存法人文書ファイル等	41冊	研究推進部研究企画課	2020. 3. 27
学術情報部アカデミックサポート課保存法人文書ファイル等	1冊	学術情報部アカデミックサポート課	2020. 3. 27
医学医療エリア支援室保存法人文書ファイル等	58冊	医学医療エリア支援室	2020. 3. 27
社会人大学院等支援室保存法人文書ファイル等	3冊	社会人大学院等支援室	2020. 3. 27
グローバル・コモンズ保存法人文書ファイル等	1冊	グローバル・コモンズ	2020. 3. 27
合 計	4,129冊		

【参考】2020年度移管法人文書ファイル等

名称		移管元組織	移管受入れ年月日
総務部リスク・安全管理課保存 法人文書ファイル等	14冊	総務部リスク・安全管理課	2020. 7. 31
学術情報部情報企画課保存 法人文書ファイル等	13冊	学術情報部情報企画課	2020. 7. 31
東京キャンパス事務部学校支援課保存 法人文書ファイル等	4冊	東京キャンパス事務部 学校支援課	2020. 7. 31
体育芸術エリア支援室保存 法人文書ファイル等	294冊	体育芸術エリア支援室	2020. 9. 29
監査室保存法人文書ファイル等	1冊	監査室	2021. 3. 26
企画評価室保存法人文書ファイル等	10冊	企画評価室	2021. 3. 26
総務部総務課保存法人文書ファイル等	17冊	総務部総務課	2021. 3. 26
総務部人事課保存法人文書ファイル等	51冊	総務部人事課	2021. 3. 26
総務部組織・職員課保存法人文書ファイル等	13冊	総務部組織・職員課	2021. 3. 26
財務部財務企画課保存法人文書ファイル等	2冊	財務部財務企画課	2021. 3. 26
財務部財務管理課保存法人文書ファイル等	10冊	財務部財務管理課	2021. 3. 26
施設部施設企画課保存法人文書ファイル等	1冊	施設部施設企画課	2021. 3. 26
教育推進部教育推進課保存 法人文書ファイル等	3冊	教育推進部教育推進課	2021. 3. 26
教育推進部社会連携課保存 法人文書ファイル等	15冊	教育推進部社会連携課	2021. 3. 26
学生部学生生活課保存法人文書ファイル等	6冊	学生部学生生活課	2021. 3. 26
研究推進部研究企画課保存 法人文書ファイル等	43冊	研究推進部研究企画課	2021. 3. 26
研究推進部外部資金課保存 法人文書ファイル等	15冊	研究推進部外部資金課	2021. 3. 26
学術情報部情報企画課保存 法人文書ファイル等	15冊	学術情報部情報企画課	2021. 3. 26
学術情報部アカデミックサポート課保存 法人文書ファイル等	1冊	学術情報部アカデミック サポート課	2021. 3. 26
人文社会エリア支援室保存 法人文書ファイル等	9冊	人文社会エリア支援室	2021. 3. 26
社会人大学院等支援室保存 法人文書ファイル等	2冊	社会人大学院等支援室	2021. 3. 26
数理物質エリア支援室保存法人文書ファイル等	8冊	数理物質エリア支援室	2021. 3. 26

生命環境エリア支援室保存 法人文書ファイル等	1冊	生命環境エリア支援室	2021. 3. 26
体育芸術エリア支援室保存 法人文書ファイル等	9冊	体育芸術エリア支援室	2021. 3. 26
医学医療エリア支援室保存 法人文書ファイル等	87冊	医学医療エリア支援室	2021. 3. 26
図書館情報エリア支援室保存 法人文書ファイル等	56冊	図書館情報エリア支援室	2021. 3. 26
病院総務部総務課保存法人文書ファイル等	31冊	病院総務部総務課	2021. 3. 26
東京キャンパス事務部学校支援課保存 法人文書ファイル等	2冊	東京キャンパス事務部 学校支援課	2021. 3. 26
東京キャンパス事務部企画推進課保存 法人文書ファイル等	8冊	東京キャンパス事務部 企画推進課	2021. 3. 26
国際統合睡眠医科学研究機構保存 法人文書ファイル等	1冊	国際統合睡眠医科学研究機構	2021. 3. 26
人文学類長室保存法人文書ファイル等	59冊	人文学類長室	2021. 3. 26
社会学類長室保存法人文書ファイル等	92冊	社会学類長室	2021. 3. 26
人文社会科学研究科長室保存 法人文書ファイル等	230冊	人文社会科学研究科長室	2021. 3. 26
合 計	1,123冊		

b 寄贈資料

名称		寄贈者	寄贈年月日
島田俊平関係文書（追々々々々加）	25点	嶋田 俊恒	2022. 2. 15
岡崎昭夫関係文書	329点	岡崎千代子	2022. 3. 24
合 計	354点		

【参考】2016年度寄贈資料

名称		寄贈者	寄贈年月日
原子核理論研究室所蔵 宮島龍興関係文書	16点	原子核理論研究室 矢花 一浩	2016. 6. 28
東京高等師範学校附属中学校蓼科桐陰寮関係文書	5点（参考1点）	中野目 徹	2016. 6. 28
渡邊一郎関係文書	196点	渡邊 芳江	2016. 9. 9
合 計	217点		

【参考】2017年度寄贈資料

名称		寄贈者	寄贈年月日
東京教育大学閉学関係文書	17点	山崎 敏誉	2017. 4. 19
葉書（差出人 東京小石川大塚高師第一寄宿 武谷成通）	1点	武田 剛	2017. 7. 28
島田俊平関係文書	6点	嶋田 俊恒	2017. 9. 8
紫峰会関係文書	24点	元紫峰会会長 佐野 公俊	2017. 9. 19
島田俊平関係文書（追加）	6点	嶋田 俊恒	2018. 1. 24
合 計	54点		

【参考】2018年度寄贈資料

名称		寄贈者	寄贈年月日
島田俊平関係文書（追々加）	18点	嶋田 俊恒	2018. 4. 10
原康夫関係文書	80点	原 康夫	2018. 5. 28
東京高等師範学校演習隊新聞	19点	中野目 徹	2018. 6. 13
倉木常夫関係文書	14点	倉木 常夫	2018. 7. 31
井門富二夫関係文書	2,024点	井門 敏子	2018. 9. 14
島田俊平関係文書（追々々加）	15点	嶋田 俊恒	2018. 9. 28
原康夫関係文書（追加）	26点	原 康夫	2019. 2. 15
合 計	2,196点		

【参考】2019年度寄贈資料

名称		寄贈者	寄贈年月日
木代修一関係文書	281点	木代 俊美	2019. 5. 21
『如意輪』創刊号ほか東京高等師範学校関係文書 3点（参考1点）		中野目 徹	2019. 6. 10
辻中プロジェクト関係文書	394点	辻中 豊	2019. 10. 29
松永聴剣関係文書	219点	内田 玲央	2019. 11. 18

島田俊平関係文書（追々々々加）	75点	嶋田 俊恒	2019. 12. 27
合 計	972点		

【参考】2020年度寄贈資料

名称		寄贈者	寄贈年月日
尾関育三・東京教育大学教育学研究科修士論文『盲児に対する空間の性質の指導』	1点	森田 純	2020. 6. 30
合 計	1点		

(2) 公開資料

a 法人文書ファイル等

名称		移管元組織	移管受入れ年月日	公開年月日
総務部リスク・安全管理課保存法人文書ファイル等	14冊	総務部リスク・安全管理課	2020. 7. 31	2021. 7. 30
学術情報部情報企画課保存法人文書ファイル等	13冊	学術情報部情報企画課	2020. 7. 31	2021. 7. 30
東京キャンパス事務部学校支援課保存法人文書ファイル等	4冊	東京キャンパス事務部学校支援課	2020. 7. 31	2021. 7. 30
体育芸術エリア支援室保存法人文書ファイル等	292冊	体育芸術エリア支援室	2020. 9. 29	2021. 9. 28
人文学類卒論（2019年度～2020年度）	227冊	人文学類	2021. 10. 7	2021. 10. 7
監査室保存法人文書ファイル等	1冊	監査室	2021. 3. 26	2021. 12. 24
企画評価室保存法人文書ファイル等	10冊	企画評価室	2021. 3. 26	2021. 12. 24
総務部総務課保存法人文書ファイル等	17冊	総務部総務課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
総務部人事課保存法人文書ファイル等	51冊	総務部人事課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
総務部組織・職員課保存法人文書ファイル等	13冊	総務部組織・職員課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
財務部財務企画課保存法人文書ファイル等	2冊	財務部財務企画課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
財務部財務管理課保存法人文書ファイル等	10冊	財務部財務管理課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
施設部施設企画課保存法人文書ファイル等	1冊	施設部施設企画課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
教育推進部教育推進課保存法人文書ファイル等	3冊	教育推進部教育推進課	2021. 3. 26	2021. 12. 24

教育推進部社会連携課保存 法人文書ファイル等	15冊	教育推進部社会連携課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
学生部学生生活課保存法人文書ファイル等	6冊	学生部学生生活課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
研究推進部研究企画課保存 法人文書ファイル等	43冊	研究推進部研究企画課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
研究推進部外部資金課保存 法人文書ファイル等	15冊	研究推進部外部資金課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
学術情報部情報企画課保存 法人文書ファイル等	15冊	学術情報部情報企画課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
学術情報部アカデミックサポート課保存 法人文書ファイル等	1冊	学術情報部アカデミック サポート課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
人文社会エリア支援室保存 法人文書ファイル等	9冊	人文社会エリア支援室	2021. 3. 26	2021. 12. 24
社会人大学院等支援室保存 法人文書ファイル等	2冊	社会人大学院等支援室	2021. 3. 26	2021. 12. 24
数理物質エリア支援室保存 法人文書ファイル等	8冊	数理物質エリア支援室	2021. 3. 26	2021. 12. 24
生命環境エリア支援室保存 法人文書ファイル等	1冊	生命環境エリア支援室	2021. 3. 26	2021. 12. 24
体育芸術エリア支援室保存 法人文書ファイル等	9冊	体育芸術エリア支援室	2021. 3. 26	2021. 12. 24
医学医療エリア支援室保存 法人文書ファイル等	87冊	医学医療エリア支援室	2021. 3. 26	2021. 12. 24
図書館情報エリア支援室保存 法人文書ファイル等	56冊	図書館情報エリア支援室	2021. 3. 26	2021. 12. 24
病院総務部総務課保存 法人文書ファイル等	31冊	病院総務部総務課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
東京キャンパス事務部学校支援課保存 法人文書ファイル等	2冊	東京キャンパス事務部 学校支援課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
東京キャンパス事務部企画推進課保存 法人文書ファイル等	8冊	東京キャンパス事務部 企画推進課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
国際統合睡眠医科学研究機構保存 法人文書ファイル等	1冊	国際統合睡眠医科学 研究機構	2021. 3. 26	2021. 12. 24
人文学類長室保存法人文書ファイル等	59冊	人文学類長室	2021. 3. 26	2022. 3. 15
社会学類長室保存法人文書ファイル等	91冊	社会学類長室	2021. 3. 26	2022. 3. 15
人文社会科学研究科長室保存 法人文書ファイル等	87冊	人文社会科学研究科長室	2021. 3. 26	2022. 3. 15
合 計	1,204冊			

【参考】2017年度公開法人文書ファイル等

名称	移管元組織	移管受入れ 年月日	公開 年月日
広報室保存法人文書ファイル等 707冊	広報室	2017. 4. 1	2017. 4. 1
総務部総務課保存法人文書ファイル等 140冊	総務部総務課	2017. 8. 21	2017. 8. 21
比較文化学類卒論（昭和53年度～平成6年度） 1,215冊	比較文化学類	2017. 9. 21	2017. 10. 10
合 計 2,062冊			

【参考】2018年度公開法人文書ファイル等

名称	移管元組織	移管受入れ 年月日	公開 年月日
総務部総務課保存法人文書ファイル等 376冊	総務部総務課	2018. 3. 9	2018. 10. 15
企画評価室保存法人文書ファイル等 80冊	企画評価室	2018. 3. 23	2019. 3. 22
総務部総務課保存法人文書ファイル等 3冊	総務部総務課	2018. 3. 23	2019. 3. 22
総務部組織・職員課保存法人文書ファイル等 29冊	総務部組織・職員課	2018. 3. 23	2019. 3. 22
教育推進部入試課（アドミッションセンター） 保存法人文書ファイル等 16冊	教育推進部入試課	2018. 3. 23	2019. 3. 22
研究推進部研究企画課保存 法人文書ファイル等 151冊	研究推進部研究企画課	2018. 3. 23	2019. 3. 22
研究推進部外部資金課保存 法人文書ファイル等 2冊	研究推進部外部資金課	2018. 3. 23	2019. 3. 22
学術情報部情報企画課保存 法人文書ファイル等 55冊	学術情報部情報企画課	2018. 3. 23	2019. 3. 22
学術情報部情報基盤課（学術情報メディア センター）保存法人文書ファイル等 3冊	学術情報部情報基盤課	2018. 3. 23	2019. 3. 22
システム情報エリア支援室（大学院教務） 保存法人文書ファイル等 31冊	システム情報エリア支援室	2018. 3. 23	2019. 3. 22
合 計 746冊			

【参考】2019年度公開法人文書ファイル等

名称	移管元組織	移管受入れ 年月日	公開 年月日
学生部学生生活課保存法人文書ファイル等 33冊	学生部学生生活課	2018. 6. 4	2019. 6. 3

監査室保存法人文書ファイル等	2冊	監査室	2018. 7. 6	2019. 9. 27
数理物質エリア支援室保存 法人文書ファイル等	13冊	数理物質エリア支援室	2018. 7. 6	2019. 9. 27
図書館情報エリア支援室保存 法人文書ファイル等	24冊	図書館情報エリア支援室	2018. 7. 6	2019. 9. 27
東京キャンパス事務部学校支援課保存 法人文書ファイル等	8冊	東京キャンパス事務部 学校支援課	2018. 11. 27	2019. 12. 6
人文学類卒論 (1977年度～2018年度)	3,697冊	人文学類	2020. 1. 24	2020. 1. 27
企画評価室保存法人文書ファイル等	2冊	企画評価室	2019. 3. 13	2020. 3. 12
総務部総務課保存法人文書ファイル等	13冊	総務部総務課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
総務部人事課保存法人文書ファイル等	252冊	総務部人事課	2019. 3. 13 2020. 2. 21	2020. 3. 12
総務部組織・職員課保存法人文書ファイル等	6冊	総務部組織・職員課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
財務部財務企画課保存法人文書ファイル等	12冊	財務部財務企画課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
施設部施設サービス課保存 法人文書ファイル等	2冊	施設部施設サービス課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
学生部学生交流課保存法人文書ファイル等	7冊	学生部学生交流課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
研究推進部研究企画課保存 法人文書ファイル等	9冊	研究推進部研究企画課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
研究推進部外部資金課保存 法人文書ファイル等	6冊	研究推進部外部資金課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
学術情報部情報企画課保存 法人文書ファイル等	14冊	学術情報部情報企画課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
学術情報部情報基盤課 (学術情報メディア センター) 保存法人文書ファイル等	1冊	学術情報部情報基盤課 (学術情報メディアセンター)	2019. 3. 13	2020. 3. 12
社会人大学院等支援室保存 法人文書ファイル等	7冊	社会人大学院等支援室	2019. 3. 13	2020. 3. 12
数理物質エリア支援室保存 法人文書ファイル等	4冊	数理物質エリア支援室	2019. 3. 13	2020. 3. 12
図書館情報エリア支援室保存 法人文書ファイル等	31冊	図書館情報エリア支援室	2019. 3. 13	2020. 3. 12
合 計	4,143冊			

【参考】2020年度公開法人文書ファイル等

名称	移管元組織	移管受入れ 年月日	公開年月日
学生部学生生活課保存法人文書ファイル等 15冊	学生部学生生活課	2019. 5. 8	2020. 4. 27

東京キャンパス事務部学校支援課保存 法人文書ファイル等	9冊	東京キャンパス 事務部学校支援課	2019. 12. 10	2020. 12. 9
広報室保存法人文書ファイル等	166冊	広報室	2019. 4. 12	2020. 12. 28
人事委員会・表彰等	597冊	総務部人事課	2020. 2. 21	2021. 2. 19
企画評価室保存法人文書ファイル等	4冊	企画評価室	2020. 3. 27	2021. 3. 26
総務部総務課保存法人文書ファイル等	19冊	総務部総務課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
総務部組織・職員課保存法人文書ファイル等	7冊	総務部組織・職員課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
財務部財務企画課保存法人文書ファイル等	3冊	財務部財務企画課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
財務部財務制度企画課保存 法人文書ファイル等	2冊	財務部財務制度企画課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
施設部施設企画課保存法人文書ファイル等	2冊	施設部施設企画課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
施設部施設マネジメント課保存 法人文書ファイル等	9冊	施設部施設 マネジメント課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
学生部学生生活課保存法人文書ファイル等	7冊	学生部学生生活課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
学生部学生交流課保存法人文書ファイル等	23冊	学生部学生交流課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
研究推進部研究企画課保存 法人文書ファイル等	41冊	研究推進部研究企画課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
学術情報部アカデミックサポート課保存 法人文書ファイル等	2冊	学術情報部アカデミック サポート課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
医学医療エリア支援室保存 法人文書ファイル等	58冊	医学医療エリア支援室	2020. 3. 27	2021. 3. 26
社会人大学院等支援室保存 法人文書ファイル等	3冊	社会人大学院等支援室	2020. 3. 27	2021. 3. 26
グローバル・commons保存 法人文書ファイル等	1冊	グローバル・commons	2020. 3. 27	2021. 3. 26
合 計	968冊			

b 寄贈資料

名称		寄贈者	寄贈年月日	公開年月日
尾関育三関係文書	1点	森田 純	2020. 6. 30	2022. 1. 28
合 計	1点			

【参考】2017年度公開寄贈資料

名称		寄贈者	寄贈年月日	公開年月日
原子核理論研究室所蔵 宮島龍興関係文書	16点	原子核理論研究室 矢花 一浩	2016. 6. 28	2017. 4. 1
東京高等師範学校附属中学校蓼科桐陰寮関係文書	5点 (参考1点)	中野目 徹	2016. 6. 28	2017. 4. 1
渡邊一郎関係文書	481点	渡邊 芳江	2016. 9. 9	2017. 8. 21
紫峰会関係文書	105点	元紫峰会会長 佐野 公俊	2017. 9. 19	2017. 11. 6
合 計	607点			

【参考】2018年度公開寄贈資料

名称		寄贈者	寄贈年月日	公開年月日
東京教育大学閉学関係文書	18点	山崎 敏誉	2017. 4. 19	2018. 4. 18
倉木常夫関係文書	14点	倉木 常夫	2018. 7. 31	2018. 8. 1
合 計	32点			

【参考】2019年度公開寄贈資料

名称		寄贈者	寄贈年月日	公開年月日
東京高等師範学校演習隊新聞	18点	中野目 徹	2018. 6. 13	2019. 6. 3
井門富二夫関係文書	488点	井門 敏子	2018. 9. 14	2019. 9. 13
松永聴剣関係文書	219点	内田 玲央	2019. 11. 18	2020. 2. 21
合 計	725点			

【参考】2020年度公開寄贈資料

名称		寄贈者	寄贈年月日	公開年月日
木代修一関係文書	287点	木代 俊美	2019. 5. 21	2020. 5. 20
『如意輪』創刊号ほか東京高等師範学校関係文書	3点 (参考1点)	中野目 徹	2019. 6. 10	2020. 6. 9
辻中プロジェクト関係文書	195点	辻中 豊	2019. 10. 29	2020. 10. 28
原康夫関係文書	107点	原 康夫	2019. 2. 15 (最終)	2021. 2. 14
島田俊平関係文書	45点	嶋田 俊恒	2019. 12. 27 (最終)	2021. 2. 25
合 計	637点			

(3) 閲覧者数・利用資料数

月	閲覧者数 (人)	利用資料数 (冊/点)
2021年 4月	5	5
5月	3	5
6月	2	5
7月	10	14
8月	15	23
9月	14	33
10月	26	67
11月	17	46
12月	24	71
2022年 1月	11	40
2月	8	19
3月	30	50
合計	165	378

\*上半期は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、学内者に限り事前予約制で対応した。  
10月5日に閲覧室の臨時閉鎖を全面解除した。  
(事前予約制は継続)

(4) レファレンス件数

月	件数 (件)	概要
2021年 4月	2	寄贈受入れについて
5月	3	所蔵資料について
6月	1	寄贈受入れについて
7月	1	所蔵資料について
8月	1	移管受入れについて
9月	2	資料の管理方法について、著作権の許諾について
10月	5	所蔵資料の閲覧について、前身校での履歴について
11月	2	親族の卒業年次について、文書の寄贈先について
12月	3	利用について
2022年 1月	1	所蔵資料について
2月	1	最終講義での所蔵資料(写真)の利用について
3月	2	前身校の留学生名簿について、自身の卒論の利用について
合計	24	

\*当館が受けたレファレンスのうち主なものを計上した。

(5) 見学者数

月	人数 (人)
2021年 4月	1
5月	0
6月	48
7月	0
8月	1
9月	0
10月	0
11月	0
12月	1
2022年 1月	0
2月	1
3月	4
合計	56

\*上半期は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、学内者に限り事前予約制で対応した。  
10月5日に閲覧室の臨時閉鎖を全面解除した。

## 4、調査・出張等

2021年6月14日 個人宅にて寄贈資料調査受取  
2021年11月1日 個人宅にて寄贈資料受取  
2021年12月22日 個人宅にて寄贈資料受取  
2022年2月3日 個人宅にて寄贈資料受取

## 5、組織及び関係規則等

### 館長

中野目 徹（人文社会系教授）

### 大学教員

田中友香理（人文社会系助教）

### 事務職員

北村 照夫（総務部総務課専門職員）

河野 真純（総務部総務課主任）

### 筑波大学アーカイブズ運営委員会委員

#### 委員長

中野目 徹（館長・人文社会系教授）

#### 委員

田中友香理（人文社会系助教）

星野 豊（人文社会系准教授）

陳 漢雄（システム情報系講師）

大谷 奨（人間系教授）

白井 哲哉（図書館情報メディア系教授）

松村 敦（図書館情報メディア系助教）

成澤めぐみ（学術情報部情報企画課長）

鈴木 幸夫（広報室長）

中澤 秋夫（総務部総務課長）

### 筑波大学アーカイブズ研究員

篠塚富士男（國學院大学栃木短期大学教授）

筒井 弥生（国立公文書館認定アーキビスト）

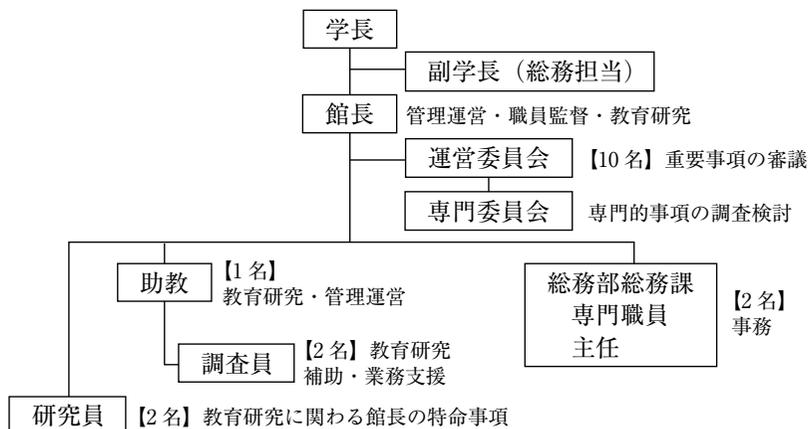
### 筑波大学アーカイブズ調査員

加藤総一郎（大学院人文社会科学研究群人文学学位プログラム院生）

山本 祐麻（大学院人文社会科学研究群人文学学位プログラム院生）

\*2022年3月31日現在

## 【組織図】



## ○筑波大学アーカイブズにおける保存、利用等に関する規程

平成28年3月24日

法人規程第32号

改正 平成28年法人規程第66号

平成29年法人規程第35号

平成30年法人規程第72号

令和元年法人規程第5号

令和2年法人規程第73号

令和3年法人規程第38号

令和4年法人規程第43号

### 筑波大学アーカイブズにおける保存、利用等に関する規程

#### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 保存等

第1節 受入れ（第3条-第5条）

第2節 保存（第6条-第9条）

第3章 廃棄（第10条）

第4章 利用

第1節 利用の請求（第11条-第22条）

第2節 利用の促進（第23条-第27条）

第3節 移管元部局等の利用（第28条）

第4節 開館日及び利用時間（第29条）

第5章 研修（第30条）

第6章 その他（第31条-第34条）

## 附則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この法人規程は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「法」という。）に基づき、筑波大学アーカイブズ（以下「アーカイブズ」という。）が保存する特定歴史公文書等の保存、廃棄及び利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この法人規程において「特定歴史公文書等」とは、法第2条第6項に規定する歴史公文書等のうち、アーカイブズに移管され、若しくは法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は個人からアーカイブズに寄贈又は寄託されたものをいう。

### 第2章 保存等

#### 第1節 受入れ

#### (本学からの受入れ)

第3条 アーカイブズ館長（以下「館長」という。）は、国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）で保存する歴史公文書等のうち、保存期間が満了してアーカイブズに移管する措置が設定されたものについて、保存期間が満了した日から可能な限り早い時期に受入れの日を設定し、当該歴史公文書等の移管を受けるものとする。

2 館長は、前項の規定に基づき受け入れた特定歴史公文書等について、次の各号に掲げる措置を施した上で、原則として受入れから1年以内に排架を行うものとする。

- (1) 生物被害への対処その他の保存に必要な措置
- (2) 識別を容易にするために必要な番号等（以下「識別番号」という。）の付与
- (3) 第12条第1項第1号に掲げる事由（以下「利用制限事由」という。）の該当性に関する事前審査
- (4) 第9条第1項に定める目録の作成

3 館長は、特定歴史公文書等の利用が円滑に行われるようにするため、前項第3号に規定する事前審査の方針を定めるものとする。

#### (寄贈又は寄託された文書の受入れ)

第4条 館長は、法人等又は個人から本学に関する文書その他の資料を寄贈又は寄託する旨の申出があった場合、当該資料が歴史公文書等に該当すると判断されるときには、当該資料を受け入れるものとする。

2 館長は、前項の規定により受け入れた特定歴史公文書等について、寄贈又は寄託をした者の希望を考慮し、利用の制限を行う範囲及びこれが適用される期間を定めた上で、次に掲げる措置を施して、原則として受入れから1年以内に排架を行うものとする。

- (1) 第3条第2項第1号に定める措置
- (2) 第3条第2項第2号に定める識別番号の付与
- (3) 第9条第1項に定める目録の作成

3 寄贈及び寄託に関する方針は、別に定める。

#### (著作権の調整)

第5条 館長は、前2条の規定により受け入れた特定歴史公文書等に著作物、実演、レコード又は放送、有線放送に係る音若しくは影像（以下この条において「著作物等」という。）が含まれている場合は、当該著作物等について、必要に応じて、あらかじめ著作者、著作権者、実演家又は著作隣接権者から著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権に関する利用等の許諾や同意を得ること等により、当該特定歴史公文書等の円滑な利用に備えるものとする。

## 第2節 保存

### （保存方法等）

第6条 館長は、特定歴史公文書等について、第10条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、専用の書庫において永久に保存するものとする。

2 館長は、前項に定める専用の書庫について、温度、湿度、照度等を適切に管理し、防犯、防災、防虫等のための適切な措置を講ずるものとする。

3 館長は、特定歴史公文書等のうち電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）については、その種別を勘案し、当該特定歴史公文書等を利用できるようにするために媒体変換その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 館長は、特定歴史公文書等について、第3条第2項及び第4条第2項第2号に定めた識別番号を付するものとする。

### （複製物）

第7条 館長は、特定歴史公文書等について、それぞれの特定歴史公文書等の内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するため、複製物作成計画を定めた上で、適切な記録媒体による複製物を作成するものとする。

### （個人情報漏えい防止のために必要な措置）

第8条 館長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができるので、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）が記録されている場合には、法第15条第3項の規定に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（1）書庫の施錠その他の物理的な接触の制限

（2）当該特定歴史公文書等に記録されている個人情報に対する不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するために必要な措置

（3）アーカイブズの職員等に対する研修の実施

（4）その他必要な措置

### （目録の作成及び公表）

第9条 館長は、特定歴史公文書等に関して、次に掲げる事項について一つの集合物ごとに記載した目録を作成するものとする。

（1）分類及び名称

（2）移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名

（3）移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期

- (4) 保存場所
  - (5) 媒体の種別
  - (6) 識別番号
  - (7) インターネットで利用することができるデジタル画像等の存否
  - (8) 利用制限の区分（全部利用、一部利用、利用不可又は要審査のいずれかを記載すること）
  - (9) その他適切な保存及び利用に資する情報
- 2 館長は、前項に規定する目録の記載に当たっては、法第16条第1項第2号イ若しくはロに掲げる情報又は同項第4号の条件に係る情報は記載しないものとする。
  - 3 館長は、第1項に規定する目録を閲覧室に備え付けておくとともに、インターネットの利用等により公表しなければならない。

### 第3章 廃棄

（特定歴史公文書等の廃棄）

- 第10条 館長は、特定歴史公文書等として保存している資料について、劣化が極限まで進展して判読も修復も不可能となり、歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該特定歴史公文書等を廃棄することができる。
- 2 館長は、前項の規定により特定歴史公文書等の廃棄を行った場合には、廃棄に関する記録を作成し、公表するものとする。

### 第4章 利用

#### 第1節 利用の請求

（利用請求の手續）

- 第11条 館長は、法第16条の規定に基づき、特定歴史公文書等について利用の請求（以下「利用請求」という。）をしようとする者に対し、次に掲げる事項を記載した利用請求書の提出を求めるものとする。
  - (1) 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人等の団体にあつては代表者の氏名
  - (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等の目録に記載された名称（任意）
  - (3) 利用請求に係る特定歴史公文書等の識別番号
  - (4) 希望する利用の方法（任意）
  - (5) 前号で写しの交付による利用を希望する場合は、第20条第2項に定める写しの作成方法、写しを作成する範囲及び部数（任意）
- 2 館長は、利用請求の円滑化及び効率化を図るため、利用請求書の標準様式等を作成し、閲覧室に備えておくとともに、インターネットの利用等により公表するものとする。
- 3 第1項の提出の方法は、次の各号のいずれかによる。この場合において、第2号の方法に必要な送料は、利用請求をする者が負担するものとする。
  - (1) 閲覧室の受付に提出する方法
  - (2) アーカイブズに郵送等する方法
  - (3) 情報通信技術を用いてアーカイブズに送信する方法
- 4 前項第2号に定める方法による利用請求については、利用請求書がアーカイブズに到達した時点で請求がなされたものとみなす。
- 5 館長は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求をした者（以下「利用請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用請求の取扱い)

第12条 館長は、特定歴史公文書等について前条に定める利用請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

(1) 当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

ア 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第5条第1号に掲げる情報

イ 独立行政法人等情報公開法第5条第2号又は第4号イからハまで若しくはトに掲げる情報

(2) 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合

(3) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくは汚損を生じるおそれがある場合又は当該原本が現に使用されている場合

2 館長は、利用請求に係る特定歴史公文書等が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に法第11条第5項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 館長は、前項において時の経過を考慮するに当たっては、利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方を踏まえるものとする。

(部分利用)

第13条 館長は、前条第1項第1号又は第2号に掲げる場合であっても、同項第1号に掲げる情報又は同項第2号の条件に係る情報（以下この条において「利用制限情報」という。）が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 前項に規定する区分は、次の各号に掲げる特定歴史公文書の種類に応じ、当該各号に掲げる方法により行う。

(1) 文書又は図画 当該特定歴史公文書等の写しを作成し、当該写しに記載されている利用制限情報を黒塗りする方法。ただし、利用請求者の同意があれば、利用制限情報が記載されている範囲を被覆する方法によることを妨げない。

(2) 電磁的記録 当該記録の写しを作成し、当該写しに記載されている利用制限情報を削除する方法

(本人情報の取扱い)

第14条 館長は、第12条第1項第1号アに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該利用請求をする者が本人であることを確認するため館長が適当と認める書類

2 第11条第3項第2号又は第3号に定める方法により利用請求をする場合には、前項の規定にかかわらず、当該利用請求をする者は、前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したものと及びその者の住民票の写しその他の、その者が当該複写したものに記載された本人であることを示すものとして館長が適当と認める書類（利用請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を館長に提出すれば足りる。

(第三者に対する意見提出機会の付与等)

第15条 館長は、利用請求に係る特定歴史公文書等に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、当該特定歴史公文書等を利用させるか否かについての決定をするに当たり、当該情報に係る第三者に対し、次に掲げる事項を通知して、法第18条第1項の規定に基づく意見書を提出する機会を与えることができる。

(1) 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称

(2) 利用請求の年月日

(3) 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 館長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が独立行政法人等情報公開法第5条第1号口又は第2号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、次に掲げる事項を書面又は電子情報処理組織（アーカイブズの使用に係る電子計算機と通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により通知して、法第18条第2項の規定に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称

(2) 利用請求の年月日

(3) 法第18条第2項の規定を適用する理由

(4) 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(5) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 館長は、前2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提示した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、館長は、その決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、法第18条第4項の規定に基づき利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面又は電子情報処理組織を使用する方法により通知しなければならない。

(利用決定)

第16条 館長は、利用請求があった場合は速やかに、これに係る処分についての決定（以下「利用決定」という。）をしなければならない。ただし、利用制限事由の存否に係る確認作業が必要な場合その他の時間を要する事情がある場合は、利用請求があった日から30日以内に利用決定をするものとする。この場合において、館長が第11条第5項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 利用決定においては、利用請求のあった特定歴史公文書等ごとに、次の各号に掲げるいずれかの処分を決定するものとする。

- (1) 全部の利用を認めること（ただし、法第19条ただし書の規定に基づき写しを閲覧させる方法を用いる場合にはその旨を明記すること。次号において同じ。）
  - (2) 一部の利用を認めないこと
  - (3) 全部の利用を認めないこと
- 3 館長は、利用決定に関し、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、館長は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を通知するものとする。
- 4 館長は、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から60日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定をすることができる。この場合において、館長は、利用請求のあった日から30日以内（第11条第5項の規定により補正に要した日数を除く。）に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法により通知しなければならない。
- (1) 本項の規定を適用する旨及び理由
  - (2) 残りの部分について利用決定をする期限

#### （利用決定の通知）

- 第17条 館長は、利用決定をした場合、当該特定歴史公文書等の利用請求者に対して、次の各号に掲げる事項について記載した通知書（以下「利用決定通知書」という。）により決定の内容を通知しなければならない。
- (1) 利用請求のあった特定歴史公文書等に関する処分の結果
  - (2) 利用請求書において請求した利用が認められない場合（法第19条ただし書の適用により原本の閲覧が認められない場合を含む。）はその理由
  - (3) 利用の方法
- 2 利用決定通知書には、利用請求者が利用の方法を申し出るための書類（以下「利用の方法申出書」という。）を添付しなければならない。
- 3 通知は、閲覧室で行うほか、利用請求者の求めに応じ、次の各号に掲げる方法により行うこともできる。この場合、第1号の方法において必要な送料は、利用請求者が負担するものとする。
- (1) 利用決定通知書を利用請求者に郵送等する方法
  - (2) 情報通信技術を用いて利用決定通知書を利用請求者に送付する方法

#### （利用の方法）

- 第18条 特定歴史公文書等の利用は、文書又は図画等については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録については次の各号に掲げる方法により行うものとする。
- (1) 当該電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの視聴、聴取又は閲覧
  - (2) 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
  - (3) 当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複製したものの交付
- 2 前項に規定する電磁的記録の利用の方法は、情報化の進展状況等を勘案して、利用者が利用しやすいものとする。
- 3 利用の方法は、利用請求者が利用請求書又は利用の方法申出書に利用の方法を記載し、館長に提出することにより指定するものとする。
- 4 利用の方法申出書は、利用決定の通知があった日から30日以内での提出を求めるものとする。ただし、利用請求者において、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、

この限りでない。

5 利用の方法申出書の提出の方法については、第11条第3項の規定を準用する。

(閲覧の方法等)

第19条 特定歴史公文書等の閲覧は、閲覧室で行うものとする。

2 閲覧室における特定歴史公文書等の利用に関しては、別に定めるところによる。

(写しの交付の方法等)

第20条 特定歴史公文書等の写しの交付は、当該特定歴史公文書等の全部について行うほか、その一部についても行うことができる。この場合において、館長は、利用請求者に対し、具体的な範囲の特定を求めるものとする。

2 写しの交付は、次の各号に掲げる特定歴史公文書等の媒体について、当該各号に定めるものの中から館長が指定した方法のうち、利用請求者の希望するものについて、利用請求者から部数の指定を受けた上で実施するものとする。

(1) 文書又は図画（第7条及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。次号において同じ。）

ア 複写機により用紙に複写したもの（法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物に限る。）

イ 第7条により作成された複製物を用紙に出力したもの

ウ アーカイブズが貸し出すデジタルカメラにより撮影してできた電磁的記録を用紙に出力したもの

エ アーカイブズが貸し出すデジタルカメラにより撮影してできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X0606及び X6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの

オ アーカイブズが貸し出すデジタルカメラにより撮影してできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの

(2) 電磁的記録

ア 用紙に出力したもの

イ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本産業規格 X0606及び X6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの

ウ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本産業規格 X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの

3 館長は、利用請求者から、写しの交付を行う範囲、方法及び部数の指定を受けた場合は速やかに料金表（別表）に基づき手数料額を算定し、当該料金を利用請求者に通知するものとする。

4 館長は、次条に定める手数料の納付が確認されたのち、速やかに写しの交付を行うものとする。

5 写しの交付は、アーカイブズにおいて行うほか、利用請求者の求めに応じ、郵送等により行うこともできるものとする。この場合において、必要な送料は、利用請求者が負担するものとする。

(手数料等)

第21条 館長は、利用請求者が写しの交付を受ける場合には、料金表に基づき算出した手数料を、次の各号に定めるもののうち、館長が指定する方法により受け取るものとする。

(1) 館長の指定する窓口において直接納入する方法

(2) 館長の指定する銀行口座へ振り込む方法

2 前項の方法をとるための手続に必要な費用は、利用請求者が負担するものとする。

3 館長は、料金表を閲覧室に常時備え付けるとともに、インターネットの利用等により公表するものとする。

(審査請求)

第22条 館長は、法第21条の規定に基づく審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、法第28条第1項に基づく公文書管理委員会（以下「公文書管理委員会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

2 館長は、前項の諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る利用請求に対する処分（利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

4 館長は、公文書管理委員会から第1項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、遅滞なく裁決を行わなければならない。

## 第2節 利用の促進

(簡便な方法による利用等)

第23条 館長は、法第16条において利用が認められている特定歴史公文書等について、前節に定める方法のほか、あらかじめ手続を定めた上で、簡便な方法（次項に定めるものを除く。）により利用に供するものとする。

2 館長は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(展示会の開催等)

第24条 館長は、年度ごとに計画を定めた上で、展示会の開催、館内の見学会その他の取組を行い、特定歴史公文書等の利用の促進に努めなければならない。

(特定歴史公文書等の貸出し)

第25条 館長は、他の機関から学術研究、社会教育等の公共的目的を有する行事等において利用するために特定歴史公文書等の貸出しの申込みがあった場合は、別に定めるところにより、当該特定歴史公文書等を貸し出すことができるものとする。

(原本の特別利用)

第26条 館長は、原本の利用を認めるとその保存に支障を生ずるおそれがある特定歴史公文書等について、

複製物によっては利用目的を果たすことができない場合等原本による利用が必要と認められる場合は、別に定めるところにより、特に慎重な取扱いを確保した上で、当該原本の利用を希望する者に対し特別に原本を利用に供することができる。

(レファレンス)

第27条 館長は、特定歴史公文書等の効果的な利用を確保するため、レファレンスを行うものとする。ただし、鑑定の依頼、文書の解説・翻訳等、アーカイブズの業務として情報提供することが適当でないと思われる場合は、この限りでない。

2 館長は、レファレンスの申込みを、閲覧室で口頭により受け付けるほか、電話、書面、電子情報処理組織を使用する方法等により受け付けるものとする。

### 第3節 移管元部局等の利用

(移管元部局等の利用)

第28条 館長は、特定歴史公文書等を移管した本学の部局等（以下この条において「移管元部局等」という。）が法第24条に定める利用の特例の適用を求める場合は、当該利用請求者に対して職員証の提示及び移管文書利用申込書の提出を求めるものとする。

2 移管元部局等に属する利用請求者がアーカイブズの閲覧室外での利用を希望した場合、館長は、第19条第1項の規定にかかわらず、30日を限度として、その利用を認めることができるものとする。

### 第4節 開館日及び利用時間

(アーカイブズの開館)

第29条 アーカイブズは、利用に関する業務を実施するため、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

(4) その他アーカイブズの定める休業日

2 館長は、前項の規定にかかわらず、特に必要がある場合は、臨時に開館し又は休館することができる。この場合には、館長は、原則として開館又は休館の2週間前までにその旨及び理由を公表しなければならない。

3 アーカイブズの利用時間は、10時から17時までとする。ただし、特に必要がある場合には、臨時に変更することができるものとする。この場合において、館長は、事前にその旨及び理由を公表しなければならない。

## 第5章 研修

(研修の実施)

第30条 館長は、アーカイブズの職員に対し、歴史公文書等を適切に保存し利用に供するために必要な専門的知識及び技能を習得させ並びに向上させるために必要な研修の機会を与えるものとする。ただし、それが不可能な場合は、代替措置を講ずるよう努めるものとする。

2 アーカイブズは、本学の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ並びに向上させるために必要な研修の機会を与えるものとする。館長は、必要に応じて、その研修を行うこともできる。

- 3 館長は、前2項の研修を実施するときは、その必要性を把握し、その結果に基づいて研修の計画を立てるものとする。
- 4 館長は、第1項及び第2項の研修を実施したときは、歴史公文書等の適切な保存及び移管の改善に資するため、研修効果の把握に努めるものとする。

## 第6章 その他

### (保存及び利用の状況の報告)

- 第31条 館長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 2 館長は、前項に規定する報告のため、必要に応じて調査を実施するものとする。

### (紛失等への対応)

- 第32条 館長は、特定歴史公文書等の紛失若しくは誤廃棄又は目録の重大な誤りが明らかとなった場合には、その旨を直ちに内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、館長は、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、当該措置及び目録の修正について、内閣総理大臣に報告しなければならない。
  - 3 館長は、前項に規定する報告を行った場合には、その内容を公表するものとする。

### (規程の備付け等)

- 第33条 館長は、この法人規程について、閲覧室に常時備え付けるほか、インターネットの利用等により公表するものとする。

### (雑則)

- 第34条 この法人規程に定めるもののほか、この法人規程の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

## 附 則

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4章については、法第2条第3項第2号の政令で定める施設として内閣総理大臣の指定を受けた日（平成29年4月1日）から施行する。

### 附 則（平28.9.29法人規程66号）

この法人規程は、平成28年9月29日から施行する。

### 附 則（平29.3.23法人規程35号）

この法人規程は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則（平30.9.28法人規程72号）

この法人規程は、平成30年10月1日から施行する。

### 附 則（令元.6.28法人規程5号）

この法人規程は、令和元年7月1日から施行する。

### 附 則（令2.12.28法人規程73号）

この法人規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令 3. 8. 3 法人規程38号）

この法人規程は、令和 3 年 8 月 3 日から施行する。

附 則（令 4. 3. 29 法人規程43号）

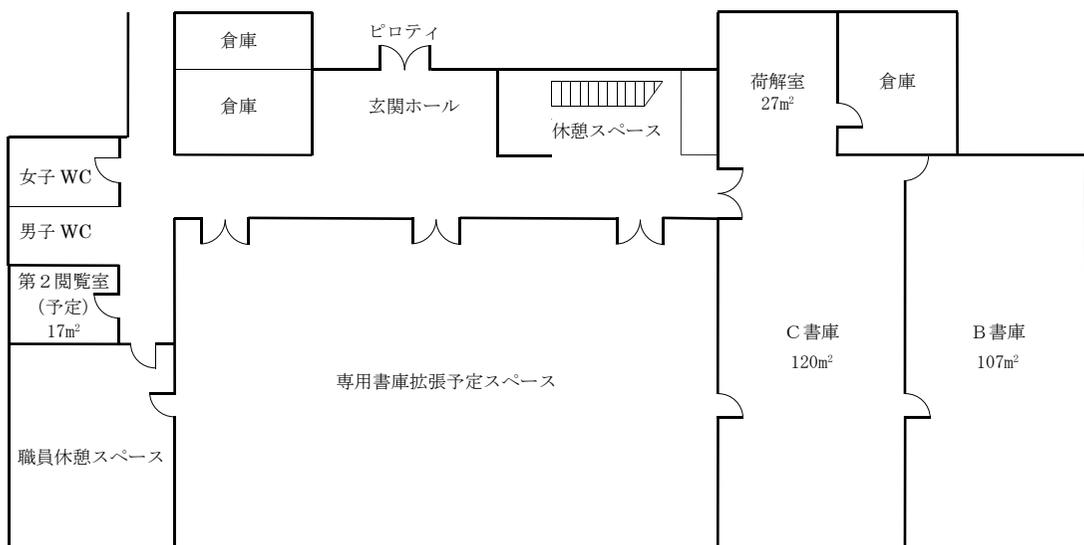
この法人規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 料金表（第20条関係）

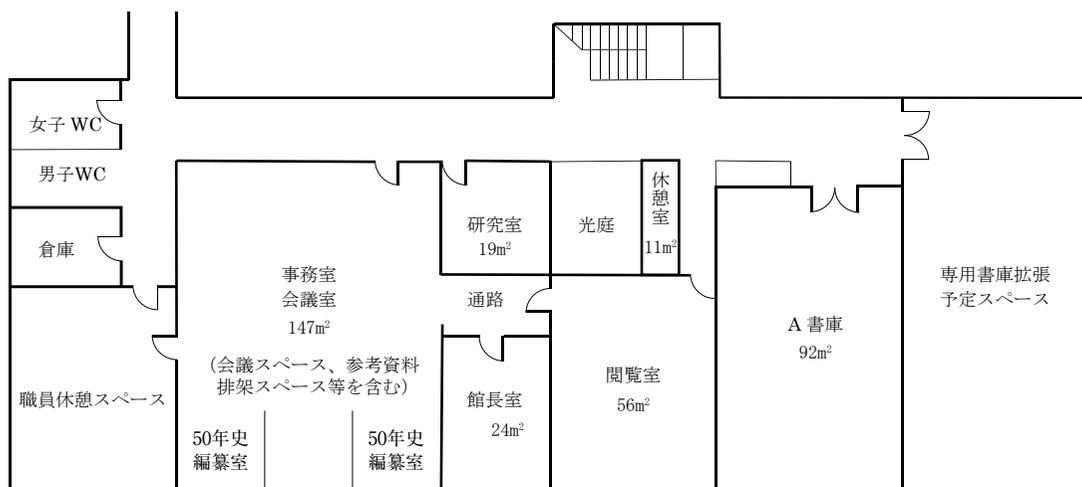
特定歴史公文書等の媒体	写しの交付の実施の方法	実施手数料の額
一 文書又は図画（第7条及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。）	ア 複写機により用紙に複写したものの交付	モノクロは用紙1枚につき10円、カラーは用紙1枚につき20円（いずれもA4～A3まで同額）
	イ 第7条により作成された複製物を用紙に出力したものの交付	
	ウ アーカイブズが貸し出すデジタルカメラにより撮影してできた電磁的記録を用紙に出力したものの交付	
	エ アーカイブズが貸し出すデジタルカメラにより撮影してできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X0606及び X6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき90円に1ファイルごとに80円を加えた額
	オ アーカイブズが貸し出すデジタルカメラにより撮影してできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき90円に1ファイルごとに80円を加えた額
二 電磁的記録	ア 用紙に出力したものの交付	モノクロは用紙1枚につき10円、カラーは用紙1枚につき20円（いずれもA4～A3まで同額）
	イ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本産業規格 X0606及び X6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき90円に1ファイルごとに80円を加えた額
	ウ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本産業規格 X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき90円に1ファイルごとに80円を加えた額

## 6、施設 (総面積1,547m<sup>2</sup>)

平面図 (1階)



平面図 (2階)



## 7、筑波大学50年史編纂事業

筑波大学は2023年に創立50周年を迎えるが、それに合わせて、本格的な『筑波大学50年史』（通史編・史料編・図説編・その他）を編纂・刊行することとしている。

そのため、2016年12月、筑波大学50年史編纂委員会を設置するとともに、同委員会の下に専門的事項を審議する筑波大学50年史編纂専門委員会を設置し、編纂等の準備を開始した。

2021年4月22日に、実務を担う筑波大学50年史編纂室をアーカイブズ内に設置し、同年7月1日に特任研究員を採用した。令和3年度の筑波大学50年史編纂事業に係る組織及び活動状況は、以下のとおりである。

### 筑波大学50年史編纂室

#### 室長

中野目 徹（アーカイブズ館長・人文社会系教授）

#### 室員

山澤 学（人文社会系准教授）

田中友香理（人文社会系助教）

西尾チヅル（ビジネスサイエンス系教授）

大谷 奨（人間系教授）

大林 太朗（体育系助教）

澁谷 和子（医学医療系准教授）

白井 哲哉（図書館情報メディア系教授）

大庭 大輝（附属高等学校教諭）

横川 翔（特任研究員）

加藤総一郎（調査員・大学院人文社会科学研究群人文学学位プログラム院生）

山本 祐麻（調査員・大学院人文社会科学研究群人文学学位プログラム院生）

### ①第2回筑波大学50年史編纂委員会

【開催年月日】 2021年11月15日

【議題】・筑波大学50年史の編纂事業について

- ・筑波大学50年史『史料編（下巻）』の編集方針・目次案について
- ・その他

### ②第1回筑波大学50年史編纂室員会議（ハイブリッド）

【開催年月日】 2021年7月20日

【議題】・50年史編纂に関するこれまでの経緯

- ・今後の編集予定について
- ・その他

### ③第2回筑波大学50年史編纂室員会議（ハイブリッド）

【開催年月日】 2021年10月27日

【議題】・前回議事要旨の確認について

- ・令和4年度予算要求事項について
- ・50年史『史料編（下）』第1次目次案について

・その他

④第3回筑波大学50年史編纂室会議（ハイブリッド）

【開催年月日】 2022年1月19日

【議題】・前回議事要旨の確認について

- ・第2回筑波大学50年史編纂委員会について（報告）
- ・50年史『史料編（下）』収録予定史料目次（案）について
- ・その他

⑤第4回筑波大学50年史編纂室会議（ハイブリッド）

【開催年月日】 2022年3月2日

【議題】・前回議事要旨の確認について

- ・『筑波大学50年史 史料編 下巻』収録予定史料目次（案）について
- ・その他

⑥第5回筑波大学50年史編纂室会議（ハイブリッド）

【開催年月日】 2022年3月30日

【議題】・前回議事要旨の確認について

- ・『筑波大学50年史 史料編 下巻』収録予定史料目次（案）について
- ・その他

## 8、その他

(1) 展示会の開催

令和元年度までは毎年、オープン・キャンパスの際に展示会を開催していたが、令和2年度に続き令和3年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止のためオープン・キャンパスがオンラインのみで実施となったため、展示会は開催できなかった。

(2) その他

① 施設整備

2021年12月書庫拡張の一環として、1階C書庫について書架30台（壁面も含む）を増設し、C書庫全体の整備が完成した。



整備途中のC書庫



増設し整備が完了したC書庫

## ②利用参考資料の寄贈

昨年に引き続き、水口政次氏（元・東京都公文書館）から筑波大学アーカイブズに対し、アーカイブズ関連文献が寄贈されました。記して感謝申し上げます。当館ではこれらを「水口政次文庫」と名づけ、閲覧室の書棚に排架し、利用者の便に供しております。2018年以降、毎年寄贈された資料の目録は以下のとおりです。

## 「水口政次文庫」 目録

### 1 図 書

- (1) 伊藤正巳〔著〕 プライバシーの権利（岩波書店、1963年）
- (2) 石光真人〔著〕 ある明治人の記録（中央公論新社、1971年）（第47版、2009年）
- (3) 東京百年史編集委員会〔編〕 東京百年史 第一巻～第六巻＋別巻（東京都、1972～1979年）
- (4) 奥平康弘〔著〕 知る権利（岩波書店、1979年）
- (5) 朝日新聞文芸部〔編〕 ふみくら 日本の文庫案内（出版ニュース社、1979年）
- (6) 東京都公文書〔編〕 都史紀要27 東京都の修史事業（東京都情報連絡室情報公開部都民情報課、1980年）
- (7) 図書館問題研究会・図書館用語研究会〔編〕 図書館用語辞典（角川書店、1982年）
- (8) 安澤秀一〔著〕 史料館・文書館学への道—記録・文書をどう残すか—（吉川弘文館、1985年）
- (9) 大藤修・安藤正人〔著〕 史料保存と文書館学（吉川弘文館、1986年）
- (10) 遠藤諦之輔〔著〕 古文書修補六十年—和装本の修補と造本（汲古書院、1987年）
- (11) 北海道立文書館〔編〕 北海道の歴史と文書（北海道出版企画センター、1987年）
- (12) 岩上二郎〔著〕 公文書館への道（共同編集室、1988年）
- (13) 国文学研究資料館・史料館〔編〕 史料の整理と管理（岩波書店、1988年）
- (14) 埼玉県市町村史編さん連絡協議会〔編〕 地域文書館の設立に向けて2 行政文書の収集と整理（埼玉県市町村史編さん連絡協議会、1989年）
- (15) 鈴江栄一〔著〕 開拓使文書を読む（雄山閣出版、1989年）
- (16) 東京都・東京都公文書館〔編〕 東京都職制沿革（東京都・東京都公文書館、1991年）
- (17) 東京都立教育研究所 東京都教育史資料総覧第1巻〔編〕（東京都立教育研究所、1991年）
- (18) 埼玉県地域史料保存活用連絡協議会〔編〕 地域文書館の設立に向けて3 諸家文書の収集と整理（埼玉県地

域史料保存活用連絡協議会、1992年)

- (19) 全国歴史保存利用機関連絡協議会〔編〕 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会機関会員総覧 JSAI データブック '94 (第一法規出版株式会社、1994年)
- (20) 高野修〔著〕 地域文書館論 (岩田書院、1995年)
- (21) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 関東部会〔編〕 文書館学文献目録 (岩田書院、1995年)
- (22) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会〔編〕 日本の文書館運動—全史料協の20年— (岩田書院、1996年)
- (23) 安藤正人〔著〕 草の根文書館の思想 (岩田書院、1998年)
- (24) 安藤正人〔著〕 記録史料学と現代—アーカイブズの科学をめざして— (吉川弘文館、1998年)
- (25) 全国大学史資料協議会東日本部会〔編〕 全国大学史資料協議会東日本部会の十年の歩み (全国大学史資料協議会東日本部会、1999年)
- (26) 学習院大学五十年史編纂委員会〔編〕 学習院大学の50年 写真と図録 (学習院大学、1999年)
- (27) 鈴江栄一〔著〕 キリスト教解禁以前一切支丹禁制高札撤去の史料論— (岩田書院、2000年)
- (28) 青山英幸〔著〕 記録から記録史料へ—アーカイバル・コントロール論序説 (岩田書院、2002年)
- (29) 佐藤正広〔著〕 国勢調査と日本近代 [一橋大学経済研究叢書51] (岩波書店、2002年)
- (30) 鈴江栄一〔著〕 近現代史料の管理と史料認識 (北海道大学図書刊行会、2002年)
- (31) 東京都公文書館〔編〕 都史紀要39 レファレンスの杜 (東京都生活文化局広報聴部広聴管理課、2003年)
- (32) 国文学研究資料館史料館〔編〕 アーカイブズの科学上・下巻 (柏書房、2003年)
- (33) 企業史料協議会〔編〕 企業史料協議会20年史 (企業史料協議会、2004年)
- (34) 岡村久道・鈴木正朝〔著〕 これだけは知っておきたい個人情報保護 (日本経済新聞出版社、2005年)
- (35) 鈴江栄一〔編著〕 開拓使文書の森へ—近代史料の発生、様式、機能— (北海道出版企画センター、2005年)
- (36) 丑木幸男〔著〕 戸長役場史料の研究 近代史研究叢書8 (岩田書院、2005年)
- (37) 台湾史研究部会〔編〕 現代の公文書史料学への視座 社研叢書 (中京大学社会科学部、2006)
- (38) 安澤秀一〔訳・著〕 建築記録アーカイブズ管理入門 (書肆ノワール、2006年)
- (39) 東京都公文書館〔編〕 都史紀要40 続レファレンスの杜—江戸東京歴史問答 その二— (東京都生活文化スポーツ局広報聴部都民の声課、2008年)
- (40) 岡村久道・鈴木正朝〔著〕 これだけは守りたい 個人情報保護 (日本経済新聞出版社、2009年) (第7刷、2015年)
- (41) 安江昭夫〔監修〕 資料保存の調査と計画 (日本図書館協会、2009年)
- (42) 全国大学史資料協議会東日本部会〔編〕 全国大学史資料協議会東日本部会 二十年の歩み (全国大学史資料協議会東日本部会、2009年)
- (43) 山田隆司〔著〕 名誉毀損—表現の自由をめぐる攻防 (岩波書店、2009年)
- (44) 安藤正人〔著〕 アジアのアーカイブズと日本 (岩田書院、2009年)
- (45) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 (全史料協)〔編〕 劣化する戦後写真—写真の資化と保存・活用— (岩田書院、2009年)
- (46) 松岡資明〔著〕 日本の公文書 開かれたアーカイブズが社会システムを支える (ポット出版、2010年)
- (47) 東京基督教大学 教会アーカイブズ研究会〔編〕 / 山口陽一ほか〔著〕 教会アーカイブズ入門—記録の保存と教会史編纂の手引き (いのちのことば社、2010年)
- (48) 松岡資明〔著〕 アーカイブズが社会を変える 公文書管理法と情報革命 (平凡社、2011年)
- (49) 宇賀克也〔著〕 逐条解説 公文書等の管理に関する法律 改訂版 (第一法規株式会社、2011年)
- (50) マリア・バルバラ・ベルティエニ〔著〕 / 湯上良〔訳〕 アーカイブとは何か 石板からデジタル文書まで、イタリアの文書管理 (法政大学出版局、2012年)

- (51) 東京都公文書館〔編〕 都史紀要41 明治期東京府の文書管理（東京都生活文化局広報広聴部都民の声課、2013年）
- (52) 小谷允志〔著〕 文書と記録のはざまで—最良の文書・記録管理を求めて（日外アソシエーツ株式会社、2013年）
- (53) 明日の自由を守る若手弁護士の会〔著〕 これでわかった！超訳 特定秘密保護法（岩波書店、2014年）
- (54) 大西愛〔編〕 アーカイブ・ボランティア—国内の被災地で、そして海外の難民資料を—（大阪大学出版会、2014年）
- (55) 久保亮・瀬畑源〔著〕 国家と秘密 隠される公文書（集英社、2014年）
- (56) 小川千代子・菅真城〔編〕 アーカイブ基礎資料集（大阪大学出版会、2014年）
- (57) 安藤正人・久保亨・吉田裕〔編〕 歴史学が問う 公文書の管理と情報公開—特定秘密保護法下の課題（大月書店、2015年）
- (58) 梅屋真一郎〔著〕 日経文庫1338 これだけは知っておきたいマイナンバーの実務（日本経済新聞社、2015年）
- (59) 九州史学会・公益財団法人史学会〔編〕 史学会125周年リレーシンポジウム2014. 4 過去を伝える今を遺す—歴史資料、文化遺産、情報資源は誰のものか（山川出版社、2015年）
- (60) 坂口貴弘〔著〕 アーカイブズと文書管理—米国型記録管理システムの形成と日本（勉誠出版、2016年）
- (61) エリザベス・シェパード、ジェフリー・ヨー〔著〕/ 森本祥子ほか〔訳〕 レコード・マネジメント・ハンドブック—記録管理・アーカイブズ管理のための（日外アソシエーツ株式会社、2016年）
- (62) 瀬畑源〔著〕 公文書問題 日本の「闇」の核心（集英社、2018年）
- (63) 小林恭子〔著〕 英国公文書の世界史 一次資料の宝石箱（中央公論新社、2018年）
- (64) 高山正也〔監修〕/ 壺阪龍哉・齋藤柳子・清水恵枝・渡辺佳子〔著〕 文書と記録 日本のレコード・マネジメントとアーカイブズへの道（樹村房、2018年）
- (65) 松岡資明〔著〕 公文書問題と日本の病理（平凡社、2018年）
- (66) 日下部聡〔著〕 武器としての情報公開—権力の「手の内」を見抜く（筑摩書房、2018年）
- (67) 小川千代子・菅真城・大西愛〔編〕 公文書をアーカイブする—事実は記録されている—（大阪大学出版会、2019年）
- (68) スー・マケミッシュほか〔編〕/ 安藤正人ほか〔訳〕 アーカイブズ論—記録のちからと現代社会（明石書店、2019年）
- (69) 時実象一・久永一郎〔編〕 デジタルアーカイブ・ベーシックス5 新しい産業創造へ（勉誠社、2021年）

## 2 雑 誌

- (1) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会〔編〕 記録と史料第1号～第32号+（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、1990～2022年+）
- (2) 日本アーカイブズ学会〔編〕 アーカイブズ学研究第1号～第35号+（日本アーカイブズ学会、2004～2021年+）
- (3) 帝国データバンク史料館〔編〕 別冊 Muse2012 企業と史料 ～資料の収集、保管そして利活用の現状と課題～（帝国データバンク史料館、2012年）
- (4) 帝国データバンク史料館〔編〕 別冊 Muse2013 産業文化博物館～広がる、重なる、繋がる～（帝国データバンク史料館、2013年）
- (5) 帝国データバンク史料館〔編〕 別冊 Muse2014 情報と資料～越える、渡る、広がる～（帝国データバンク史料館、2014年）
- (6) 帝国データバンク史料館〔編〕 別冊 Muse2015 記憶と記録 ～紡ぐ、結ぶ、伝える～（帝国データバンク史料館、2015年）

- (7) 帝国データバンク史料館 [編] 別冊 Muse2016-2018特大号 地場産業 ～伝統と革新の軌跡～ (帝国データバンク史料館、2018年)
- (8) 東京人④ april 2017 No.382 (都市出版、2017年)

### 3 その他

- (1) 東京大学百年史編集室 東京大学百年史略年表 (稿) (東京大学百年史編集室、1976年)
- (2) 東京大学百年史編集室 東京大学関係諸資料の保存と利用に関する予備的研究 昭和56・57年度研究調査報告 (東京大学百年史編集室、1983年)
- (3) 小川千代子 SAAと大学アーカイヴズについて (『東京大学史紀要』4、東京大学百年史編集室、1983年) (抜刷)
- (4) 小川千代子 大学の文書館 (『日本の科学者』231、日本科学者会議、1987年) (抜刷)
- (5) ICA Mission 受入実行委員会 [編] 記録管理と文書館—第1回文書館振興国際会議報告集— (全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、1987年)
- (6) [第1回公文書館等職員研修会配布資料集] (1988年) (ファイル)
- (7) 国立公文書館・全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 公文書館法施行1周年記念 ジャン・ファビエ ICA会長講演会 (国立公文書館・全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、1989年)
- (8) 国立公文書館 第2回公文書館等職員研修会 平成元年11月27日 (月)～12月1日 (金) 受講資料 (国立公文書館、1989年)
- (9) 国立公文書館 [編] 国立公文書館設立20年にあたって 公文書等の集中管理—保存・利用のための移管の重要性について— (国立公文書館、1991年)
- (10) 文化財保存修復学会 文化財防災ウィール (文化庁、1991年)
- (11) 東京都公文書館 [編] 関東大震災と情報—東京都公文書館所蔵・関東大震災関係資料目録— (東京都政策報道室都民の声部情報公開課、1997年)
- (12) 国文学研究資料館史料館 特定研究「記録史料の情報資源化と史料管理学の体系化に関する研究」研究レポート No.1 (国文学研究資料館史料館、1997年)
- (13) 国文学研究資料館史料館 「記録史料の情報資源化と史料管理学の体系化に関する研究」研究レポート No.2 (国文学研究資料館史料館、1998年)
- (14) 東京都公文書館 [編] 東京都公文書館ガイド (東京都公文書館、2000年)
- (15) 国文学研究資料館史料館 特定研究「記録史料の情報資源化と史料管理学の体系化に関する研究」研究レポート No.3 (国文学研究資料館史料館、2000年)
- (16) 文書館問題研究会 [編] 歴史資料保存公開システムの構築にむけて—横浜市を中心として— (横浜開港資料館、2003年)
- (17) 歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会 諸外国における公文書等の管理・保存・利用等にかかる実態調査報告書 (歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会、2003年)
- (18) 日本アーカイブズ学会設立準備委員会 [編] 日本アーカイブズ学会 (仮称) 発足準備大会報告書 (日本アーカイブズ学会設立準備委員会、2004年)
- (19) 東京文化財研究所 保存科学部生物科学研究室 文化財のカビ被害防止チャート (独立行政法人文化財研究所 東京文化財研究所、2004年)
- (20) 独立行政法人国立公文書館 公文書移管関係資料集【平成21年度版】 (国立公文書館、2009年)
- (21) 埼玉県地域史料保存活用連絡協議会 [編] 第6次専門研究委員会報告書 歴史的公文書収集の現状と評価選

別（埼玉県地域史料保存活用連絡協議会、2009年）

- (22) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会調査・研究委員会〔編〕 公文書管理法制定にともなうセミナー資料集（地方自治体の歴史的公文書等の取扱いに関するアンケート調査報告書）（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会調査・研究委員会、2010年）
- (23) アーカイブズ研究系「アーカイブズ情報の資源化とネットワークの研究」プロジェクト〔編〕 国文学研究資料館 平成16年度～平成21年度研究成果報告 アーカイブズ情報の資源化とネットワークの研究（人間文化研究機構国文学研究資料館、2010年）
- (24) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会調査・研究委員会〔編〕 「公文書管理の新地平―法と実践―」セミナー資料集（公文書館機能普及セミナー in 高知資料集）（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会調査・研究委員会、2010年）
- (25) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会調査・研究委員会〔編〕 資料保存セミナー資料集（付：既存施設を活用した公文書館施設に関するアンケート調査結果）（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会調査・研究委員会、2011年）
- (26) 地方公共団体公文書管理条例研究会〔編〕 地方公共団体公文書管理条例研究会 報告書 公文書管理条例の制定に向けて～より良い公文書等の管理を目指して～（地方公共団体公文書管理条例研究会、2011年）
- (27) 国立公文書館 国立公文書館 創立40周年記念貴重資料展Ⅱ 平成23年秋の特別展 公文書の世界（国立公文書館、2011年）
- (28) 茨城大学中世史研究会〔編〕 茨城大学中世史研究会特別編集号 Vol. 9（茨城大学中世史研究会、2012年）
- (29) 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻・浅井歴史民俗資料館〔編〕 西邑仁平旧蔵大郷村文書目録（浅井歴史民俗資料館、2012年）
- (30) 国立公文書館・宮内庁宮内公文書館・外務省外交史料館 平成25年春の特別展 近代国家日本の登場 公文書にみる明治（国立公文書館・宮内庁宮内公文書館・外務省外交史料館、2013年）
- (31) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会東日本大震災臨時委員会〔編〕 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会東日本大震災臨時委員会活動報告書（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会東日本大震災臨時委員会、2014年）
- (32) 茨城文化財・歴史資料救済・保全ネットワーク（茨城史料ネット）〔編〕 身近な文化財・歴史資料を救う、活かす、甦らせる―茨城史料ネットの活動紹介パンフレット―（茨城文化財・歴史資料救済・保全ネットワーク（茨城史料ネット）、2014年）
- (33) 株式会社資料保存器材 アーカイバル容器カタログ（株式会社資料保存器材、2014年）
- (34) 株式会社 TT トレーディング 貴重な資料を未来へ―資料保存のためのハンドブック―（株式会社 TT トレーディング、2015年）
- (35) 沖縄県公文書館〔編〕 沖縄県公文書館ガイドブック2017（沖縄県公文書館、2017年）
- (36) 沖縄県公文書館〔編〕 沖縄県公文書館ガイドブック2018（沖縄県公文書館指定管理者（公財）沖縄県文化振興会 公文書管理課、2018年）
- (37) 沖縄県公文書館指定管理者沖縄県文化振興会〔編〕 一児童・生徒のための沖縄県公文書館ガイドー みんなの公文書館 どうなところ？何ができるの？（沖縄県公文書館指定管理者沖縄県文化振興会、2021年）

### ③ アーカイブズへの寄付

当館に島田俊平関係文書を御寄贈くださった嶋田俊恒氏より、一昨年度、昨年度に引き続き、本学に対してアーカイブズ事業の発展を目的とした御寄付をいただきました。記して感謝申し上げます。



# 研究報告編



# 米国の例に学ぶ「一次資料を用いた教育」 TPS Teaching with Primary Sources」

筒井弥生

## I. はじめに

アメリカアーキビスト協会（以下 SAA）レファレンス・アクセス・アウトリーチセクション（以下 RAO）の TPS<Teaching with Primary Sources 一次資料を用いた教育>委員会<sup>1</sup>と TPS 集団<sup>2</sup>の活動について、『一次資料リテラシーのためのガイドライン』と事例研究の一例の翻訳と併せて紹介する。

TPS 委員会と TPS 集団の沿革を述べる前に、レファレンス・アクセス・アウトリーチそして一次資料という語について SAA の用語集<sup>3</sup>などから確認する。

### レファレンス reference 名詞

1. 引用された情報源を示す注記。
2. さらなる情報源を示す注記。
3. 利用者に別の見出し語を指し示す目録や索引の項目；相互参照。
4. 利用者の関心に関連する資料の場所を特定することを援けるサービス；レファレンス・インタビュー⇔アーキビストと研究者の間で行なわれる会話で、研究者に資料の使用に関するオリエンテーションを行ない、研究者が関連する所蔵資料を特定するのを助け、研究要求が満たされていることを確認するために行なわれる>をみよ。
5. 比較のために使われる何らかのもの。
6. 相談；利用。

- 
- 1 アメリカアーキビスト協会、Society of American Archivists: SAA, <https://www2.archivists.org/>.  
レファレンス・アクセス・アウトリーチセクション、Reference, Access and Outreach Section: RAO, <https://www2.archivists.org/groups/reference-access-and-outreach-section>.  
一次資料を用いた教育委員会、Teaching with/about Primary Sources Committee: TPS, <https://www2.archivists.org/groups/reference-access-and-outreach-section/teaching-withabout-primary-sources>.  
当初、一次資料“について”、も意識され、さらに SAA では TPWS という表記もされているが、現在 RAO のメーリングリストでは TPS とされているので、TPS とする。本稿の翻訳にあたっては、すでに訳語がある場合はそれに従い、なるべく原文に忠実に、と心掛けたが、あくまでたたき台として仮訳と扱っていただきたい。例えば、primary sources の sources は資源とも訳せるが既に定訳があり、定義に material とあるので資料とした。ただし、primary objects とあるものについては、あえて一次モノ資料とした。また、contexts や topic のようにカタカナの方が通りの良い語については文脈や話題とするなどやや記号的な扱いになっている。中黒（・）はできるだけ略した。原綴や訳註には< >を付した。
  - 2 TPS 集団 TPS Collective, <https://tpscollective.org/>. なお、Collective を用いる団体のひとつに The Los Angeles Archivists Collective : LAAC, <https://www.laaccollective.org/> がある。
  - 3 SAA は、用語集として、Lewis J. Bellardo and Lynn Lady Bellardo, *A Glossary for Archivists, Manuscript Curators, and Records Manager*<sup>\*</sup>, 1992 と Richard Pearce-Moses, *A Glossary of Archival and Records Terminology*<sup>\*</sup>, 2005 を出版していて、特に後者は ICA マルチリンガル・ターミノロジー (<https://www.ica.org/en/online-resource-centre/multilingual-archival-terminology>) にも収録されている。SAA は現在、アーカイブズ用語辞典をそのホームページ上に構築している (Dictionary of Archives Terminology, <https://dictionary.archivists.org/index.html>) 。

参照先のひとつには、レファレンスの問い合わせは対面であれ、電話であれ、あるいは情報検索システムであれ、利用者は何度かのやりとりで絞り込む、とある。

#### アクセス access 名詞

1. 目録、索引、検索手段、その他のツールを用いて関連情報を見つける能力。
2. プライバシー、機密性、機密解除<security clearance>といった法的制限内で利用（相談あるいはレファレンス）のために情報を見つけ、取得する許可。
3. <コンピュータ用語>ストレージ媒体から情報を取り出す物理的な処理。

#### アウトリーチ outreach 名詞

収蔵機関の使命に係る要求をもつ対象者<constituencies>を同定し、サービスを提供し、その要求に見合ったサービスを作り上げる過程。

備考：アウトリーチ活動には展示、ワークショップ、出版、教育プログラムなどがある。

#### 一次資料 primary source 名詞

出来事の直接証言を含む資料で、その出来事と同時期に作成されたもの、またはのちに目撃者によって思い出されたものがある。

備考：一次資料とは研究対象や出来事と、それらの事柄や出来事の報告との間に媒介者がいないことを強調するもので、その根拠は、直接の記録がより正確であるという考えに基づいている。一次資料の例としては、手紙や日記、政府・教会・企業の記録、オーラルヒストリー、写真や映画やビデオ、地図や土地の記録、設計図などがある。記述された出来事と同時期の新聞記事は、伝統的に一次資料とみなされているが、記者は目撃者ではなく、目撃者から話をまとめた可能性がある。人工物や標本も、それらが研究対象であれば、一次資料となる場合がある。

一次資料については、イエール大学でも同様の説明をしている<sup>4</sup>。

#### 一次資料リテラシー primary sources literacy

一次資料を見つけ、解釈し、評価し、利用するための知識と実力<competency>。

ここで注意しておきたいのは、図書館という一次資料、博物館という一次資料とは全く異なることである。図書館の一次資料とは、それ自身で完結したオリジナルな情報を収録している資料である。元来は目録・書誌・索引・抄録・書評・レビューなどの二次資料に対して用いられることばで、二次資料によって検索・評価される資料を指している<sup>5</sup>。すなわち一次資料とは、通常、図書や雑誌記事などそのものを指し、二次資料は書誌や目録や採録誌など、あるいは事典やハンドブックなどを指す。また、博物館法によると、博物館資料とは、実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等である。このうち、一次資料とは実物や標本であり、一次資料に対する情報資料が二次資料で、模写、模型、文献、図表、写真、映像などがそれにあたるとされてきた。最近は見直しの議論もある。

なお、TPS についての国内での言及は、古賀崇のカレントアウェアネスの動向レビューがある<sup>6</sup>。ま

---

4 イェール大学の一次資料、Primary Sources at Yale, <https://primarysources.yale.edu/>.

一次資料は、調査中の話題や疑問に関する直接の証言や直接的証拠を提供する。ここにはアーカイブズ資料を含む様々な類型や形態（アーカイブズ&マニユスクリプツ、図書や冊子、データ、学術論文、一過性資料<ephemera>、政府文書、地図、楽譜、モノ資料や人工物、オーラルヒストリー、新聞や雑誌といった定期刊行物、音声記録、絵画・描画・彫刻・建築図面・版画・グラフィックアート・写真・フィルムやビデオといった視覚資料）の一次資料のデータベースがあり、その活用法も伝えている。

5 日本図書館協会用語委員会編『図書館用語集』四訂版、2013年、日本図書館協会、p.13。

6 古賀崇「デジタルアーカイブコンテンツの児童・生徒向け教育への活用をめぐる：米国・欧州の動向を中心

たそこで紹介されている鎌田均の論考<sup>7</sup>を参照した。

## II. SAA の RAO と TPS

TPS 委員会が所属する RAO は SAA に現在46あるセクションの一つで、1969年、委員会システムが見直されたときに、レファレンス、アクセス、写真複写委員会として設立された。1972年には、レファレンスとアクセス方針委員会となった。この委員会の目的は、アーカイブズ機関や個人に対して、研究資料へのアクセスを提供する手法やそれらの資料のレファレンス・サービスや複製サービスについて助言と支援を与えることであり、ガイドラインとなるような標準の策定に携わった。1979年には評議会による組織替えてプロフェッショナル・アフィニティ・グループ (PAG)<sup>8</sup>が設立された。レファレンス・アクセス・アウトリーチ PAG はアーカイブズの利用者とアーカイブズの受容について調査、参考文献目録を作成、アウトリーチについて各館にアンケートを実施 (半数以上がアウトリーチの方法がわからないという結果) といった活動を行なった。レファレンス・アクセス・アウトリーチ PAG からレファレンス・アクセス・アウトリーチセクションとなった1984年のワシントン DC 大会で、様々なアウトリーチ活動の例を紹介する「アウトリーチ・フェア」を開催した。1980年代はアウトリーチに高い関心が寄せられていた。またオープン・ハウスも実施した。このイベントは、今日、大会時のレポジトリリー・ツアーに引き継がれている。1983年から84年の SAA 会長デビッド・B・グレイシー II 世博士<sup>9</sup>の主導ではじまったアーカイブズと社会に関するタスクフォースで多くの調査を行ない、アーキビストのイメージについての報告書<sup>10</sup>を出版し、他機関や他セクションと協働するなどして、多数の報告書を刊行した。引き続き、参考文献リストの作成やレファレンス・ツールの開発に取り組んだ。その後もセクションは発展し、現在では、セクション内に TPS 委員会のほか、展示とイベント常任委員会、公共サービスの対策と指標の評価委員会、国の歴史の日<sup>11</sup>委員会、最小限の整理と公共サービスを導く作業部会がある。電子記録へのアクセス作業部会は、電子記録の保存媒体や内容が読み取れるか、という調査を実施するなどしていたが、別のグループが同様の作業をしている、とのことで2018年に解散した。さらに情報資源として、RAO が開発した「アーキビストのための23の事柄」<sup>12</sup>がある。これは SAA 全体のアドボカシーのページにも種々のツールキットと一緒にリンクが貼られているが、新しく登場した技

---

に」\*『カレントアウェアネス』No.338、2018年12月20日。

- 7 鎌田均「一次資料の利用と情報リテラシー：米国大学におけるアーカイブ、特殊資料コレクションの教育的役割から見て」\*『同志社図書館情報学』23号、2013年。  
同上「米国の高等教育におけるアーカイブズの教育活動」\*『アーカイブズ学研究』24号、2016年。鎌田はデポール大学とダートマス大学を実際に訪問して、その実践についてアーキビストにインタビューしている。
- 8 プロフェッショナル・アフィニティ・グループ、Professional Affinity Group: PAG, 会員が似たような経歴や専門職の関心をもつほかの人々と出会い、協働するための機会を提供するグループ、類縁団体や親和団体と訳される。1983年にセクションに移行することが決まった。
- 9 デビッド・B・グレイシー II 世博士<Dr. David B. Gracy II>については、『筑波大学アーカイブズ年報』3号の拙稿を参照されたい。博士はこの掲載を大変喜んでくださったが、2020年9月逝去された。
- 10 Albert G. Robles and Sidney Levy, *The Image of Archivists: Resource Allocators' Perceptions*\*, Society of American Archivists, 1984.
- 11 National History Day, <https://www.nhd.org/>.  
National History Day and Archives Toolkit, <http://nhdarchives.pbworks.com/w/page/37898361/National>.
- 12 アーキビストのための23の事柄、23 Things for Archivists, <http://23things4archivists.pbworks.com/w/page/62258667/23>. PBworks 上で2015年から協働して構築しているが、BitCurator、Omeka を最後にここしばらくは更新されていない。54項目ある。

術、とくにソーシャル・メディアやオープンソースなどを探求し、試して学ぶべき事柄をリストにし、情報や実際の利用例をまとめ、自分たちのアーカイブズの振興に寄与するはずである、としている。

2022年4月現在のRAOのメンバー数は847人、セクションとしては6番目の規模である。RAOのSNSについては、ブログを2017年1月から運営委員会がはじめた。Facebookは2011年6月にアカウントを開き、更新されている。Twitterは2014年6月に開始、おもにニュースを投稿している。

RAOのTPS委員会は当初、作業部会として2010年に設立された。その目的は、アーカイブズの仕事の中核として、教育や学習において一次資料の積極的で双方向の利用を提唱することである。委員会は、この話題に関する情報を収集・発信し、アーキビストや関連専門職のための情報資源や評価ツールを開発することによって、これを実現する。そうすることで、TPS委員会はあらゆるタイプの機関（学術機関、文化遺産など）とキンダー〈年長児〉から12年生、大学、生涯学習のあらゆるレベルの学習者に働きかける。作業部会は、最初の2年間で、一次資料を用いた教育に関する文献集の作成と、一次資料を用いた教育の実践の調査〈具体的な調査内容は後述〉、その結果の分析を成し遂げた<sup>13</sup>。これにより常任委員会として承認され、2014年には4つのプロジェクトを立ち上げた。それは、TPSのための標準を提唱・提案すること、リソース・バンクの開発、アンカンファレンス型ワークショップの開催、大学院教育のTPSコンテンツの調査である。TPS委員会の責務は次の通りである。

・双方向の教育体験をつくる技術を開発・同定する。アーキビストが価値の高い教育セッションをつくるのに役立つ具体的事例や事例研究、情報資源などのことである。指導を支援する情報資源は、アーカイブズ空間と方針を案内し、資料の同定と発見、一次資料の分析など、アーカイブズ研究の全領域における様々な話題をカバーする。

- ・教員や指導者との関係を構築し、教育計画過程に参加してもらうための戦略を明らかにする。いずれの関係もいずれの機関も独特であることを認識する。
- ・指導の成功を阻む障壁は、時間、資源、組織的支援の不足であることを踏まえ、アーカイブズの仕事の中核として、指導を擁護する。
- ・何が指導を成功させるかの共通理解のために、評価のためのベストプラクティスを開発する。
- ・新しい教材を作成し、一次資料を使って教える人たちに広く普及させる。
- ・コミュニケーション、コラボレーション、フィードバックを可能にし、奨励する適切な手段を用いて、委員会内及びより大きなアーカイブズコミュニティ内の継続的なコミュニケーションを確保する。

TPS委員会のページには上記のようにあり、これに加えて、委員長やプロジェクトチームの任命や組織について、またプロジェクトへのボランティアを募る記述がある。このページには、2013年に実施した調査の質問票が添付されている。調査の目的は、現状把握と成功した方法論や情報資源の収集、アーカイブズでの指導に必要なツールや専門的支援を知ることである。調査対象機関（大学、コミュニティ・カレッジ、歴史協会、ミュージアム、公共図書館／アーカイブズ、企業アーカイブズ、その他を想定）の規模やスタッフの正規採用・非正規雇用・ボランティアの内訳、回答者個人と機関の仕事の配分も問う。この仕事とは、アウトリーチ、指導、レファレンス、整理、運営、その他である。また興味深いものとして、横軸に対象者、縦軸に方法を書いた表がある。横軸の対象者には、学部生、院生、教員・研究者、独立研究者、家系図学者、キンダーから12年生、その他の利用者、縦軸の具体的指導として、館内でのショー & テル〈モノ〉を見せて語る、学校の授業でも低学年からよく取り入れられてい

---

13 Teaching with Primary Sources Working Group, Survey Findings and Recommendations, [https://www2.archivists.org/sites/all/files/TPS\\_survey\\_final\\_report\\_080513.pdf](https://www2.archivists.org/sites/all/files/TPS_survey_final_report_080513.pdf).

る>、館内での講義、館内でのワークショップ、館外でのショウ & テル、館外での講義、埋め込みの授業（一学期相当）、オンライン指導用資料とあり、該当部分に印をつけるようになっている。これらが2013年当時考えられていた教育手法である。技術的手段として挙げられていたのは、パワーポイントによるプレゼンテーション、Prezi<sup>14</sup>のプレゼンテーション、文書分析あるいは精読、収蔵庫の見学、技術を基盤としたプレゼンテーションやデモ（オンラインのツールやデータベース、iPadの利用）、リサーチ・ガイド（LibGuide<sup>15</sup>など）、オンライン指導用ビデオやオンライン個別指導を例示している。調査結果の報告にはこのような具体的な事柄にそれほど言及されてはおらず、ほとんどの館でショウ & テルが実施されているが、その効果はたいしたことがない、というコメントがあったくらいである。調査の格差を2つ指摘して反省もしている。調査報告書の附録にはどのような授業で活用されているかが列挙されているが、人類学、地域研究、ブック・アート、ビジネス、コンピュータ科学、ジェンダー研究、神学、哲学、ジャーナリズムなどなど幅広い。TPS 委員会は2017年、それまでの働きに対して、SAA 評議会から表彰されている<sup>16</sup>。

### Ⅲ. TPS 集団

SAA の TPS 委員会のサイトが頻繁には更新されていない理由はプラットフォームが別に移ったからと考えられる。それが TPS 集団である。TPS 集団とは、ライブラリアン、アーキビスト、教師、文化遺産専門家、その他、一次資料を教育現場で使用することに関心のあるすべての人を対象に、一次資料を使って教えるための資源、専門能力開発、支援を集めたオンライン・ハブである。というのは、一次資料を使って教えることを重視している団体に、アメリカ図書館協会 <American Library Association: LA>の大学・研究図書館部会 <Association of College and Research Libraries: ACRL>の貴重書及び手稿コレクション分科会 <Rare Books and Manuscripts Section: RBMS><sup>17</sup>もあるからである。RBMS は2017年に教育とアウトリーチ委員会を設立した。その目的は、「特殊コレクションやアーカイブズの資料を教育的またはアウトリーチの文脈で利用する RBMS 会員やその他のライブラリアン、アーキビスト、教員の努力を擁護し、促進する」ことにある。この委員会が、SAA の TPS 委員会とともに、TPS 集団を支援することになった。

調査結果をもとに、2014年に立ち上げられた4つの事業、すなわち TPS のための標準を提唱・提案すること、情報資源バンクの開発、アンカンファレンス型ワークショップの開催、大学院教育の TPS コンテンツの調査、に対応する現場からのノート（査読付き公開論文）、TPS 書誌、教育ツール・ライブラリー、TPS イベント（元のアンカファレンスに加えてウェビナー、学習機会など）のグループがある。この TPS 集団を支えるのが次の団体である<sup>18</sup>。

貴重書及び手稿コレクション分科会教育とアウトリーチ委員会 <Rare Books and Manuscripts

---

14 プレジ、Prezi はプレゼンテーション用ソフトウェア。https://prezi.com.

15 LibGuide, https://springshare.com/libguides/, スプリングシェア社の図書館用コンテンツ・マネジメント・プラットフォーム。参考：天野絵里子「E1410 つながる LibGuides：パスファインダーを越えて」\*『カレントアウェアネス E』No.234, 2013年3月。

後出のメリーランド大学図書館でも導入している。https://lib.guides.umd.edu/researchusingprimarysources.

16 *RAO Newsletter*\*, Spring/Summer 2017, p.3.

17 Rare Books and Manuscripts Section, https://rbms.info/.

18 Organizations and Websites with a TPS Mission, https://tpscollective.org/organizations/. こちらに各団体名とその HP へのリンクがある。

Section/ Instruction and Outreach Committee>、アメリカアーキビスト協会レファレンス・アクセス・アウトリーチセクション TPS 委員会<TPS Subcommittee of the Reference, Access, and Outreach Section of the Society of American Archivists>、米国議会図書館発 TPS 教員ネットワーク<TPS Teachers Network from the Library of Congress要登録制>、DLF 電子図書館教育学ワーキンググループ<DLF Digital Library Pedagogy Working Groupまたは #DLFteach>、ロックフェラー・アーカイブ・センター アーカイブズ教育者円卓会議<Rockefeller Archive Center: RAC, Archival Educators Roundtable: AER>、ニュー・イングランド・アーキビスト 一次資料を用いた教育円卓会議<New England Archivists Teaching with Primary Sources Roundtable>。

TPS 集団とは、熱心な TPS コミュニティの成果である。TPS とは、一次資料を用いた教育を表わし、TPS に携わる TPS コミュニティのための TPS コミュニティによる情報ハブで情報資源へのつなぎ役でもある。上記のグループを中心にアーカイブズ、ライブラリー、教育、ミュージアムなどの分野で働く人々が自ら選択し、集まっている。その目的は、地域社会のための情報資源（地元や地域の TPS の実践者の最新リスト、活動の共有、評価モデルなど）を確立し、この分野の専門家育成の機会を提唱することである。

参加するにはリストサーブに登録するだけでよい<sup>19</sup>。自分ができる事業に申込み、ボランティアとして参画する。コミュニティとして、学習者・発言はしない参加者・リーダー、サンドボックス<小規模で技術環境を探索>チーム、コミュニティ・コール<月1回のセッション実施>チーム、アンカンファレンスチーム、現場からのノート編集チーム、ウェブサイト開発チーム、ファシリテーションチーム<異なる専門職間の調整を行ない、TPS の目的がかなうよう促進>の各チームがある。

筆者がはじめて TPS 集団の存在を知ったのは、2015年の SAA クリーブランド大会のことである。アンカファレンスをクリーブランド公共図書館で朝9時から夕方5時までで開催していた。前もってメールで登録しておけば、どのワークショップに出てもよく、ほかのシンポジウムもあったので夕方の2つほどの会に参加した。非常に親しい雰囲気があった。

2016年の SAA アトランタ大会では、米国デジタル公共図書館 DPLA<sup>20</sup>と共催でアンカファレンスが開催された。アンカファレンスそのものには、別の施設見学のため参加できなかったが、書籍『一次資料を用いた教育<Teaching with Primary Sources><sup>21</sup>』の刊行があったので、TPS への注目は大きかった。この年の“この1冊”に選ばれた<sup>22</sup>書籍の出版記念のイベントや教育セッションには参加し、著者のひとりにサインを頂戴した。この本は、『アーカイブズ実務の動向 *Trends in Archives Practice*』シリーズの3冊目で3部構成となっている。内容は、モジュール9がエリザベス・イエイケル<Elizabeth Yakel>とドリス・マルクマス<Doris Malkmus>による「アーカイブズのリテラシーの文脈化」、モジュール10がサミー・L・モリス (Sammie L. Morris)、タマル・スト<Tamar Chute>、エレン・

---

19 次のページなどから GoogleDoc で申し込める。必要な情報はフルネームとメールアドレスだけである。Slack への登録は直接メールする。https://tpscollective.org/about-us/get-involved/#. このような TPS 集団について SAA の会誌 *American Archivist* の論評サイトでも取り上げられている。2021年5月6日投稿、Beth South, The Teaching With Primary Sources (TPS) Collective, https://reviews.americanarchivist.org/2021/05/06/tps-collective/. アンカンファレンスやシンポジウムの情報は TPS 集団のサイトにある。https://tpscollective.org/category/events-and-opportunities/.

20 米国デジタル公共図書館、DPLA: Digital Public Library of America, https://dp.la/.

21 Christopher J. Prom and Lisa Janicke Hinchliffe ed., *Teaching with Primary Sources*, SAA, 2016.

22 One Book One Profession, https://www2.archivists.org/one-book-one-profession-2016.

スウェイン<Ellen Swain>による「アーカイブズを用いた教育—アーキビスト・ライブラリアン・教育者のためのガイド」、モジュール11が、10と同じ著者らの「学生と一次資料を結びつける—事例と実例」である。

2017年のSAAポートランド大会ではポートランド美術館を会場にアンカンファレンスとワークショップが開催された。筆者はリサーチ・フォーラムの合間に出席した程度だったが、後出の平野泉が参加した。アンカファレンスは、2018年のワシントンDC大会では議会図書館で開催、2019年オースティン大会ではテキサス州立大学オースティン校のハリー・ランサム・センターで開催され、古賀崇が参加した。貴重な資料を擁するこれらの会場で丸一日のイベントを無料で開催できることから、TPSの活動が無償で行なわれていること、関係者にとって大きな恩恵となっていることが推察できる。2020年と2021年はSAA大会がオンラインになったので、別日程でバーチャル開催となった。

SAA大会とは別に、2016年にはシアトル大学で、2018年にはミシガン州立大学でシンポジウムが開催されている。

#### IV. 一次資料リテラシーのためのガイドライン

2018年6月、SAA評議会は「一次資料リテラシーのためのガイドライン」を承認した<sup>23</sup>。上述の2016年のシンポジウムで途中経過が報告されているが、このガイドラインの策定にあたったのは、RBMSとSAAの合同タスクフォースで、12名から成る。2015年9月の作業開始以来、一次資料リテラシーに関する文献のレビュー、ACRL情報リテラシー・フレームワークとの収束の可能性の検討、外部関係者や他の関連ガイドライン文書の特定、コミュニケーション計画の起草などに熱心に取り組んで、用語の定義や最終的な文書の範囲を決定する作業も始めている、と報告、フィードバックを求めた。最終案に対し、2018年2月ACRLの理事会が承認を与えた。以下にその本文を仮訳として掲載する。

#### 一次資料リテラシーのためのガイドライン【翻訳】

一次資料リテラシーのためのガイドラインの策定はACRL RBMS〔註1〕-SAA〔註2〕合同タスクフォースが策定にあたった。

目次

序

中核的考え方

学習目標

附録

附録1 本ガイドラインで使用する用語集

附録2 注釈つき参考文献目録

附録3 関連情報源

附録4 本ガイドライン策定の背景

---

23 Guidelines for Primary Source Literacy, <https://www2.archivists.org/standards/guidelines-for-primary-source-literacy>. 英文本文へのリンクあり。SAA評議会の議事録, [https://www2.archivists.org/sites/all/files/1114\\_Minutes\\_Adopted.pdf](https://www2.archivists.org/sites/all/files/1114_Minutes_Adopted.pdf).

## 序

一次資料は、人間の活動の説得力ある直接的証拠となる。一次資料に出会うことで、利用者は自分が研究している主題について独特な視点と、一次資料がどのように独自の研究に使用されているかを直接学ぶ機会を得る。一次資料と首尾よく向き合うことで、他の情報源の利用に導く重要な技能を獲得し、さらには、批判的思考<critical thinking>の技能も身につけることができる。一次資料は、それを利用する者に課題でもありうる。一次資料の形態は、独特でなじみのないものであるかもしれない。作者の意図や偏見、作成・保存・アクセス可能な状態にする際の多様な文脈、資料に存在することもある空白・欠落・沈黙、これらのゆえに、批判的分析を必要とする。

このガイドラインは、一次資料を効果的に利用するために必要な知識・技能・能力の範囲を明確にする。この文書の主な読者は、ライブラリアン、アーキビスト、大学教員といった大学生と関わる人々だが、キンダーから12年生まで、及び一般の人々にも使用できるよう、十分な柔軟性をもって書かれている。このガイドラインは、一次資料の複雑さを道案内し、取り扱うための大変重要な技能を明示し、これら資料を活用するためのベストプラクティスを体系化したものである。

一次資料とは、時代・出来事・作品・人々・考えなどを記録したオリジナルの証拠となる様々な形態の資料である。一次資料リテラシーとは、特定の学問分野の文脈の中で、一次資料を効果的に見つけ、解釈し、評価し、新しい知識を創造し、既存の理解を修正する目的で、倫理的に利用するために必要な知識・技能・能力の組合せである。

この一次資料リテラシーの定義と、この文書の構想は、意図的に広くしている。一次資料リテラシー、一次資料、あるいは資料<source>という用語を定義することは、本質的に問題がある。何をもって「一次」資料とするかは、目下の研究課題に依拠し、その学問分野によって様々であり、二次資料との相互作用に依るものであり、研究者がプロジェクトにもたらす解釈の過程に左右される。研究課題は一次資料との出会いから発展し、一次資料はすでにある疑問の精緻化や解決に使われうる。一次資料リテラシーは1か0の二進法の状態ではなく、むしろスペクトラムに幅広く存在する。さらに、これらの技能を教える教員は、同時に、一次資料を使った研究が興奮をもたらすことや、そのような資料を使うことで記憶に残る、あるいは変容させる経験を学生に与えることに関心があろう。重要な目標ではあるが、これらは評価になじまない抽象的な性質であり、本ガイドラインでは、明示的には対象としていない。

一次資料リテラシーは、情報リテラシー・視覚リテラシー・デジタルリテラシーなどの他のリテラシーや、集合的記憶・文化遺産・個人的／文化的視点といった概念と交差する。このように、一次資料の利用者やその利用者らを指導しようとする過程にある人々は、決して他の技能や訓練から切り離されて作業することはない。この複雑な風景の中に秩序を生み出すために、この『一次資料リテラシーのためのガイドライン』は、一次資料との作業の成功を確かにする中核的考え方を示し、一次資料の利用を指導する人の指針となる、より具体的な学習目標も設定している。このガイドラインは、規範的というよりも、むしろ柔軟であることを意図しており、相互につながる一連の中核的考え方・知識実践・より一般的に情報環境をうまく使いこなすための学習態度を明確に示している「ACRL 情報リテラシー・フレームワーク」の精神で策定された（附録3参照）。

次のような中核的考え方と学習目標は、オリジナルの人工物、原物<physical>とボーン・デジタルの両方、あるいはデジタル化されたものであれ、印刷されたものであれ、アナログ形式であれ複製など、様々な形態〔註3〕の一次資料に関連するものである。形態によってはより適切な考え方もあろうが、この文書は全体として、すべての形態を想定して設計されている。

本ガイドラインは、特定の学習要求やより大きなプログラムの目標に応じて、全体または部分的に使

用でき、異なる文脈で異なる適用も可能である。この中核的考え方は、コース・カリキュラムに一次資料を取り入れることで学生が何を学べるかについて、ライブラリアンないしアーキビストと教員・教師の間で、議論を進めるのに使われる。アーキビストやライブラリアンを含む講師陣は、それぞれの要求や特定の教育目標に適した重要な学習経験や評価戦略や評価手段を開発するのに、この学習目標を利用できる。このガイドラインは、ライブラリアンないしアーキビストと教員・教師の間のコミュニケーションのきっかけとなるだけでなく、一次資料に関する一般的なプログラミングや技能の向上を強化するために使用することもできる。学生や研究者は、このガイドラインを参考にして、一次資料の利用についての自己啓発に役立てることができる。

## 中核的考え方

### 分析的概念

一次資料の性質上、研究者は分析的に扱う必要がある。利用者は、仮説・分析・統合・解釈・批判的思考・評価を通して、一次資料を活性化させる。疑問と議論の両方を展開するために、利用するのである。一次資料の分析には、物質性、歴史的な文脈、物語性を問う必要がある。利用者は、資料がどのように生産され、提供されたかを理解する必要がある。資料の解釈は、資料の作成段階から現在の利用者による活用に至るまで連続的であり、ライブラリアン、アーキビスト、データベースの作成者または設計者による媒介がある。内省的な利用者は、一次資料を自分自身のプロジェクトの文脈の中で考察しつつ、新しい一次資料を作成する自身の働きも考慮する。

### 倫理的概念

利用者は、一次資料を扱う際には、適用される法律や規則・プライバシー権・文化的文脈・寄贈者契約・著作権・知的財産権に関する倫理的概念を理解する必要がある。利用者は、これらの概念が、自身の仕事で一次資料を使用できることにどのような影響を及ぼすかを理解しなければならないし、自分の学問が、一次資料の作成者・寄贈者・所有者・読者にどのような影響を与えうるか、責任を持って考慮しなければならない。

### 理論的概念

証拠・権威・権力・真正性・文脈・物質性・歴史的共感・作用<agency>・価値・不在・特権といった理論的概念が、一次資料の収集・編成・提示を実証する。文化遺産機関のコレクションは、社会的な権力構造を反映し、それを強化するものである。利用者は、どのような資料が作成されることがなかったのか、どのような資料がもはや存在しないか、どのような資料が収集されているか、また、これらの活動に従事するコミュニティの能力といったことを批判的に検討することにより、結果として生じる沈黙や不在を理解しようと努めなければならない。研究の反復性、一次資料と二次資料の相互作用についても、利用者がその研究と、資料を文脈化し理解しようとする制作過程全体を通して、考慮されなければならない。コレクションやデータベースは常に何らかの形で媒介されており、展示・デジタルコレクション・ガイド・その他のアクセスツールには、多くの個人の選択・複製・提示の決定が反映されている〔註4〕。決定そのものは自明ではないかもしれないが。

### 実務上の配慮

一次資料の利用に特有の、利用者が注意すべき実務的な配慮がある。一次資料の研究に必要な実践的

技能には、様々な形態で様々な場所にある一次資料を見つけ、アクセスし、集め、扱うことが含まれる。目標に到達するために、利用者は特定の機関やデータベースでアクセスできるものとできないものを理解し、機関によって異なる一次資料研究に特有の手続きや用語を知っておく必要がある。使い慣れた検索ツールにおいてこれらの資料がどのように記述されているかを知り、一次資料へのアクセスを提供するために収蔵機関で開発された追加のツールに取り組む必要がある。翻刻・写真・ダウンロードを含む研究データの捕捉と管理のためには戦略が必要である。

## 学習目標

この学習目標は、研究者が、上手な一次資料の概念化・発見・分析・利用に必要な知識・技能・能力を広く明示したものである。これらの目標は、実例となることを意図していて、包括的でも規範的なものでもない。技能の習得の自然な順序や進行度合いを示すものでもない。指導のための測定可能な結果やベンチマークを明示するものでもないが、評価可能な具体的な学習目標を明確にする上で助けにはなる。

一次資料リテラシーを教える教員は、これらの目標を自由に組み合わせて使用し、利用者の要求に合った習得レベルで個々の目標を教えることを選択できる〔註5〕。一次資料リテラシーを策定することは、利用者がこの種の資料との相互作用の経験を積むにつれて深まっていく進行中の過程である。

一次資料の活用に精通した人は以下のことが可能となる；

### 1. 概念化する

- A. 与えられた研究課題に対して、一次資料と二次資料を見分ける。研究のための一次資料と二次資料の相互関係を理解できることを示す。
- B. 特定の研究プロジェクトにとって、学問分野や研究領域の枠組み内で何が一次資料となりうるかを明確にする。
- C. 一次資料を、研究課題を作り出し、精緻化することに活かす。
- D. 研究は反復過程であり、一次資料が見つかり、分析されるにつれ、研究課題は変更される可能性があることを理解する。

### 2. 発見し、アクセスする

- A. 一次資料のありそうな場所を同定する。
- B. 一次資料の場所を探すために、適切で効率的で効果的な探索方法を用いる。一次資料を記述する最も一般的な方法、例えば目録レコードやアーカイブズの検索手段に親しむ。
- C. 目録、データベース、その他のオンライン情報資源のうち、資料についての情報を含むものと、資料そのもののデジタル版、原本、または複写物を含むものとの違いを区別する。
- D. 歴史的な記録は、存在しなかったり、残っていなかったり、収集されなかったり、アクセスできなかったりすることを理解する。現存する記録は、収集家・アーキビスト・ライブラリアン・寄贈者・出版者といった個人の選択や媒介によって形成されてきたかもしれないし、研究に利用できる資料は限定される可能性がある。
- E. 一次資料へのアクセスに影響を与える方針や手続きを認識し理解する。方針や手続きは、収蔵機関、データベース、コレクションによって異なることを理解する。

### 3. 読み、理解し、要約する

- A. 一次資料を調べる。その際、特定の手書き文字、活字、または言語を読む能力や特定の技術を理解し操作する能力、その資料が作成された時代や場所の語彙・構文・コミュニケーション規

範を理解する能力が必要とされる。

- B. 一次資料に見出される情報を、同定し、報告する。資料の内容を要約し、どのように作成されたか、誰にいつ作成されたか、それが何であるかといった主要な構成要素を同定し、報告する。
  - C. 一次資料が、出版・複写・その他の変形により、抜粋・翻刻・翻訳を含む様々な反復で存在する可能性があることを理解する。
4. 解釈し、分析し、評価する
- A. ある一次資料が、特定の研究や創造的プロジェクトの目標に合致しているかという適切性を評価する
  - B. 一次資料の作成者の語調・主観・偏見を含む視点を批判的に評価し、そしてそれらが本来の目的や資料の読者とどのように関連しているかを考察する。
  - C. 一次資料が作成された時代や文化についての知識、著者や作成者、その形態、ジャンル、出版歴、またはコレクション内の関連資料に関する知識を応用して、一次資料を文脈の中で位置づける。
  - D. 利用可能な資料の分析の一環として、文書記録<documentary record>における沈黙・空白・矛盾・権力関係の証拠の理由と、それらが研究過程にどのように影響するかを、特定し、査問し、考察する〔註6〕。
  - E. 一次資料の解釈に物理的・物質的な要素を考慮に入れる。すなわち、包材（綴じ、媒体、または全体的な物理的屬性）と情報内容との関係や原資料とその物理的複製またはデジタル複製との関係を把握する。
  - F. 歴史的な共感、過去に対する好奇心、そして歴史的な資料と歴史上の人物に対する感謝の念<appreciation>を示す。
5. 利用し、合同させる
- A. 研究成果を構築し、支持し、あるいは議論するために、様々な資料を吟味し、統合する。
  - B. プライバシー権や文化的文脈を尊重した方法で一次資料を使用する。
  - C. 適切な引用スタイルのガイドラインに従って、あるいは（可能であれば）収蔵機関の実践と要望に従って、一次資料を引用する。
  - D. 一次資料の情報を研究または創作的プロジェクトに取り入れる際には、著作権法及び個人情報保護法を遵守する。

## 附録

附録は訳出しないが附録3では、関連情報源として以下の3つを、説明を付して挙げている。

- ・ ACRL Framework for Information Literacy for Higher Education. Association of College and Research Libraries (Adopted January 11, 2016) , <http://www.ala.org/acrl/standards/ilframework>.
- ・ ACRL Visual Literacy Competency Standards for Higher Education. Approved by the ACRL Board of Directors, October 2011 : <http://www.ala.org/acrl/standards/visualliteracy>.
- ・ Society of American Archivists, Reference, Access, and Outreach Section, Teaching with/about Primary Sources committee. <URL は既出につき省略>

〔註1〕 大学図書館研究図書館貴重書手稿本部会（ACRL RBMS）。このガイドラインは、ACRL の役員会で2018年2月に承認された。

〔註2〕 アメリカアーキビスト協会（Society of American Archivists）。本ガイドラインは、2018年6月にSAA 評議会によって承認された。

〔註3〕 このガイドラインは、アーカイブズや特殊コレクションの利用のみを意図したものではないが、文書中の技能や目標は、特殊コレクションやアーカイブズの利用に関連するものである。また、アーカイブズのリテラシーのためのガイドラインでもない。

〔註4〕 ライブラリアンやアーキビスト、学芸員、出版社、作家、研究者、コレクション利用者

〔註5〕 例としては、学期単位のコースや1回限りのワークショップがある。教員の教育目標に焦点を当てた授業や、中世写本を扱ったり、20世紀のアーカイブズを取り上げたりというライブラリアンやアーキビストが開発したワークショップがある。

〔註6〕 歴史を作る過程でおきる様々なタイプの沈黙については、次の文献を参照されたい。Michel-Rolph Trouillot, *Silencing the Past: Power and the Production of History*, Beacon Press, 1995. Rodney G.S. Carter, "Of Things Said and Unsaid: Power, Archival Silences, and Power in Silences"\* *Archivaria* 61, 2006. ここでは、このような沈黙を「権力者の行為の表出」と呼ぶ。

以上がTPS委員会及びTPS集団が重んじるガイドラインの本文である。このガイドラインを基にTPS集団上にいくつかのツールキットやその解釈が展開している<sup>24</sup>。ガイドラインが強調していることのひとつに、一次資料を広く捉えることがある。実際、附録1では、次のように述べている。一次資料とは、ある時代・出来事・人々・考え方・作品などを記録したオリジナルの証拠となる、研究対象時に作成された様々な形態の資料である。一次資料には、印刷物（書籍や一過性資料など）、マニュスク립ト/アーカイブズ資料（日記や元帳など）、聴覚/視覚資料（録音や映画など）、人工物（衣服や個人的な持ち物など）、ボーン・デジタル資料（電子メールやデジタル写真など）が含まれる。一次資料には、アナログ、デジタル化、そしてボーン・デジタルの各形式のものがある。

## V. 事例研究の紹介と事例 #10【翻訳】

TPSに関する書籍の紙媒体及び電子書籍での刊行後、TPSの事例研究<Case Studies>がSAAの出版局によってオンライン上で公開されている<sup>25</sup>。2022年4月現在、TPSの事例研究として22例が掲載されている。事例研究には、タイトル、著者とその現在の肩書とメールアドレス、ガイドラインに沿った学習目標、事例研究の場所、出版日、クリエイティブ・コモンズによるライセンス表示があって、序文と背景、語り、成果、学んだ教訓で構成される本文と附録がある。以下に22事例のタイトルの日本語訳と対象機関を掲げる。

---

24 Toolkits, <https://tpscollective.org/guidelines-toolkit/>.

Guidelines for Primary Source Literacy Rubric, <https://tpscollective.org/guidelines-toolkit/guidelines-for-primary-source-literacy-rubric/>.

25 Case Studies on Teaching With Primary Sources, <https://www2.archivists.org/publications/epubs/Case-Studies-Teaching-With-Primary-Sources>. SAA 出版局では、アーカイブズの倫理を5例、キャンパス（大学アーカイブズ）20例、アーカイブズ記録の多様化1例、<州>政府記録3例、ネイティブ・アメリカンアーカイブズ資料へのアクセス方針4例などの事例研究を公開している。

- 事例 #1 一次資料リテラシーを教えることにおける影響のために協働すること / オーガスタナ大学、特殊コレクション<イリノイ州>
- 事例 #2 アーカイブズ教育への多機能なアプローチとしての引用の教え方 / ジョージ・ワシントン大学ゲルマン・ライブラリー、特殊コレクション・リサーチ・センター<ワシントン DC>
- 事例 #3 普通ではない時代に歴史的共感を育む “OSU、女性とオーラルヒストリー：150年の探検” 講座の事例研究 / オレゴン州立大学図書館、特殊コレクションとアーカイブズ・リサーチ・センター<オレゴン州>
- 事例 #4 研究課題を念入りに作ること 多様な学習レベルにおける一次資料を用いた指導のための差異がある教え方 / ブルックリン公共図書館、ブルックリン・コネクションズ<ニューヨーク州>
- 事例 #5 アーカイブズにおける刹那性、偏見、沈黙の探求 / ローレンス大学、シーリー・G・マッド図書館、大学アーカイブズ<ウィスコンシン州>
- 事例 #6 教室としてのアーカイブズ：一次資料ミニ講座 / デイトン大学図書館<オハイオ州>
- 事例 #7 「今日の肩書きは何ですか？」 インターンシップ導入の課題と成果 / バルパライソ大学アーカイブズと特殊コレクションにおける独立研究ハイブリッドコース / クリストファー・センター図書館サービス、バルパライソ大学アーカイブズと特殊コレクション、<インディアナ州>
- 事例 #8 長期の学期での成功：一学期間の研究コースにおける学習目標 / ミシガン州立大学、ベントレー歴史図書館<ミシガン州>
- 事例 #9 特殊コレクションの授業でリスクを見抜くこと：柔軟性の事例 / バージニア工科大学大学図書館、キャロル・M・ニューマン図書館、特殊コレクションと大学アーカイブズ<バージニア州>
- 事例 #10 中立性の複雑さを学生に教えるために大学アーカイブズを活用すること / メリーランド大学、ホーンバイク図書館、特殊コレクションと大学アーカイブズ<メリーランド州>
- 事例 #11 歴史を構築する：Omeka を用いた学生によるパブリックヒストリー展覧会 / トリニティ大学、エリザベス・フス・コーテス図書館、特殊コレクションと大学アーカイブズ<テキサス州>
- 事例 #12 学部の歴史研究法コースにおける一次資料の調査と分析の足場作り / オーガスタ大学サマービル・キャンパス<ジョージア州>
- 事例 #13 ビンゴ！ 科学史の学生を一次資料で魅了する / グランド・バレー州立大学<ミシガン州>
- 事例 #14 共同カリキュラムの革新：特許を一次資料として教えること / デイトン大学<オハイオ州>
- 事例 #15 遠隔での一次資料を用いた教育 / ソノマ州立大学<カリフォルニア州>
- 事例 #16 歴史学専攻の学生を集中的なアーカイブズ研究に従事させる：学部生に一次資料リテラシーの技能を教えるための足場となるカリキュラムの評価 / ロリンズ大学<フロリダ州>
- 事例 #17 機関の特定アーカイブズ資料を通して数学史を個人化すること / ノリッジ大学<バーモント州>
- 事例 #18 COVID 期間中の力と多様性の物語：一次資料を用いたオンライン展示の構築 / ノートルダム大学、ヘスバーグ図書館、貴重書と特殊コレクション<インディアナ州>
- 事例 #19 空白を意識せよ：デジタルコレクションにおけるアーカイブズの沈黙を教えること / トリニティ大学<テキサス州>
- 事例 #20 特殊コレクションでの FYRE：FYRE 初年次研究体験コースにおける科学史の探求 / マイア

ミ大学<オハイオ州>

事例 #21 ジュニア<4年生から12年生>の歴史解釈に一次資料リテラシーを取り入れる / ドーターズ・オブ・チャリティ (愛徳姉妹会) アーカイブズ<メリーランド州>

事例 #22 アーカイブズは行く: バーチャルの一次資料指導パッケージの作成 / グランド・バレー州立大学図書館、特殊コレクションと大学アーカイブズ<ミシガン州>

上記の事例研究の中から、事例 #10『中立性の複雑さを学生に教えるために大学アーカイブズを活用すること メリーランド大学ホーンベイク図書館特殊コレクションと大学アーカイブズ』の翻訳を試みる。メリーランド大学は米国国立公文書記録局 (NARA) のカレッジパークにあるいわゆる新館近くにある州立大学で、筆者は2018年のアメリカアーキビスト協会ワシントン DC 大会参加の折、ホーンベイク図書館の労働アーカイブズとその展覧会を見学する機会を得た。館内にはブラング文庫もある。メリーランド大学アーカイブズもここにある。この大学アーカイブズの使命声明書は次のようにある。大学アーカイブズの機能は、メリーランド大学の歴史と運営に関するあらゆる形式の文書を取得、編成、記述、保存すること、メリーランド大学の学生、教員、管理者、学外の研究者へのレファレンス支援を行なうこと、学内の各ユニットが記録の適切な保存期間を決定するのを支援すること、書誌指導、展示、学内出版物を通じて大学アーカイブズの所蔵資料に関する情報を普及させることである。この使命に加えて次のような説明もある。大学アーカイブズは、1856年3月6日のメリーランド農業大学の認可から現在に至るまで、メリーランド大学の記憶の集合体としての役割を担っている。1972年にメリーランド大学図書館群によって設立されたアーカイブズは、大学のすべての恒久的な記録を保管する公式の場所であり、キャンパスライフのあらゆる側面を記録する管理ファイル、大学出版物、写真、視聴覚資料、教授の論文や学位論文、記念品などを積極的に収集している。国内外の研究者の相談や依頼に応じて、その数は年間1500件近くにのぼる。

事例 #10のクリエイティブ・コモンズのライセンス表記には改変禁止とあり、翻訳は改変にあたるので許諾が必要であったが、SAA 出版局長のテレサ・ブリナティ<Teresa Brinati>の仲介もあってエリン・ダーラム<Erin Durham>がアシュリー・D・コレン<Ashleigh D. Coren>と共に快く許可してくださった。

## 事例 #10中立性の複雑さを学生に教えるために 大学アーカイブズを活用すること【翻訳】

著者	アシュリー・D・コレン	エリン・ダーラム
	女性史コンテンツ & 解釈キュレーター	レファレンス & 教育ライブラリアン
	国立肖像画美術館	メリーランド大学バルティモア・カウンティ
	e メールアドレス	e メールアドレス
	(前メリーランド大学カレッジパーク校)	(前メリーランド大学カレッジパーク校、
	特殊コレクション教育学習ライブラリアン)	教育学習サービス、教育アウトリーチ院生アシ
		スタント)

この事例研究による『一次資料リテラシーのためのガイドライン』に沿った学習目標

2.A.、3.B.、4.B.、4.C.、4.F. <内容は省略、P.48~49を参照のこと>

事例研究の場所 メリーランド大学、特殊コレクションと大学アーカイブズ、ホーンベイク図書館、カレッジパーク、メリーランド ホームページ URL

## 序文と機関の背景

特殊コレクションと大学アーカイブズ<SCUA : Special Collections and University Archives>の指導とアウトリーチ部署<Instruction and Outreach Unit>が、この事例研究の場所であるが、メリーランド州カレッジパークにあるメリーランド大学 (UMD) カレッジパーク校のホーンバイク図書館に所在している。大学は1856年に設立され、約40,000人が在籍している。2018年に指導とアウトリーチ部署は、2人の正規の専門ライブラリアンと学生アルバイトが配置された。特殊コレクションと大学アーカイブズは、274,925件が目録化され、書架延長85,765フィートのアーカイブズ資料、168,193点の視聴覚資料がある。教育プログラムでは、量的質的研究にコレクションの利用を促進するため一次資料リテラシーを教える。私たちの授業では、学生に次のようなことを奨励している。

- ・アーカイブズのコレクション内の沈黙・矛盾・力関係の理由を考察し、それらが資料の価値やアーカイブズの調査研究過程にどのような影響を及ぼすかを明確にする。
- ・記録が存在しなかったり、一般に公開されていなかったりすることやアーカイブズのコレクションの作成・組織化・存続・アクセスは人間の行為によって媒介されることを理解して、アーカイブズの調査研究のありうる限界について考える。
- ・アーカイブズの調査研究が、歴史的・文化的文脈内で情報の要求<need>を定義し、検索の戦略を開始し、精緻化させ、話題について別の観点で探求する反復過程であることを認識する。

指導とアウトリーチ部署は、指導とアウトリーチ・コーディネーターと教育・学習担当のライブラリアンから成るが、この部署は、多くの分野の授業を導き、支援する様々なスタッフと共に、教育プログラムの実践コミュニティを推進している。この事例研究は、「比較政治学における理論的・実証的作業」に焦点をあてた授業を支援する教材を開発する上で、独特の視点を提供している。アーカイブズ・コレクションが歴史的・文化的文脈を提供することで、学生が20世紀から21世紀にかけての様々な社会運動の動きの発展と影響について理解するのに役立つ。この研究では、授業計画とアクティブ・ラーニング活動の開発、教育用コレクションのキュレーション、そして評価のための批判的考察の使用といった過程を検証している。授業は、30名のクラスを、前教育・学習担当特別コレクション・ライブラリアンのアシュリー・コレンと前メリーランド大学の教育学習サービス部門の大学院生アシスタントのエリン・ダーラムの2名が講師として共同で指導した。

2018年早春、当部署は、「比較政治学ゼミナール：社会運動」と題した20名の学生からなる政府と政治学科<Department of Government and Politics: <https://gypt.umd.edu/>>の上級レベルのクラスのために一次資料分析を教えるよう、電子メールで指導の依頼を受けた。このクラスの学生は、国際的な社会運動の発展と、それが生み出す成果について研究している。ベトナム戦争時代のメリーランド大学でのキャンパスの不穏を記録した私たちのコレクションは、この授業に最適だった。この資料は、キャンパス内とメリーランド州内の学生運動両方の交差する政治を示す。このコレクションの資料には、新聞、写真、施設管理からの報告書、学生組織の一過性資料がある。最初の話し合いの後、教授は私たちのサービスマニューの中から様々な形式のいずれでも受け入れた〔註1〕。最終的にコレンとダーラムは、短いプレゼンテーションと2つの別の活動すなわち文書分析ワークシート<a document analysis worksheet>と、当方のiPad上で検索手段データベースを使用する発見活動<discovery activity>を展開することに決めた。

企画会議では、講師が受講者の学習成果について話し合った。特に、講師は、アーカイブズの調査研

究が反復的であること、アーカイブズ資料は客観的でも中立的でもないことを学生が理解できるように手助けすることに関心をもった。この会議後、ダーラムとコレンは、学生の反応を評価するガイドとして『一次資料リテラシーのためのガイドライン』[註 ii] から、4つの学習目標を同定した。学生がどの程度できているかの範囲を評価するため次の目標を使った。

2.A、3.B、4.B、4.F。<内容は省略>

## 語り<Narrative>

政府と政治学科の授業の依頼を受けた後、コレンは学生運動に関するコースの単元に合わせて4月上旬に授業を予定した。それから、コレンとダーラムは、授業の計画、準備、授業、授業後の学生の学習状況を評価のため、学期中に数回会合した。講師陣が早い段階で話し合った課題の一つは、実践的な技能と、例えば中立性と客観性の概念を問い直すといったアーカイブズの実践における重大な議論とのバランスの重要性であった。このような優先順位を念頭に置きながら、講師として、大切なアーカイブズの実践を紹介し、さらに学生が自身による一次資料の発見と分析に取り組むよう授業を計画した。

授業は、15分の講義、20分の活動2つ、20分の討論と質疑応答の三部構成で行なわれた。コレンは、一次資料リテラシーの概念を紹介し、SCUAの収集分野について総合的情報を共有するスライドプレゼンテーションを用意した[註 iii]。また、1960~70年代のキャンパスライフを写したアーカイブズ写真を使い、メリーランド大学でのベトナム反戦の学生運動の歴史的文脈を紹介する準備をした。ダーラムは、学生が実践的なアーカイブズの技能を身につけられるよう、「発見活動」を開発した(附録 i 参照)。この活動では、学生をチームに分け、特定の一次モノ資料に関連するアーカイブズ・レコードを探すという課題を与えるものである。最後の活動として、学生たちは小チームに分かれ、一次資料分析ワークシート(附録 ii 参照)を使って、一次資料を分析するよう求められた。この分析ワークシートは、以前のSCUAでの授業で開発・使用されたものである。ワークシートの質問は、歴史的な探究と評価の過程を学生が理解できるように導くと同時に、中立的ではない空間としてのアーカイブズについて批判的考察を行なうように設計されている。

授業の当日<学生たちがSCUAに来訪>は、教室のセッティングのため講師は早めに到着し、授業時間中、話をした。講師は、参加や討論をしやすくするため、5人程ずつの6つのグループに分けて、机と椅子を並べた。学生が到着し、テーブルに着くとコレンとダーラムは、学生を歓迎し、どのように1960年代から1970年代にかけての、地元の学生の大学内での反対運動<Protest>に関するアーカイブズ文書を調べるかを説明した。それから、コレンはスライドを使って、『一次資料リテラシーのためのガイドライン』の概念を説明し、当時のメリーランド大学キャンパスでの学生生活の様子を写真で紹介した。当時のキャンパスの門限や行動規範が、現代のメリーランド大学の方針と比べてかなり厳しいものであったことを知って、多くの学生が驚いているようだった。1960年代、保守的なキャンパスは学生の反対運動で封鎖された。コレンが、学生たちが校舎をバリケードで囲み、中央通り<Mall>でベトナム戦争に抗議している写真を見せると、参加した学生たちはこの出来事について学ぶことに深い関心をもったようで、質問も相次いだ。

歴史的な文脈についてのプレゼンテーションに続いて、ダーラムが、学生がアーカイブズ所蔵資料をさらに調査するために利用できるオンライン・コレクションとディスカバリー・ツールについて説明した。彼女は、各テーブルの周りに座っている小グループの学生にシナリオを配ることで、発見活動(附録 i)に移行した。この事例研究では、学生はテーブル上にあるアーカイブズのモノ資料を一つ選び、特殊コレクションのオンライン情報源を使ってそのアイテムのレコードを見つけることが求められた。

学生はインターネットに接続できる iPad を与えられ、オンライン上のアーカイブズ目録や特殊コレクション検索手段といった一連の検索ツールを使用するように促された [註 4]。ダーラムとコレンは、支援と手伝いのために別々の学生チームのもとを歩き回っているときに、一部の学生が指示のチェックリストを求めているようであることに気づいた。各グループが活動を共有する時間に、3人の学生が、クラス全体の前で、自分たちのチームの調査過程の実演を買って出た。最初に実演した学生は、チームが最終的にオンライン・レコードにたどり着いた方法を紹介した。しかし、他の2人の代表者は、そのモノ資料をオンラインで見つけることができなかつたと説明した。このように、授業の実演から、ほとんどの学生にとっては、発見の過程が困難であり、今後の授業では、より充実した発見の支援が必要であることが明らかになった。重要な反省点の一つは、調査研究の反復性を理解させる必要性で、というのも、多くの学生が多様な発見ツールやアプローチを試すことに抵抗があり、あまり望まない様子だったからである。

学生がまだグループに分かれている状態で、コレンはアーカイブズ分析活動を紹介した。彼女は、一次資料分析ワークシート (附録 ii) をクラスの各学生に配り、先ほどの発見演習で自分たちのチームが確認した一次モノ資料を注意深く分析するよう求めた。コレンとダーラムは、学生のグループと作業すべく歩き回りながら、相当数の学生の関わり方を観察した。あまり熱心でない学生もいたが、何人かの学生は、自分たちのモノ資料についての詳細を見出すことに深く関わり、最後のクラス全体での討論で、その発見を進んで話してくれた。また、自分たちの調査研究対象の一次資料に個人的なつながりを発見した学生もいた。授業の最後に、政府と政治学科の教授はアーカイブズの重要性を強調し、コースの課題の一つにアーカイブズのコレクションを使用することを検討するよう学生に奨励した。

## 成果

コレンとダーラムは、授業直後に報告会を、1週間後には評価会議を行なった。2人は、批判的考察 [註 5] を用いて、学生の授業への関わり方の評価と、授業の最後に回収したアーカイブズ分析のワークシートの個々の学生の回答に対する評価を行なった。学生の関わり方の観察とワークシートの回答の両方が、選択した学習目標、すなわちアーカイブズの調査研究は本来、反復的であること、アーカイブズ資料は中立ではなく、歴史的な文脈の中で理解されるべきであることを学生が理解している証拠として評価された。

アーカイブズのコレクションに批判的に関わることは、一次資料リテラシーと即座に関連し、情報探索のための単純なチェックリストのアプローチを超えた技能セットを必要とする。検索の反復と情報の微妙な性質は、『一次資料リテラシーのためのガイドライン』の学習目標に示されている。目標4.B.では、「一次資料の作成者の語調、主観、偏見を含む視点を批判的に評価」できるようになると述べられている。このガイドラインは、すべての一次資料がたったひとつの確かな視点よりも、むしろ偏見を示すことを前提としていて、従って、資料が偏っているかどうかという問題ではなく、資料の中で、作成者の視点や世界観がどのように明らかになっているかが問われるのである。学生が、アーカイブズのコレクションのガスマスクや現代のインターネットのブログ記事、あるいは一流雑誌の査読付き学術論文のどれを評価するにしても、情報は決して中立でも偏りがないわけでもなく、常に慎重かつ批判的な評価の対象であることを考慮することは重要である。

コレンとダーラムは、報告会と評価会議の中で、学生の学習の証拠の一つとして、学生の参加と関与の度合いについて言及した。この授業に参加した多くの学生は、活動に参加し、質問することに大変満足しているようだった。キャンパスでの学生による反対運動の歴史的な文脈についてのコレンのプレゼン

ーションでは、何人かの学生が具体的な質問をした。1960年代から1970年代にかけてのキャンパスライフや反対運動のアーカイブズ写真が紹介されると、クラスは活気づき、熱心に取り組んでいるように思われた。多くの学生が一次モノ資料について積極的に質問した。何人かの学生のワークシートには詳細な思慮に富んだ分析がされていて、多くの学生が「一次資料にある情報を同定し、伝える」(目標3.B.)ことを効果的に行なえるようになったことが示された。

歴史的な文脈の探索に消極的な学生がいたことから、歴史研究の反復性と曖昧さをさらに強調する必要がわかった。この授業は、学生が歴史的な背景情報を発見するための多くの方法と手段を探求するように明確に設計されたが、一部の学生が他の学生よりも曖昧さを受け入れることができることは明らかだった。評価では、アーカイブズ資料をうまく探し出し(目標2.A.)、反復過程としての調査研究に十分に取り組むことができたのは、クラスのほんの一部だけであったことが示された。将来的には、歴史研究の曖昧で反復的な側面をモデル化するために、1グループで1つの一次モノ資料を選択し、分析することが役立つかもしれない。このクラス活動が、授業の残りの時間で行なわれる小グループでの発見やアーカイブの分析活動の基調となるであろう。

また、コレンとダーラムは、クラス全体が高いレベルの参加率を示している一方で、発見活動とアーカイブ分析活動の両方で、一次モノ資料に関わりたくないと思われる学生がわずかにあるいはグループでも存在したことを指摘している。興味深いことに、このような関わり方の度合いは、一次モノ資料の相対的な独特さとは全く関係がないようだ。例えば、ある学生は一つの新聞記事を活動時間中ずっと熱心に読んでいたが、別のグループは1960年代にメリーランド大学の学生が使っていたガスマスクの歴史的な背景や出所を調べるのに、中途半端な努力しかしていなかった。これは、講師陣が特に好奇心と探求心を刺激するものとしてガスマスクを挙げていたため、予想外の結果となった。さらに、学生たちがGoogleで検索すれば、ガスマスクに関する二次資料は簡単に手に入ったはずだった(彼らはそうしなかったが)。洗練された歴史的な分析と探求は、『一次資料リテラシーのためのガイドライン』(特に目標3.B.と4.B.)に意図的に含まれていることからわかるように、開発可能な技能と気質である。歴史的な分析は、学生の探究心を必要とする技能であるが、授業の指導や活動をより慎重に組み立てることによっても向上させることができる。

学生が調査研究を反復過程として理解することの難しさに加えて、大多数の学生がアーカイブズ文書を“客観的な資料”として誤った理解をしていることが明らかになった。一次資料分析ワークシートの最後の質問では、資料の中立性という概念を直接的に取り上げているが、講師が学生の回答を読んだところ、大半の学生が、資料が客観的かどうか、その推論を説明するのに苦労していることがわかった。4分の1から3分の1の学生は、客観性を望ましいと考えているようだった。中には、客観性を権威的な特性として主張する必要がある学生もいるようだった。ある学生は、郡警察による黒人男性殺害事件に関する「懸念する黒人市民」からの1969年のチラシについて述べた。視点と客観性に関する最後の質問に対して、その学生は「共有されている視点は被害者のものである。殺人について事実が記載されているので、この記事は客観的な資料である。しかし、そのニューズレターには主観的な側面もある。」と書いている。この回答は、その学生の理解を魅力的に示している。彼は明らかにこの文書の価値を理解していたが、おそらくは客観性が一次資料の望ましい(あるいは正確な)特徴ではないことに気づいていなかったのだろう。多くの学生は、アーカイブズには中立性が存在しないこと、また、客観性というラベルは、資料をより権威あるものに、あるいは価値あるものにするために必要ではないことを理解していないようだった。

半数近くの学生が、ワークシートの回答で、自分の資料を「客観的ではない」とした。その回答の幅と、そのアイテムがなぜ客観的ではない資料なのかについて学生が挙げた理由を見ると、興味深いもの

がある。2人の学生が、資料が中立的でない証拠として、感情的に高まった反応を指摘している。そのうちの1人は、「これは客観的な情報源ではなく、感情に満ちている」と書いている。他の学生は、1960年代の政策や反対運動に直接関わったことに言及し、その資料が客観的ではない証拠として挙げている。

あわせて4人の学生が、自分たちの資料が非客観的であるとし、このことを資料の明確な特性としている。ある学生は、『民主的社会のための学生<Students for a Democratic Society>』のニュースレターを「客観的な情報源ではないが、学生からの視点が得られるのは興味深い」と記述している。また、1969年の警察の残虐行為に抗議するチラシを調べた2人の学生は、それが「客観的」な資料ではないことを認識していたが、直接的関与に価値があると主張した。そのうちの1人は、「不当とみた出来事からくる怒りや感情に明らかに影響されているので、客観的とは言えないかもしれない。だからといって、彼らの感情や考えが妥当でないということにはならない。」と書いている。

一次資料の客観性についての質問に対する学生の回答から、大多数の学生は客観性がアーカイブには存在しないことを明確には理解しておらず、むしろ中立性を望ましい、権威ある特性として捉えているようであった。要約すると、約3分の1の学生が自分の資料が客観的かどうかという質問に直接答えず、別の3分の1が自分のアイテムを「客観的」資料と表現し、10人が自分の資料は「非客観的」と回答している。この最後の10人のうち、たった4人の学生が「非客観的」な資料を肯定的に表現しているのは興味深いことである。コレンとダーラムは、授業の計画とプレゼンテーションの両方で、非中立性の概念を優先していたが、ワークシートの回答は、中立性の概念についての批判的な議論にもっと時間を割く必要性を示していた。クラス全体での批判的議論や事例の共有に加えて、ワークシートの最後の質問には、ある意味、批判的で、どちらでもない回答も歓迎するように組み立てることが重要だろう。

この授業で、学生が個人的なつながりを共有するという、予期していなかった、しかし非常に喜ばしい結果が生まれたことを特筆しておきたい。アーカイブズの分析活動では、何人かの学生が、分析した一次資料と自分の個人的なつながりを話してくれた。例えば、ある学生は、一次資料の中で記録されている出来事が、現在自分が作業しているキャンパス内の建物で行なわれたことに気づき、元気づけられたという。また、ある学生は、1960年代の学内新聞に掲載された、学生の入学審査における人種差別が、自身の家族の個人的なレベルでどのような関係があるのかを話してくれた。その学生は、祖母が若い頃にメリーランド大学に入学できなかったことがっかりしていたことを話し、祖母が20世紀半ばの大学の人種差別的な政策によって不利益を被っていたらしいことをはじめて認識した。

このような個人的なつながりの共有は、講師陣も予想していなかったことである。これらの成果は、ガイドラインの学習成果4.F.に明示されている、学生の能力を「歴史的な共感、過去に対する好奇心、そして歴史的資料と歴史上の人物に対する感謝の念を示す」と特筆する歴史的共感の存在感を示している。このような個人的なつながりを保証することはできないが（計画することすらできないが）、アーカイブズ資料や地域の歴史の性質は、個人的な応用やつながりを招き、より深い学習や関与を可能にする。深い学びは、学生が個人的なつながりを持ち、学んだことを日常の経験に応用できるようになったときに起こる。一次資料を扱うことは、学生が自分自身の生活体験を通して過去と具体的なつながりを持つことを助け、思慮深い歴史分析と深い学習の両方を培う可能性がある。

## 学んだ教訓

教授がこの授業を「楽しくてためになる」と特徴づける一方で、コレンとダーラムは、評価の過程で、一次資料リテラシーが、学生が授業で学んだ理論を地元や国内の歴史的出来事に応用するのにいかに役

立つかを振り返った。学生のワークシートは、講師が成果を測るのにある程度役立つものだったが、75分の授業で、学生に中立性の概念を教え、アーカイブズ調査や発見のテクニックを紹介することの難しさも示している。ワークシートの回答から、SCUAのウェブサイトの閲覧方法や基本的なキーワード検索のテクニックを学生に教えるために、より多くの授業時間を設ける必要があることがわかった。今後の発見活動での反復では、講師は学生に検索の過程や、失敗した検索からどのように回復するかについて、詳しく質問する予定である。ワークシートの最後の質問「さて、あなたはこの対象について少し考えてみましたが、誰の視点が共有されていますか？これは客観的な資料でしょうか？」については、資料から抜け落ちていた具体的な視点を考えさせ、そのアイテムに対する自分の思いを共有させるような質問に書き直すべきだろう。さらに、オンラインで探せる誰でもわかるような検索しやすいモノ資料を授業に引き出すことの重要性を認識した。発見活動のほとんどを学生はウェブサイトを行き来することに費やし、その分、学生がワークシートを完成させる時間が短くなった。

また、講師陣は、このクラスの今後のセッションを、アーカイブズ資料やベトナム戦争時代に関する学生の知識と精通度を非公式に評価することから始めることにした。1960年代と70年代の学生運動について、彼らはどのように受け止めているのだろうか。学生運動と大学史の理解に違いを感じるかどうかを学生に問うディスカッションで授業を締めくくべきである。また、キャンパス内の学生運動の歴史を現代の事例、たとえば2014年、2015年に起きたファーガソン、ミズーリ、ボルチモア、メリーランドでのような例<黒人に対する暴力事件>、あるいはLGBTQの権利を求める学内抗議運動などと結びつけたり、資料とのより個人的なつながりを持たせる機会も逃した。

2018年秋、このクラスは再度行なわれ、現講師は発見活動に変更を取り入れた。コレンは新しい大学院生アシスタントと協力して、アーカイブズ分析ワークシートの質問を編集し、コレクションに欠けている声について考えるよう学生に促した。発見活動は、10分間の概説、新しい検索手段データベースであるArchivesSpace [註 vi] の使い方を紹介・実演するものに変更され、授業の最後により多くの議論や質問のための時間が設けられた。ワークシートに記入された学生の回答は、客観性についてのより微妙な探求を示していた。ある学生は「白人の学生の視点しかない」と言い、別の学生は「この(特定の)資料は客観的というより逸話的だ」とコメントした。全体的に、コメントはモノ資料への批判的な関わりを強め、一次資料リテラシーの概念への理解を深めたことを示した。2019年春には、SCUAの2人の大学院生助手が、コレンの監督を受けながら同じ授業を共同指導した。特殊コレクションと政府と政治学科のパートナーシップは、指導とアウトリーチ部署が一次資料リテラシーを教える新しい方法を考え、研究のために私たちのコレクションを使用する学生の批判的思考を広げることができると、特に価値あるものである。

## 附録 i 発見活動配布資料

### アーカイブズ宝さがし

グループとして選んだアーカイブズのアイテムを使って、どのように、メリーランド大学特殊コレクションオンライン情報源にアイテムのレコードを発見することができるかをクラス全体に手短かに実際にやってみる準備をしてください。次のどの情報源も好きに使ってかまいません。

- メリーランド大学アーカイブズ、Archives UM, <https://digital.lib.umd.edu/archivesum/>.
- メリーランド大学アルバム (デジタルコレクション)、University AlbUM, <https://digital.lib.umd.edu/album>.
- ベトナム時代反戦運動案内、Guide to Vietnam-Era Protests, <https://digital.lib.umd.edu/>

archivesum/rguide/viet.jsp.

- ... そのほか!

オンライン上でアイテムの記録を見つけたら、アーカイブズ・エイオン・システム<the Archives Aeon System 訳註：アトラス社のデータベース・システム>を通じてアイテムをリクエストするための次のステップを話し合いなさい。また、メリーランド大学アーカイブズでどのようにアイテムの記録を見つけることができるか、1分間の簡単なデモンストレーションをクラスで共有できるように準備しておいてください。

## 附録 ii 一次資料分析ワークシート

### 一次資料分析

テーブルの上にあるモノ資料のひとつを2、3行で記述してください。(タイプ、時代、あなたがみて面白いことなんでも。)

誰が著者あるいは作成者ですか、そしてなぜその記録は作成されましたか？

この記録はどこからやってきて、どのように私たちのアーカイブズに入りましたか？

モノ資料を分析した後、iPadを使って、知らない名前、出来事、ことばを調べてください。以下にリストアップします。

さて、あなたはこの対象について少し考えてみましたが、誰の視点が共有されていますか？これは客観的な資料でしょうか？

[註 i] SCUA ウェブサイトの「インストラクション & ツアー」の「サービスメニュー」をみよ。

<https://www.lib.umd.edu/special/outreach/home>.

<コース内あるいは単発での授業、教材作成、ライブラリーやオンラインで学習者に提供できる教材のキュレーション、リサーチ・ガイドの作成など。現在は、一次資料を使って調査研究というページも整えられている。>

[註 ii] 一次資料リテラシーのためのガイドラインについての SAA-ACRL/RBMS タスクフォース、『一次資料リテラシーのためのガイドライン』<原文・既出>、<https://www2.archivists.org/standards/guidelines-for-primary-source-literacy>.

[註 iii] SCUA のコレクションに関する情報は、ウェブサイトの「私たちについて」をみよ。<https://www.lib.umd.edu/special/about/home>.

[註 iv] メリーランド大学アーカイブズ、<https://wayback.archive-it.org/2410/20161230035953>.

この授業からまもなくして、SCUA は ArchivesSpace ベースの検索手段検索ツールを導入した。< ArchivesSpace は、オープンソースのアーカイブズ情報マネジメント・アプリケーション、<https://archivesspace.org/>.>

[註 v] 教育における批判的思考の使用に関する簡潔な要約として以下を参照した。Natasha Kenny, "The What? So What? of Critical Reflection," <http://connections.ucalgaryblogs.ca/2014/07/30/the-what-so-what-and-now-what-ofcritical-reflection/>.

[註 vi] <https://archives.lib.umd.edu/>.

以上が事例 #10の内容である。

## VI. おわりに TPS の現況と身近な取り組み

事例 #10 を読んでの感想はどのようなものだろうか。実施者のキャリアパスがわかる、ガスマスク以外の具体的な資料がどのようなものか知りたい<sup>26</sup>、学生が資料に触ることに対して、特別な注意はしないのか、アーカイブズの中立性について考えたことはあったか、など様々思い浮かぶのではないだろうか。その後、事例研究は次々と加わっている。ここで重要なのは、お互いの経験を共有する場があり、より良くしていこうという姿勢ではないだろうか。つまり情報基盤が提供され、活用されていることである。

筆者自身は、2015年以来、TPS 集団のリストサーブに登録している。イベントや情報提供の依頼、文献講読の誘い、ウェビナー実施など頻繁にメールは来る。時には、リストサーブから抜きたいと誰かが言い出すと我も我もと続く場合もある。基本的にフラットで出入り自由な場であるが、事業に関してはスピード感のある実行力がある。SAA の RAO セクションのメーリングリストは一日一回にまとめて受信するようにしている。最近の話題は、夏の大会をどのように迎えるかの話し合い、すなわち、マーケットプレイスやアンカファレンスをあらため、TPS フェストにするのでそのアイデア募集、ウェビナーの実施のための講師の募集また実施の告知、そして TPS 論文検討会 (SAA-TPS committee Article Discussion Club) の告知がある。このうち、2022年4月28日米国開催の TPS 委員会主催の一次資料リテラシーのウェビナーに参加した。100名近くの参加者数で、ピッツバーグ大学のコレクション・キュレータ、テイラー大学とノースイースタン大学の一人アーキビスト、ハワイのイオラニ・スクール<キンダーから12年生までの私立学校>のアーキビストによる TPS の実践と考察の報告に、盛んな質疑応答があった。

ここで、ふり返って、筆者自身が体験するなど、ごく身近な TPS “一次資料を用いた教育” について考えてみたい。

### ●文献の書誌作成

◇坂口貴弘のホームページ Daily Searchivist<sup>27</sup>

◇国文学研究資料館のアーカイブズ学文献データベース<sup>28</sup>

### ●授業で一次資料を取り扱う

◆国文学研究資料館西村慎太郎の学習院大学での授業 (通年)

江戸時代の未整理の歴史資料を対象とし、取り上げ (調書作成)、目録作成、翻刻、保存措置など実際に一次資料を取り扱うものである。

◆立教大学共生社会研究センター<sup>29</sup>での取り組み

立教大学共生社会研究センター所蔵資料であるピラを読み解き、メロディをつけて歌い上げるという公開ワークショップ「ピラを歌おう!—運動の記録/言葉のポテンシャル」に筆者は参加したことがある。センターのニューズレター『PRISM』には所蔵資料を使った実践事例が紹介されている。アーキビス

---

26 筆者の問い合わせに対し、コレンから次の URL 情報が提供された。https://umdarchives.wordpress.com/2014/09/08/memorabilia-featured-in-terp-magazine/. 大学のコミュニケーション誌の記事で、ガスマスクと催涙弾の写真があり、リンク先にはこれを含む15点の大学の歴史を物語るモノ資料や写真の画像を見ることができる。また、学生のアーカイブズ訪問時には、資料の適切な取り扱いを指導しているという。

27 Daily Searchivist, https://searchivist.hatenablog.jp/.

28 国文学研究資料館、アーカイブズ学文献データベース、https://base1.nijl.ac.jp/~archiadodb/.

29 立教大学共生社会研究センター、https://www.rikkyo.ac.jp/research/institute/rcccs/.

トの平野泉に大学教育の場での経験について問い合わせたところ、コースの詳細や具体的内容、対象者の反応を伺うことができた。以下は、それを簡単にまとめたものである。

平野は、あるコースの1～2クラスでTPS的な試みを行なうスポット型、コース全体をアーキビストがデザインするコース型、アーキビストが他の教員の授業に全面的にコミットする埋め込み型の授業の経験がある。立教大学では、センターと社会学部が共同企画している全学部・全学年履修可能な共通科目でスポット型の授業を行なっている。100分の枠に、「アーカイブズとは何か」をある程度理解してもらった講義と、学生が具体的な資料に触れながらディスカッションをするワークショップの要素を取り入れ、少人数のゼミ形式、大人数の大教室、そして2020年度からはオンラインで、それぞれに工夫しながら実施してきている。基本的には文字資料を用いてきたが、2021年度は初めて、60-70年代に撮影された平和運動のデモの写真素材とした。Zoomのブレイクアウトルーム機能を用いて少人数のグループに分かれ、写真に写り込んだ人物、風景、文字などに関する質問に、グループでの議論に基づいて回答する。全体として、写真という共通の対象があることで、議論は活発となったと観察している。また、歴史資料としての写真の価値に初めて気づいたという学生もおり、一定の成果は得られたとのことである。

一方、コース型の授業は埼玉大学教養学部の夏季集中講義「史料学実習」が典型例で、こちらも多様な専門分野の学生が受講する可能性があるため、シラバス上は①「史料」を作成の文脈に位置づけることができる、②アーカイブズ機関が「史料」に対して行なう様々な作業と、その背景にあるアーカイブズ学の考え方を理解する、③①-②により史料をより批判的に解釈する力を身につけることの3つを到達目標としている。コース全体は、A. アーカイブズ学の基本を学ぶ（講義とミニ・ワークショップ）B. センターで実施する資料を実際に整理する（実習）C. 整理した資料の一部をデジタル化し、目録情報とともにAtoM<sup>30</sup>にアップロードする（実習）、④デジタルアーカイブにまつわる諸問題を検討し、オンラインに存在するデジタルアーカイブを評価する、の4つの部分で構成されている。初日の授業では「アーカイブズとは何か」も知らなかった学生たちが、最終日には各自選んだデジタルアーカイブについて発表した際には、アーカイブの運営主体は信頼できるか（またその根拠は何か）、デジタルアーカイブ作成（プロジェクト）の趣旨は明示されているか、オンライン・コンテンツとコンテクストの関連性がわかるか、オンラインにない全体との関連が明確になっているか、メタデータに一貫性があるか、などの点を的確に評価できるようになっていた、という成果を得たようだ。

◆ウィルミントン大学平和資料センター所長のターニャ・マウスは、1学期の授業を担当し、所蔵資料を用いて、学生による展示を企画した。また、広島在住の被爆教師として平和運動に献身してきた森下弘（91才）の話をオンラインで、写真や資料を見ながら、聴くという時間をもった<sup>31</sup>。

◆筆者は、2012年から2020年まで一橋大学大学院言語社会研究科で博物館資料保存論を担当した。学期中、大学附属図書館貴重資料室、社会科学古典資料センター及び修復工房、経済研究所資料室を見学、

---

30 AtoM, Access to Memory, <https://www.accesstomemory.org/en/>.

アーカイブズ記述の国際標準に基づくオープンソース・アプリケーション。センターでは、様々な実験をしつつ、内部で活用している。実習では、システムに載せる作業を「draft」ステータスで行ない、オンライン上にあるようにみえるが、実際には公開されていない、とのこと。

31 ウィルミントン大学平和資料センターのターニャ・マウス所長については、拙稿「ウィルミントン大学平和資料センターのターニャ・マウス博士について」\*『記録と史料』30号、2020年を、また森下弘資料の整理に関する広島のワールドフレンドシップセンターとの協働体制については、“I, TOO, AM A HIBAKUSHA” Archival Collaboration between Japan and US on Anti-Nuclear War Activist Barbara Reynold’s Legacy”\*, *Archival Outlook*, November/December 2021, p.12&19を参照されたい。森下弘については、中国新聞に特集記事がある。

実際に一次資料に触れる機会をいただいた<sup>32</sup>。周到な準備を重ね、見学マナーや資料の取り扱いについては事前に厳しく指導した上での見学会であったが、一次資料に対峙する学生の目の輝きは尊く、後日提出のレポートでもホンモノが持つある種のインパクトを感じることができた。

以上が、筆者が身近に感じた TPS 事例であるが、多くの事例がアーカイブズ機関ばかりでなく、特殊コレクションを所蔵する図書館やミュージアムでも蓄積されていることだろう。それについて、情報共有、意見交換の機会があるだろうか。また、国立公文書館認証アーキビスト制度をうけて、いくつかの大学院でアーキビスト養成講座が開設されるようになった。そのなかには TPS に相当する科目もあろう。日本においても、このような情報の集積がなされ、誰もが参照できるように、と願うものであり、本稿が何らかの参考になれば幸いである。

---

32 一橋大学附属図書館、<https://www.lib.hit-u.ac.jp/>。

すべての URL の最終接続日は2022年4月28日である。また表題に\*を付した文献はオンラインでの閲覧も可能である。

# デジタル時代の公文書管理の近年の動向と 「筑波大学附属図書館展示 Blog」の復元

篠塚富士男  
渡 邊 朋 子\*

## はじめに

筑波大学附属図書館では平成7年度（1995）以降、基本的に毎年、特別展・企画展（以下、特別展と呼ぶ）を開催している<sup>1</sup>。この特別展では、当初から電子展示として特別展専用のウェブページを作成してきたが、この電子展示は「電子展示そのものが特別展を構成する柱の一つとなっているので、特別展の展示内容全体をこれによって再現するというのではなく、電子展示ならではの機能を生かして、通常の展示では提供できない新たな情報を付加して公開」することを目指す、というコンセプト<sup>2</sup>によってスタートしたものである。そして、SNSの利用が一般化したこととともない、ブログ、ツイッター、YouTubeの活用（講演会やギャラリートークを録画・掲載）などの活動もあわせて行ってきた。ところが平成18年度（2006）からスタートした特別展ブログのうち、平成19～26年度（2007～2014）のものについてはシステム不具合のため長らく閲覧できない状態が続いた。この特別展ブログも特別展を構成する一つの要素として位置づけられていたため、過去のブログとはいえアクセスできないのは好ましい状況とはいえない。しかし、2022年3月にこれらが再び閲覧できるようになったことが筑波大学附属図書館特別展のツイッターで告知された<sup>3</sup>。本稿ではこの特別展ブログ復活の経緯を一つの事例としてとりあげ、大学が発信するデジタル情報も大学の公式なドキュメントであるという立場にたって、その取り扱いの問題を近年の公文書管理委員会等の議論も踏まえて考えてみたい。

## 1. 「デジタル時代の公文書管理」の近年の動向

2021年4月9日に開催された第87回公文書管理委員会において、デジタル時代の公文書管理の在り方について専門的かつ集中的な議論を行うため公文書管理委員会のもとにデジタルワーキング・グループを設置することが決定された<sup>4</sup>。このデジタルワーキング・グループは、2021年4月から7月までの間に3回開催され、「デジタル時代の公文書管理について」と題する報告書を作成して同年7月26日に開催された第89回公文書管理委員会に提出している<sup>5</sup>。報告書では、社会全体のデジタル化が急速に進む中で

- 
- 1 特別展・企画展、筑波大学附属図書館。https://www.tulips.tsukuba.ac.jp/lib/ja/support/special-exhibition 2022年3月15日閲覧。以下インターネット上の情報源は別に記述のない限り2022年3月15日閲覧である。
  - 2 篠塚富士男「電子展示について」『天正少年使節と『原マルチノの演説』：ベッソンコレクション』p.43（筑波大学附属図書館、1995年）。
  - 3 過去の特別展ブログが復活（2022年3月3日の筑波大学附属図書館特別展のツイッターの記事）https://twitter.com/tulips\_tenji/status/1499205986858729474?cxt=HHwWhIDUvdz5n84pAAAA
  - 4 公文書管理委員会第87回議事録、内閣府大臣官房公文書管理課。https://www8.cao.go.jp/koubuniinkai/iinkaisai/2021/20210409/87gijiroku.pdf
  - 5 デジタル時代の公文書管理について、公文書管理委員会デジタルワーキング・グループ https://www8.cao.go.jp/koubuniinkai/iinkaisai/2021/0726/shiryou3-2.pdf
- \* 筑波技術大学視覚障害系支援課図書係（前筑波大学学術情報部情報企画課古典資料担当）

「デジタルを前提として、公文書管理のルールを考える必要」があるという観点から多岐にわたる検討を行った結果が示されているが、この第89回公文書管理委員会では、公文書管理委員会デジタルワーキング・グループ事務局である内閣府大臣官房公文書管理課からこの報告書の解説資料に相当する「デジタル時代の公文書管理について（参考資料）」も提出されている<sup>6</sup>。この参考資料は、報告書で示された内容を検討課題という形で整理してわかりやすくまとめているが、この検討課題の一つに「SNSやウェブサイトに掲載した情報の扱いについて」があり、以下のような内容が記述されている。

#### ○ウェブサイト

- ①ウェブサイトの情報は常時更新されるものであり、ウェブサイトそのものの廃棄は想定されていないこと、掲載している情報はアップロードのために適切なサーバ（委託先のものを含む）に保存されていることを勘案すれば、ウェブサイトはウェブサイト管理担当部局において、行政文書ファイル管理簿に名称、保存期間、保存場所等を登録することで管理できる。
- ②ウェブサイト上の文字によるお知らせについては、ウェブサイト掲載のために作成した文面等を保存しておくことが考えられる。またウェブサイトの内容については、国立国会図書館でも保存されている<sup>7</sup>。

#### ○SNS

- ①政府がSNSを活用して発信した情報も行政文書に該当する。
- ②大臣等が公務で利用しているSNSであっても、大臣等の立場で発信した情報で把握した重要なものについては、行政機関で取得・保存しておくことが望ましい。

これは注目すべき見解であるが、特にSNSについては政府が発信した情報はもとより、大臣等が発信した情報も行政文書（または行政文書に準ずるもの）として扱うべきであるという方針を明快に述べていることは重要である。

この報告書の提出を踏まえ、2021年11月8日に開催された第91回公文書管理委員会で、公文書管理法施行令・行政文書の管理に関するガイドラインの改正案について議論され、「改正案に対するパブリックコメントを実施したあとに、政令・ガイドライン改正を決定し、ガイドラインの改正にともない発出される内閣府大臣官房公文書管理課長通知を決定する」という一連のスケジュールが確認された<sup>8</sup>。このパブリックコメントのうち「行政文書の管理に関するガイドライン改正案」に対する意見公募は令和3年（2021）11月20日から12月8日までの19日間実施され、16人から57件の意見が寄せられた<sup>9</sup>。

ここで意見公募されたガイドライン改正案では、平成23年（2011）4月1日の内閣総理大臣決定<sup>10</sup>以降ずっと記載されていたツイッターと電子メールに関する以下の表現

- また、一般的には職員の個人的な手紙や個人的にツイッターで発信した内容が記録された媒体が、直ちに行政文書に当たるとはいえない。もっとも、例えば、ツイッターの記載内容について、行政機関において起案し、当該行政機関のパソコンから送信するなど当該行政機関の組織的な広報活動

6 <https://www8.cao.go.jp/koubuniinkai/iinkaisai/2021/0726/shiryous3-3.pdf>

7 これは国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（Web Archiving Project：WARP）を指している。  
[https://warp.ndl.go.jp/info/WARP\\_Intro.html](https://warp.ndl.go.jp/info/WARP_Intro.html)

8 第91回公文書管理委員会議事録、内閣府大臣官房公文書管理課。<https://www8.cao.go.jp/koubuniinkai/iinkaisai/2021/1108/91gijiroku.pdf>

9 公文書管理法施行令等改正案等に関する意見公募手続の概要、内閣府公文書管理課。<https://www8.cao.go.jp/koubuniinkai/iinkaisai/2022/0204/shiryous1-1.pdf>

10 行政文書の管理に関するガイドライン、平成23年4月1日、内閣総理大臣決定。<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/guideline/kanri-gl230401.pdf>

として、ツイッターを用いている場合などは、当該ツイッターの内容について、適切な媒体により行政文書として適切に保存することが必要である。

○また、例えば、他の行政機関に対する連絡、審議会等や懇談会等のメンバーに対する連絡を電子メールを用いて行った場合は、当該電子メールの内容について、適切な媒体により行政文書として適切に保存することが必要である

が削除され、その理由として

(SNS で発信した内容、ウェブサイトに記載の内容、メールの取扱いはデジタル化の進展に伴って内容を充実させる必要があるため、改めて課長通知で細目的事項を含めて各行政機関が留意すべき事項を整理するため課長通知に移行)

と注されている<sup>11</sup>。この改正案に対し、パブリックコメントで以下のような理由から「電子文書の定義や保存期間の設定方法についての原理原則は、課長通知ではなく、ガイドラインに書くべきである」という意見があった<sup>12</sup> (下線は篠塚による)。

- ① SNS による広報を行っていた場合、これらは政府広報の重要な文書であり、一定の年数の保存が望ましい。
- ② SNS の書き込みはいつ作成したものであり、保存期間は何年であるのか、行政文書ファイル管理簿にはどのように記載するのか、保存媒体はどのような形式で行うのか (twitter などの民間サービスの仕様に依存しており、これをどのような形で保存するのか) などを考える必要がある。
- ③ twitter のような SNS の場合、双方向性に意味がある媒体であるため、「いいね」やリツイートの回数、リプライの内容などを保存するのか否かにも、基本的なルールが必要となる。
- ④ 「炎上」して削除したツイートがあった場合、その削除したデータも行政文書であるはずであるが、どのように保存するのか (炎上への対応は行政の職務であり、なかったことにはできない)。
- ⑤ 近年は行政機関内で LINE などの SNS のツールによって、部局で政策が練られるといったことがなされている。新型コロナウイルス感染症の流行によってテレワーク化も進んでおり、情報共有ツールをどこまで行政文書として取り扱うかの基本的なルールが必要である。
- ⑥ グループ LINE で政策の計画立案をしていれば、当然それは「組織的に共用」された情報であり、行政文書に該当するものも少なからずあると思われる。
- ⑦ 政策決定過程を保存するという公文書管理法第 4 条の規定から考えれば、LINE をどこまで行政文書として取り扱うかは重要な問題である。

ここでは twitter や LINE といった SNS の利用に関する現状を具体的に想定しつつ重要な論点をあげている。確かに従来のガイドラインでも「ツイッターの記載内容について、行政機関において起案し、当該行政機関のパソコンから送信するなど当該行政機関の組織的な広報活動として、ツイッターを用いている場合などは、当該ツイッターの内容について、適切な媒体により行政文書として適切に保存することが必要」という記述があり、この意見と大きな方向性としては同じであるとは言えるが、内閣総理大臣決定のガイドラインに記述を残すか、それとも課長通知に移行するかは、「原理原則」をどう扱うかという意味で非常に重要な意見であるといえる。この点については、この意見とは別に

SNS で発信した内容、ウェブサイトに記載の内容、メールの取扱いについては、課長通知に移行と

---

11 行政文書の管理に関するガイドライン 新旧対照表 <https://www8.cao.go.jp/koubuniinkai/iinkaisai/2021/1108/shiryu3-2.pdf>

12 行政文書の管理に関するガイドライン案への意見と回答 (令和 4 年 2 月 4 日第 93 回公文書管理委員会配布資料) <https://www8.cao.go.jp/koubuniinkai/iinkaisai/2022/0204/shiryu1-2.pdf>

されているが、基本的な考え方はガイドラインに残すべきである。特に、SNS の場合は何を行政文書の範囲とすべきかという問題と、SNS というプラットフォーム上に存在する記録の保有者が誰であるかを踏まえた整理が必要であり、これは行政文書の範囲とは何かにかかわる問題であり、課長通知により随時変更可能なものとするべきではない。

という同趣旨の意見もあったが、これらに対しては「ガイドライン改正案に対する主な御意見への対応(案)」として

- ・ SNS や電子メール等の行政文書としての基本的考え方については、ガイドラインにも明記すべきである。⇒ 御指摘を踏まえ、職員が電子メールや SNS で発信等した文書についても、行政文書に当たる可能性があり、該当する場合には行政文書として適切に管理する必要がある旨を、ガイドラインに確認的に記載したい。(詳細は課長通知に記載)

とし<sup>13</sup>、最終的に「職員が電子メールや SNS で発信等した文書についても、行政文書に当たる可能性があり、該当する場合には行政文書として適切に管理する必要がある」という文言をガイドラインに記載する形で改正された<sup>14</sup>。またこれを受けて令和 4 年(2022) 2 月10日付けで公文書管理課長通知が出されたが<sup>15</sup>、このうちの「デジタル化への対応に関する公文書管理課長通知<sup>16</sup>」に「ウェブサイトや SNS の取扱い」が記載されている。これらの取扱いで注目すべきものを抜き出すと(下線は篠塚による)、まず「ウェブサイトに掲載した情報の取扱い」では

- 1) ウェブサイトの情報は常時更新されるものであり、ウェブサイトそのものの廃棄は想定されていないこと等を勘案すれば、常用の行政文書ファイルとして考えることが妥当である。
- 2) 外部からの意見等により不適切な情報と判断して記述や資料をウェブサイトから削除した場合には、当該記述や資料とその経緯についての文書を作成・保存する必要がある。

\*この部分には「いわゆる「炎上」等を受けて、当該情報発信をしなかった状態に戻すような場合を想定しており、表記上の誤りや掲載する資料の誤りを訂正する場合を除く。」と注記されている。

という記述があり、「SNS に掲載して発信した情報の取扱い」では

- 1) 行政機関が SNS (Twitter、Facebook、Instagram、YouTube 等) を活用して発信した情報(文字情報、写真、動画等)も行政文書に該当する。一般的には、ウェブサイトと同じく、行政文書ファイル管理簿には当該 SNS を保存場所とする常用文書として登録するとともに、当該 SNS に掲載するために作成したデータを行政文書ファイル等として管理する方法が考えられる。
  - 2) 外部からの意見等により不適切な情報と判断して記述や資料を SNS から削除した場合には、当該記述や資料とその経緯についての文書を作成・保存する必要がある。
- \*「表記上の誤りや掲載する資料の誤りを訂正する場合を除く。」と注記されている。
- 3) 特定の SNS が廃止等され、引き続き保存が必要な行政文書が保存されない状況が予想される場合は、保存すべき情報を別途電子ファイル等として保存する必要がある。
  - 4) 職員の私用のアカウントにおいて発信した内容については、これが職務に係る内容であったとしても、私用のアカウントは私的利用のみに用いられるべきものであり、一般的には職務上発信し

13 前掲注 9 参照。

14 行政文書の管理に関するガイドライン(令和 4 年 2 月 7 日全部改正) <https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/kanri-gl.pdf>

15 行政文書の管理に関するガイドラインの改正及び公文書管理課長通知について、内閣府大臣官房公文書管理課長。 <https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/tsuchi0.pdf>

16 デジタル化への対応に関する公文書管理課長通知 <https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/tsuchi2.pdf>

た内容には当たらず、行政文書に当たらないものと考えられる。

ただし、私用のアカウントを職務に用いて行ったやりとりについても、その内容が行政機関の意思決定に至る過程並びに行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証するために必要な内容であった場合には、行政文書として取得し、適切に保存する必要がある。

と記されており、パブリックコメントの意見を十分踏まえ非常に詳細に記述していることがわかる。近年の公文書管理委員会で検討していた「デジタル時代の公文書管理の在り方」に関する問題は、ここに一定の成果を得たが、特に「ウェブサイトや SNS の取扱い」については、以下の2021年7月から2022年2月までの半年ほどの間に、大きな方向性から取扱いの細部まで、かなり大きな進展があったと評価できる。

- ・デジタルワーキング・グループが作成した報告書「デジタル時代の公文書管理について」（2021年7月26日第89回公文書管理委員会に提出）
- ・行政文書の管理に関するガイドライン（令和4年（2022）2月7日全部改正）
- ・「デジタル化への対応に関する公文書管理課長通知」（2022年2月10日付け）

この一連の通知等により

- ①「ウェブサイトに掲載した情報」、「SNS に掲載して発信した情報」の双方とも行政文書に該当する。
- ②不適切な情報と判断して記述や資料をウェブサイト・SNS から削除した場合には、当該記述や資料とその経緯についての文書を作成・保存する必要がある。
- ③特定の SNS が廃止等され、引き続き保存が必要な行政文書が保存されない状況が予想される場合は、保存すべき情報を別途電子ファイル等として保存する必要がある。
- ④ SNS で職員の私用のアカウントにおいて発信した内容については、職務に係る内容であったとしても一般的には職務上発信した内容には当たらず、行政文書に当たらないものと考えられる。
- ⑤ただし、私用のアカウントを職務に用いて行ったやりとりについても、その内容が行政機関の意思決定に至る過程並びに行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証するために必要な内容であった場合には、行政文書として取得し、適切に保存する必要がある。

という取扱いが確立されたといえる。

## 2. SNS 等の用語の問題とソーシャルメディアの利用率の動向

ここで用語の問題を整理しておきたい。これまで SNS という言葉を限定なしに用いてきたが、SNS という言葉は情報通信白書では平成17年版（2005）が初出で、「用語解説」<sup>17</sup>で

SNS	Social Networking Service (Site) の略→ソーシャルネットワーキングサービス (サイト) の項を参照
ソーシャルネットワーキングサービス (サイト)	インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス (サイト)。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある

と説明されている。これは本文<sup>18</sup>の「コミュニケーションの利用状況」という図表（図1）の中に出てくる用語について説明するものであるが、この図表でも日本の「ソーシャルネットワーキングサービス」の利用状況は2.5%にとどまり、「インターネットの掲示板（BBS）」の45.1%、「自分のホームページ」

17 <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h17/pdf/17yohgo.pdf>

18 <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h17/pdf/H1020000.pdf>

の27.1%に比べずっと低い。また「ブログ」はすでにコミュニケーションツールとして利用されているのに対し、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の利用は少なく、用語解説でSNSについて「ソーシャルネットワーキングサービス（サイト）の項を参照」としている点をも、SNSという言葉自体がまだ認知度は低かったと言わざるを得ない。

ブログとSNSについては、これ以降の情報通信白書でも多数言及されている。たとえば平成18年版（2006）の用語解説には「ソーシャルネットワーキングサービス（サイト）」は掲載されておらず、SNSだけが以下のように記述されている。

SNS	Social Networking Service (Site) の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス（サイト）。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある
-----	--

この説明自体は17年版の「ソーシャルネットワーキングサービス（サイト）」と同じであるが、「ソーシャルネットワーキングサービス（サイト）」に代わって「SNS」という言葉が見出しになっているところにSNSという言葉が浸透しつつあることを感じさせる。実際に平成18年版の本文<sup>19</sup>には

インターネット上の新たなコミュニケーションツールとして、ブログとSNSが注目されている。  
 (略) 2006年3月末現在、ブログ登録者数は868万人、SNS登録者数は716万人となっている。(略)  
 SNSとは、友人知人等の社会的ネットワークをオンラインで提供することを目的とするコミュニティ型のインターネットサービスである。2003年3月に米国で開始されたFriendsterが世界で初めてのSNSと言われており、日本では2004年にGREE、mixi等が開始された。

と記述されており、平成18年（2006）時点で「新たなコミュニケーションツールとして、ブログとSNSが注目」されていること、SNSの開始自体が2003年（日本では2004年）であることがわかる。

一方、ブログやSNSをソーシャルメディアとしてとらえ、その利用実態に関する調査を行った結果が2010年に報告されている<sup>20</sup>。ここでは主なソーシャルメディアとして、ブログ（Amebaブログ等）、SNS（Facebook等）、動画共有サイト（YouTube等）、情報共有サイト（Wikipedia等）、マイクロブログ（Twitter等）など、10種類をあげ調査を行っているが、この調査における回答者のソーシャルメディア利用率（図2）をみると、ブログ（77.3%）、動画共有サイト（62.8%）、掲示板（62.8%）、SNS（53.6%）の順で高いという結果となっている。

この時点でもブログがSNSやマイクロブログ（Twitter）を押さえ、一番利用率が高いソーシャルメ

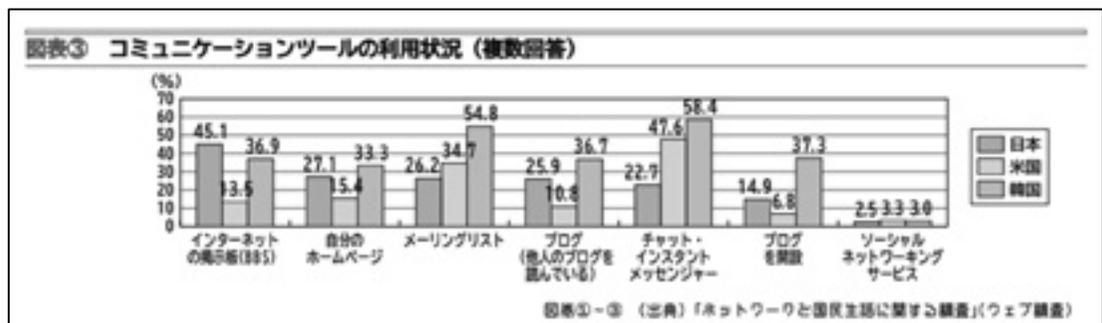


図1 コミュニケーションの利用状況（『情報通信白書平成17年版』より引用）

19 <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h18/pdf/i1050000.pdf>

20 ソーシャルメディアの利用実態に関する調査研究の請負報告書、平成22年3月24日、総務省 情報通信国際戦略局 情報通信経済室。 [https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/linkdata/h22\\_05\\_houkoku.pdf](https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/linkdata/h22_05_houkoku.pdf)

ディアとなっているが、スマートフォンの爆発的な普及につれ利用率の高いサービスに変化がでてくる。平成26年版情報通信白書（2014）には「主な情報通信機器の世帯保有状況」が掲載されている<sup>21</sup>が、平成25年末にはスマートフォンの世帯普及率は62%を超えている（図3）。

このスマートフォンの急速な普及にともない、わずか1年間にLINEは20代の利用率が50%弱から80%にまで増えており、スマートフォンの普及とソーシャルメディア、ことにLINE、Facebook、Twitterの利用率には相関関係があることがわかる（図4）。

LINE、Twitter、Instagramの利用率はその後も増え続け、平成30年度にはLINEは全年代で82.3%、Twitterは37.3%、Instagramは35.5%にまで増加した（図5）。また、YouTubeの利用率は75.7%に達している（図6）。これらのソーシャルメディア系のサービスでは、LINEとYouTubeが全年代で40%以上とよく利用されているのに対し、TwitterとInstagramは10代から40代で30%以上、Facebookは20代から40代で30%以上と、年代によってよく利用しているサービスに違いがあることがわかる<sup>22</sup>。

以上、情報通信白書によってSNSなどの用語や利用率の問題等を見てきたが、この分野はきわめて変化が激しいので、重要な点を時系列で再確認しておきたい。

① SNSという言葉は情報通信白書では平成17年版

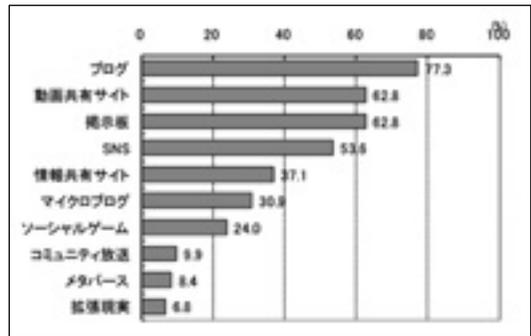


図2 今までに利用したことのあるソーシャルメディア（『ソーシャルメディアの利用実態に関する調査研究の請負報告書』より引用）

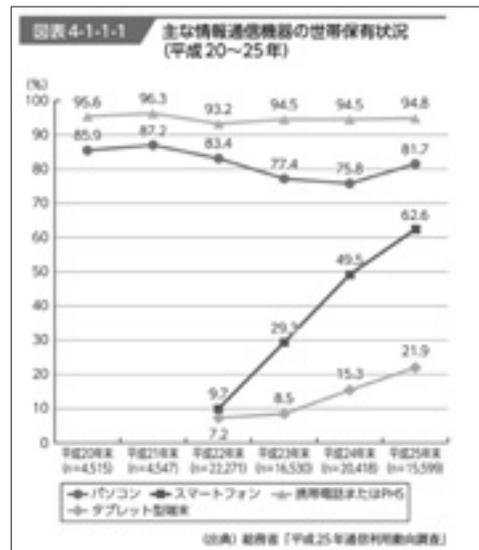


図3 主な情報通信機器の世帯保有状況（平成20～25年）（『情報通信白書平成26年版』より引用）

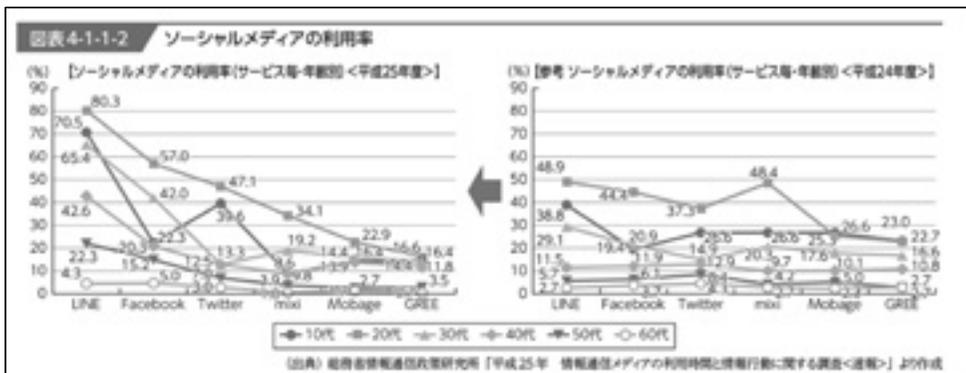


図4 ソーシャルメディアの利用率（『情報通信白書平成26年版』より引用）

21 <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h26/pdf/26honpen.pdf>

22 平成30年度 情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書<概要>、

令和元年9月、総務省情報通信政策研究所。 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000644166.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000644166.pdf)

(2005) が初出である。

- ② SNS の開始は2003年(日本では2004年)である。
- ③2010 年に、ブログ、SNS、動画共有サイト(YouTube 等)、情報共有サイト(Wikipedia 等)、マイクロブログ(Twitter 等)などをソーシャルメディア<sup>23</sup>ととらえた調査結果が報告されているが、この時点でもブログが SNS やマイクロブログを押さえ、一番利用率が高いソーシャルメディアとなっている。
- ④2014年以降のスマートフォンの急速な普及と、ソーシャルメディア、ことに LINE、Facebook、Twitter の利用率の増加には相関関係がある。
- ⑤ LINE、YouTube、Twitter、Instagram の

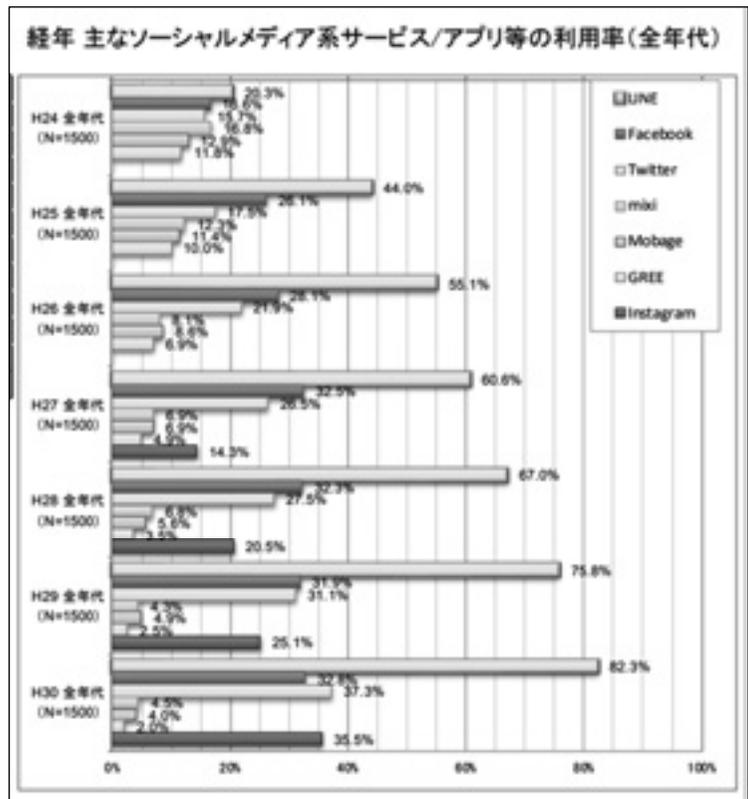


図5 経年 主なソーシャルメディア系サービス/アプリ等の利用率(全年代) (『平成30年度 情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書<概要>』より引用)

	全年代(N=1500)	10代(N=141)	20代(N=208)	30代(N=257)	40代(N=324)	50代(N=270)	60代(N=299)	男性(N=757)	女性(N=743)
LINE	82.3%	88.7%	88.1%	82.4%	87.7%	82.8%	82.8%	79.0%	85.7%
Twitter	37.3%	36.7%	39.1%	41.8%	34.0%	23.0%	9.0%	37.5%	37.0%
Facebook	32.8%	17.0%	47.4%	49.8%	36.7%	29.3%	14.4%	32.8%	32.8%
Instagram	35.5%	38.2%	63.2%	44.0%	35.8%	24.4%	8.0%	28.4%	42.8%
mixi	4.5%	2.8%	8.1%	5.4%	5.8%	2.8%	1.7%	5.2%	3.8%
GREE	2.8%	3.5%	4.2%	2.7%	1.5%	1.5%	0.0%	2.4%	1.8%
Mobage	4.8%	7.8%	7.2%	4.7%	3.7%	3.7%	0.3%	6.2%	1.7%
Snapchat	2.8%	5.7%	7.7%	0.8%	0.3%	0.7%	0.3%	1.8%	2.2%
TikTok	10.3%	39.0%	21.1%	7.8%	6.5%	4.8%	0.3%	9.0%	11.8%
YouTube	39.7%	91.5%	92.8%	88.7%	81.8%	31.3%	40.5%	77.0%	34.3%
ニコニコ動画	16.7%	31.2%	35.4%	16.0%	13.8%	11.1%	6.0%	20.3%	13.1%

図6 平成30年度主なソーシャルメディア系サービス/アプリ等の利用率(全年代・年代別) (『平成30年度 情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書<概要>』より引用)

23 平成21年版情報通信白書では、ソーシャルメディアを「ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)、掲示板、動画共有サイトといった利用者個人が発信する情報交換の場を提供する」CGM(消費者生成メディア)型サービスと定義し、「利用者が情報の受け手となるだけでなく、送り手ともなることによってコミュニケーションを促進する」と記述している。

利用率はその後も増え続け、平成30年度（2018）には LINE の利用率は全年代で82.3%、YouTube は75.7%、Twitter は37.3%、Instagram は35.5%に達している。

### 3. 大学からの情報発信

筑波大学基幹サイト<sup>24</sup>には、Facebook、Twitter、YouTube、LinkedIn、Instagram の5つの外部リンクが設置されている。このうち LinkedIn は2003年にアメリカで誕生したビジネス特化型 SNS であるが、これらはいずれも利用率の高いソーシャルメディアであるので、これらを利用して大学の情報を発信することは、筑波大学の広報戦略として効果的であると考えられる。また先に見たように、近年のデジタル時代の公文書管理の考え方からは、「ウェブサイトに掲載した情報、SNS に掲載して発信した情報の双方とも行政文書に該当する」と考えるのが妥当であり、そういう観点からすれば筑波大学基幹サイトから発信（掲載）した情報も、5つの外部リンクによって発信した情報も、ともに行政文書として扱うべきであろう。また、筑波大学附属図書館では「附属図書館 SNS」として、Twitter（2011年3月14日開始）、Facebook（2013年10月1日開始）、ブログ（2012年2月3日開始）、YouTube（特別展・企画展は2009年10月20日開始）の4つの外部リンクをもっており<sup>25</sup>、これらも行政文書として扱うべきであろう。

これらを行政文書として扱うという考え方にたてば、その取扱いは前掲の（令和4年2月10日付けの）「デジタル化への対応に関する公文書管理課長通知」によって考えていくことになる。この課長通知の「（2）SNS に掲載して発信した情報の取扱い」では、SNS を活用して発信した情報の保存について

- 1）当該 SNS を保存場所とする
- 2）当該 SNS に掲載するために作成したデータを行政文書ファイル等として管理する
- 3）記述や資料を SNS から削除した場合には、当該記述や資料とその経緯についての文書を作成・保存する必要がある
- 4）特定の SNS が廃止等され、引き続き保存が必要な行政文書が保存されない状況が予想される場合は、保存すべき情報を別途電子ファイル等として保存する必要がある

という4つの原則が示されているが、この課長通知は「各行政機関副総括文書管理者」宛であり、「行政文書の管理に関するガイドライン」を基に各行政機関ならびに所管の独立行政法人等が行政文書管理規則の改正等を「令和4年度からの適用を基本」として行うことを求めている<sup>26</sup>。したがって、ここで提示されている保存の原則は、基本的に各行政機関等が対応することになる。一方、これらを保存・蓄積するという観点でみると、アーカイブ（ズ）の問題が出てくる。しかし、塩崎亮は詳細な調査により

- ・欧米では文化遺産機関によるソーシャルメディアのアーカイブ構築例をいくつか確認できるものの、その対象は限定的といわざるをえない。
- ・ブログ以外のソーシャルメディアについては、多くの文化遺産機関においてまだ検討段階といえる。
- ・機関が対象となるが英国公文書館による政府発信ソーシャルメディアの収集事業、あるいは、何らかのテーマにもとづき Twitter のデータセットを構築する各種プロジェクトは確認できるものの、

24 <https://www.tsukuba.ac.jp/>

25 <https://www.tulips.tsukuba.ac.jp/lib/ja/about/SNS>

26 「行政文書の管理に関するガイドラインの改正及び公文書管理課長通知について」内閣府大臣官房公文書管理課長。<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/tsuchi0.pdf>

いずれも収集範囲は限定的である。

と記述しており<sup>27</sup>、欧米においても、また日本においても発信元以外の第三者（文化遺産機関、公文書館、国立国会図書館等）によるソーシャルメディアのアーカイブの構築はまだ検討段階といわざるをえない<sup>28</sup>。したがって、まずは課長通知で示されたように、ウェブサイトやSNSの保存の問題は、各行政機関が規則改正や制度運用によって考えていくことになる。

しかしながら、実際にウェブサイトやSNSで発信した情報をそのままの形（文字情報、写真、動画等を含む）で保存する、ということは、技術的な問題を含め、さまざまな困難がある。そこでブログの保存の例として、筑波大学附属図書館が特別展ブログ（展示ブログ）を復元した事例を紹介し、この問題について具体例で考えてみたい。なお、この復元事例報告は本学で実際に行われたブログ（SNS）の復元・保存の記録という意味もあるので、実際の復元手順を、技術的な面も含め詳細な記述で紹介する。

## 4. 「筑波大学附属図書館展示 Blog」の復元事例報告

### 4.1 本件の経緯

筑波大学附属図書館では、平成7年度（1995）中央図書館新館増築を期に、貴重書展示室での資料展示を開始した。所蔵する貴重図書や和装古書等を広く紹介するため、常設展に加え、毎年様々なテーマで特別展・企画展を開催しており、学内外から好評を博している。

当館の展示活動の特徴として、①学内組織（教員等）と図書館職員による特別展ワーキンググループ（以下、特別展 WG）の協働で実施していること、②“展示室での資料展示”・“展示図録冊子の発行”・“電子展示”が一体となって行われていることの2つが挙げられる。特に“電子展示”については、ICT技術の進歩に合わせて、工夫を凝らした特別展・企画展公式 Web サイトを作成し展示資料画像および教員による解説を掲載することに加え、YouTube による講演会動画の配信や、SNS による広報等、Web による情報発信を積極的に行ってきた。

「筑波大学附属図書館展示 Blog」（以下、展示ブログ）は、“電子展示”に関わる試みの一つとして、平成18年度から平成26年度まで実施したものである。特別展・企画展の実施において、教員は企画立案および資料解説作成等を主に担い、特別展 WG は実務作業であるパネル作成や展示室設営、図録発行実務や広報活動等を担当している。展示ブログは広報手段の一つとして、特別展 WG メンバーが中心となって運用し、展示準備の様子や資料にまつわるこぼれ話等を数多く投稿してきた。

例えば、平成23年度（2011）特別展「日本人のよんだ漢籍」の展示ブログ記事では、来館者から「白氏文集」という言葉の読みについて質問を受けたことに端を発し、複数の辞書や学説等の根拠を含む考察記事に発展した。また、平成25年度（2013）特別展「知の開拓者（パイオニア）たち」では、図録冊子に掲載された「開拓よもやま話」の続編として、4記事が同展示の企画者である教員本人によって掲載され、校章桐の葉や校友の愛唱歌等、筑波大学の前身校にまつわる興味深いエピソードと多くの参考

---

27 塩崎亮「公開ツイートを第三者がアーカイブすることに対する個人の意識：質問票調査の集計結果」『図書館界』Vol. 73, No. 1, 2021, pp.2-14

28 これに関連して、いわゆる「デジタルアーカイブ」は情報通信白書では平成15年版の用語解説に初めて出てくるが、そこでは「博物館、美術館、公文書館や図書館の収蔵品をはじめ、有形・無形の文化資源等をデジタル化して保存等を行うシステム」と説明されており、“Digital Archives”をもっぱら「ボーン・デジタルの記録(records)の集積」ととらえるアーカイブズ専門職とは異なる解釈がなされている。古賀崇「「デジタル・アーカイブ」の多様化をめぐる動向-日本と海外の概念を比較して-」『アート・ドキュメンテーション研究』No.24, 2017, pp.70-84参照。

文献が紹介された。特別展 WG メンバーによる記事は、展示準備に関する多くの写真画像や、展示期間中の来館者との交流、寄せられたアンケートおよびコメントに個別に回答する様子等、その内容は多岐にわたっており、ブログ読者を惹きつける工夫と展示開催への熱意が読み取れる、貴重な活動記録になっている。

展示ブログを開始した平成18年度（2006）は学外 Web サイト「はてなブログ」サービス（無料版）を使用した。平成19年度から平成26年度までは、フリーのブログウェア「ぶろぐん」を用いたブログページを独自に作成した。展示期間中は特に頻繁に展示ブログを更新しており、学内のみならず学外からも閲覧されて様々なコメントが寄せられる等、当時の”電子展示”において大きな役割を果たしていた。しかしながら、Twitter や Facebook 等の他の SNS の運用開始にあたり情報提供ツールを集約するために、平成26年度（2014）以降は展示ブログ更新を中止することになった。ただし、この展示ブログは展示実施記録としての価値が高い記事を数多く含むことから、ブログページは削除せず、各年度の特別展・企画展公式 Web サイトからのリンクを維持することになった。

展示ブログの不具合が発覚したのは、令和2年度（2020）のことである。特別展・企画展開始から25年目を迎えるにあたり、「もう一度見たい名品」と題して、筑波大学附属図書館のこれまでの展示資料を振り返る企画展を開催した。その準備作業として過去の特別展・企画展公式 Web サイトを見直したところ、平成19～26年度の展示ブログが表示できない状態であることが判明した。特別展 WG の事務局である図書館職員（古典資料担当）がこの不具合について調査したところ、その原因はブログウェア「ぶろぐん」の開発元サポートが終了した影響である可能性が高く、現システムソフトウェアのままでの公開継続は困難であることが分かった。

しかしながら、先に述べたように展示ブログは展示資料に関する学術的な情報や写真等を多数含む貴重な記録であったため、多くの関係者から再公開を望む声寄せられた。これを受けて、令和3年度に展示ブログの復元を実施することになった。



図7 展示ブログ 平成26年11月の記事（Internet Archive）

## 4.2 展示ブログの復元方針

平成18～26年度展示ブログ（以下、旧ブログ）の復元作業に先立ち、現状確認し、復元の目的および方針を以下のように立案した。なお、復元 Web ページのデザインは、旧ブログの体裁をなるべく生かしたシンプルなものにした。また、旧ブログ運用当時の文章やリンク情報を最大限尊重し、明らかな誤字やスパムコメント以外は、修正することなくそのまま移行することにした。

[令和3年7月時点の状況]

- ・旧ブログは、文字や写真が表示できない空白のページとして表示されてしまう
- ・Web アーカイブ閲覧サービス「Internet Archive」(米: Wayback Machine) において、旧ブログの一部が記録されており、ブログページのデザインを確認できる
- ・図書館サーバ内に、旧ブログの構成要素である本文・コメント・トラックバックの各 DAT ファイルが保存されている
- ・図書館サーバ内に、旧ブログの構成要素である画像ファイル (jpeg 形式等) が保存されている
- ・復元対象は189記事113コメント6トラックバックと推測
- ・コメントには、スパムコメントが一部含まれている
- ・トラックバックは、現時点では無効なリンク先になっている



図8 旧ブログ構成要素（本文の DAT ファイル）

[目的]

旧ブログの内容を復元した HTML による Web ページ（以下、復元 Web ページ）を作成し、過去の展示記録の保存公開を維持する。

[方針]

(1) 復元 Web ページの構成

- ・復元 Web ページを構成する各ファイルは、旧ブログ同様に図書館サーバ内に保存する。
- ・復元 Web ページは、HTML で作成する。
- ・旧ブログから、以下の内容を復元 Web ページに移行する。
  - a. 記事（本文と写真）
  - b. 記事へのコメント

- c. 特別展・企画展公式 Web サイトへのリンク
- d. 他のブログ記事へのリンク

・復元 Web ページは、以下 2 種類を作成する。

- ① 月毎のページ
- ② ARCHIVES のページ（全記事の一覧）

(2) 復元 Web ページの詳細

・復元対象：7 年度分 / 24 か月分 / 189 記事（写真付き） / 40 コメント（スパム除く）

- ① 月毎のページ

・月毎のページには、以下の内容を移行する。

- a. 記事（本文と写真）
- b. 記事へのコメント
- c. 当該年度の特別展・企画展公式 Web サイトへのリンク

d. 同年度の別の月の復元 Web ページおよび ARCHIVES（全記事の一覧）ページへのリンク

- ・記事順は、旧ブログの形式を尊重し、ページ下から上に向かって投稿日付順に配置する。
- ・記事内の学内リンク先（蔵書検索 OPAC 等）が Not Found の場合は、現在の URL に置き換える。
- ・記事内の学外リンク先が Not Found の場合は、原文を尊重してそのままにする。
- ・コメントは、学外者コメントも含め、原文を尊重してそのまま復元する。ただしスパムコメント（展示に関係しない広告等）は除く。
- ・トラックバックは、ほとんどの引用先 URL が Not Found なので、復元しない。
- ② ARCHIVES のページ（全記事の一覧）
- ・ARCHIVES のページ（全記事の一覧）には、以下の内容を移行する。



図9 旧ブログと復元 Web ページ (案) の比較 イメージ図



図10 ①月毎のページ イメージ図

- e. 全ての月毎のページへのリンク
- f. 特別展・企画展公式 Web サイトの全体トップページへのリンク
- ・月毎のページへのリンクには、当該年度の特別展・企画展名称の見出しを付ける。

(3) 関連する Web ページや SNS への対応



図11 ② ARCHIVES のページ イメージ図

- ・当該年度の特別展・企画展公式 Web サイトに含まれている旧ブログへのリンクは、当該年度の月毎の復元 Web ページのうち、最も早い月の URL に差し替える。
- ・作業完了後は、展示 Twitter と附属図書館公式 Twitter で利用者向けに広報する。
- ・旧ブログ URL (http://www.tulips.tsukuba.ac.jp/exhibition/blog/) の復元 Web ページへのリダイレクト設定は、直近の過去 5 年で当該 URL を参照している学外 Web サイトがほとんど無いため、行わない。

以上をふまえ、令和 3 年 5 月から旧ブログの復元に向けて、本格的に作業を開始した。

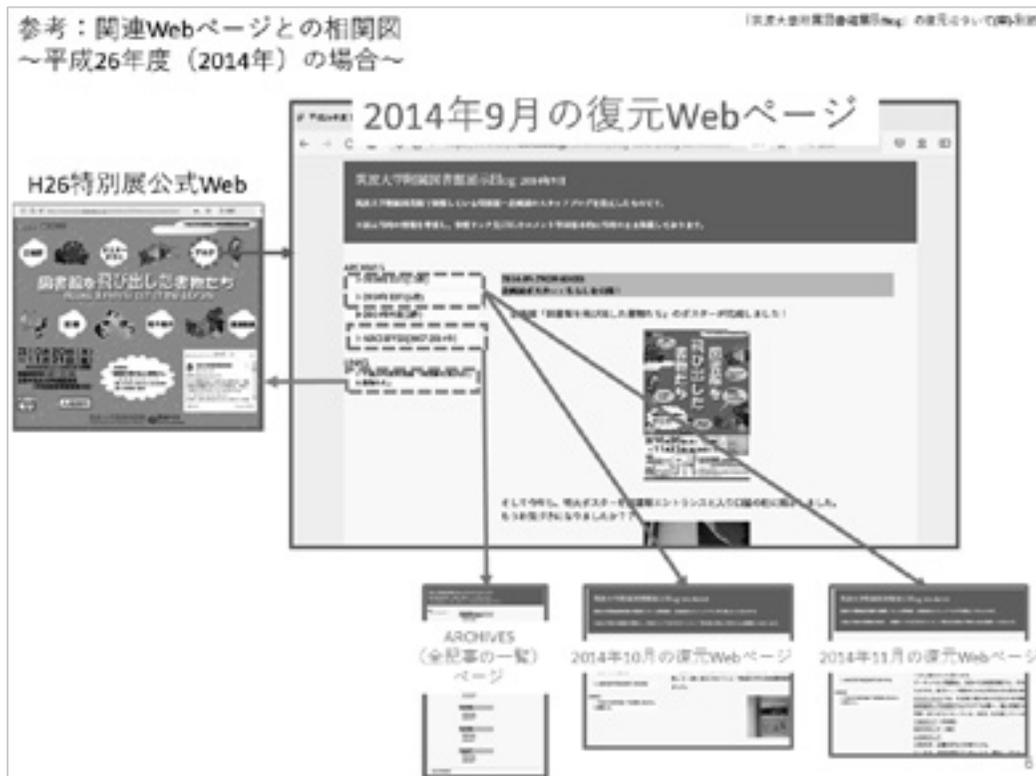


図12 関連 Web ページとの相関図

### 4.3 復元作業の過程

本件は附属図書館公式 Web サイトおよび図書館サーバに関連することから、作業開始前に館内の了承を得る必要があった。令和 3 年 5 月中旬に、特別展 WG 立案の企画書「[筑波大学附属図書館 Blog] 復元について (案)」を、図書館職員による Web サイト運用管理チームに提示し、新たな Web ページを図書館サーバ上に作成することへの是非と、企画書に対する助言や技術的な問題点の指摘を求めた。9 月初旬には、修正した企画書 (案) を館内会議に提出し、実施の了承を得て、9 月中旬から復元 Web ページの作成作業を開始することになった。

実際の作業手順は、以下のとおりである。

[作業手順]

- ① 図書館サーバ内の旧ブログ構成要素のうち、画像ファイルの保存フォルダを、復元 Web ページ用としてコピー保存

②旧ブログのデザインを参考に、復元 Web ページ (HTML) の CSS を作成

\* CSS は直近の企画展公式 Web サイト用を参考に作成し、各種デバイスサイズに対応したレスポンシブデザインを採用

③ ARCHIVES のページ (全記事の一覧) を作成

④月毎のページを作成。

- ・月毎のページの雛形ファイル (CSS 含む) を作成する
- ・旧ブログ構成要素の本文 (dat ファイル) から 1 記事ずつコピーし、有効な HTML に修正する
- ・旧ブログ構成要素のコメント (dat ファイル) から 1 記事ずつコピーし、有効な HTML に修正する
- ・本文とコメントについて、文字が読みやすいように改行や空白の挿入など調整を行う
- ・文中の全てのハイパーリンクを確認し、適宜修正する
- ・文中の全ての画像ファイルについて、参照先変更とサイズ修正を行う

⑤当該年度の特別展・企画展公式 Web サイト内の旧ブログ URL と、当該年度の月毎復元ページのうち最も早い月の URL を置き換える

なお、復元 Web ページの作成作業期間は、9 月中旬から翌年 2 月末までの約 5 か月半である。これは作業人数が古典資料担当職員 1 名であったこと、通常業務の繁忙期と重なっており、作業時間をまとめて確保するのが困難だったことが要因である。複数人で作業に当たれば短期間で完遂することが可能であったが、特別展 WG は当該年度の特別展開催に奔走しており、本件に業務時間を割くことができなかった。

また、作業手順の中で最も時間と労力がかかったのは、作業手順④である。1 つの記事を復元するには、旧ブログ構成要素である DAT ファイルを複数参照しつつ、復元 Web ページ (HTML) で表示した際の見た目の読みやすさを確認しながら随時修正を行う必要があり、作業への集中力が求められる。作成期間が繁忙期であったため、作業中に別件業務のために中座することが多く、当初は進捗管理や作業漏れの防止に苦慮した。しかし、この問題については、月毎のページに含まれる記事数やコメント数を一覧できる作業工程表を作成し、各ページが完成するごとに当該セルに色を塗るようにしたことで、解決することができた。

こうして完成した復元 Web ページは、令和 4 年 3 月 3 日から公開した。附属図書館の公式 Twitter で広報を行い、館内職員や過去の展示関係教員にも別途報告を行ったところ、一度は消滅したと思われる貴重な展示記録が復活したことに対し、喜びやお褒めの言葉が寄せられた。

本件はいったん消滅した SNS 投稿データを、HTML による Web ページに媒体変換することで再生し

NO	特別展の企画ページのリニューアル作業進捗			復元記事/記事数	コメント数	リンク数	
33	予定	策定タイトル	年月	記事数	記事数	コメント数	リンク数
34			200709	1-9	0	0	1
35			200710	10-30	22	26	5
36	1	H10	200711	27-30	0	0	0
37					38	20	5
38							
39							
40							
41			200809	29-44	6	7	0
42	2	H21	200810	45-47-50-52-79	30	30	0
43			200811	81	31	0	0
44					40	30	0
45							
46							
47			201009	82-84-90	7	8	0
48			201010	90-100	14	17	0
49	3	H22	201011	104-108	6	6	0
50			201012		0	0	0
51					20	17	0
52							
53							

図13 進捗管理のための作業工程表 (一部)

た事例である。今回の試みが成功した要因は、旧ブログの構成要素データが内部サーバに残存していたことによるところが大きい。筑波大学附属図書館が現在も活用している Twitter や Facebook については、運用だけでなくデータ保管も当該 SNS に依存しており、本件のような復元方法は不可能である。特に Facebook は比較的長文が表示できるため、充実した内容の記事が多数投稿されているが、それらを今後どのようにアーカイブ化すべきか、最新の情報環境をふまえつつ改めて考える必要がある。



図14 旧ブログを復元した Web ページ 平成26年11月の記事（2022.04.17参照）

## 5. むすびにかえて

公文書管理委員会のもとにデジタルワーキング・グループが設置されたのは、わずか1年前の2021年4月のことであり、2022年2月には「行政文書の管理に関するガイドライン」が全部改正された。この1年足らずの間に、「デジタル時代の公文書管理」はきわめて大きく進展し、今後の公文書管理への影響という意味ではまことに画期的な年になったといえる。しかし実際に大学が発信した情報を保存するためには、今回紹介した筑波大学附属図書館の事例を見ても、技術面を含めいろいろな困難があることがわかる。しかしデジタルデータは突然データが消滅したりアクセスできなくなったりすると、それを復元するのはきわめて困難である。展示ブログにアクセスできないことがわかったときには、深い喪失感があった。しかしながら今回紹介した事例の場合、展示ブログにアクセスできなくなったのはブログウェアの開発元のサポートの終了というシステム上の問題が原因であり、ブログの構成要素（データ）自体は図書館サーバ内に残存していたので、多大な労力を費やしながらも復元することができた。こうした事例からも、デジタルデータを作成したり情報を発信したりする組織等がきちんとしたデータ管理

(・蓄積)の体制を構築しておくことが非常に重要であることがわかる。各行政機関(政府)の動向を見ながら、今後大学としても十分検討を進める必要がある。

## 筑波大学評議会の構造と機能 —三輪知雄学長期を中心に—

田中友香理

### はじめに

本稿は、筑波大学草創期の評議会の設置過程と審議の実態解明をとおして、その構造と機能の特質を探ろうとするものである。

昭和48年（1973）10月18日、筑波大学評議会規則（昭和48年筑波大学規則第1号）が制定された。同規則は、国立学校設置法（同24年法150号、同48年9月29日一部改正）第2章の2「筑波大学の組織」第7条第4項の規定（「筑波大学に評議会を置く」）に基づいて定められたものである。

筑波大学を除く国立大学には、教育公務員特例法（同24年法律第1号）第2条第4項と国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則（同28年文部省令第11号）をもって、評議会が置かれていた。評議会を構成する者のうち学長以外の者は、学長の申出に基づいて文部大臣が任命するものとされ、これは従来の学部教授会が有した評議員選出権との間で矛盾を生じさせるものであった。

というのも、たとえば東京大学においては、学校教育法（同22年法律第66号）第59条に基づき、大学の「重要な事項」を審議するための教授会が設置され、強い自治権を有したが<sup>1</sup>、筑波大学においては議決権を有さない学群教員会議・学類教員会議・学系教員会議が設置されたのみであった（それぞれ同49年規則第21・22・23号）。しかも、教授会の重要審議事項であるはずの教員の人事に関して、全学的な人事委員会が設置されたため（同48年11月8日暫定規則、翌年規則第9号）、教員会議が自律的な人事権を行使することはなく、人事委員会総会の付託を受けて設置される専門委員会に当該人事に係る学系・学群・学類から若干人を送り込む仕組みをとっていた。

それは、筑波大学が新構想大学として「学長、副学長などの執行機関を中心とする管理機能の強化」<sup>2</sup>を掲げたことと関係する。執行部の強化と学部自治の弱体化をねらって、副学長複人数制や人事委員会の設置、学部・講座制の否定等が掲げられ<sup>3</sup>、学長の諮問機関である評議会はまさに新構想大学のフラッグシップとしての役割を期待された。

本稿では、筑波大学アーカイブズが所蔵する『評議会議事録』と『学長・副学長会議記録』を主な分析対象とし<sup>4</sup>、まずは評議会の設置過程とその構成に簡単に触れた後、とくに三輪知雄初代学長期に着目し、参加者と審議内容の全体像を把握するなかで、学長・副学長会議と比較しつつ、評議会が有した意思決定能力の内実に迫りたい。最後に、学則と学長選考規程の審議過程に着目し、評議会の意思決定過

1 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』通史第3巻（東京大学出版会、1986年）110頁。

2 文部省・筑波新大学創設準備調査会『筑波新大学のあり方について』（1971年7月、いわゆる『黄表紙』）6頁。

3 同上のほか、マスタープラン委員会「筑波における新大学のビジョン」（1969年7月）、東京教育大学『筑波新大学に関する基本計画案』（1971年6月、いわゆる『白表紙』）、文部省・筑波新大学創設準備会『筑波大学の創設準備について まとめ』（1973年9月、いわゆる『青表紙』）。

4 『評議会議事録』の全体像については、拙稿「評議会議事録等」・「規則等原議」の紹介（『筑波大学アーカイブズだより』第2号、2018年）参照。

程を明らかにしたい<sup>5</sup>。

なお、先生方のお名前は本稿の性格を考え、以下敬称を省略させていただく。

## 1. 筑波大学における評議会の設置過程とその構成

### ①設置過程

前項のとおり、筑波大学において評議会が設置されたのは、昭和48年10月18日である。評議会規則自体は筑波大学開設準備委員会においてすでに起草されており、同月11日開催の第2回運営委員会（参加者は後の評議会のメンバー）において、長崎憲之事務局長が「来週から評議会にしたい」と提起し、それが了承されると、翌日の筑波大学と東京教育大学の第2回連絡会で大島清副学長が「文部省から正式な評議会にしてほしいといふことなので」と評議会設置を提案した。これによって18日の第3回運営委員会で評議会規則が原案どおり決定され、15時50分に辰野千寿副学長が「本日から施行」、「只今から評議会とする」と宣言した<sup>6</sup>。運営委員会がそのまま評議会に移行しているのである。

以後、三輪学長期に評議会は40回開催された。開催頻度は当初月2回（第2、4木曜日）であったが、第12回（昭和49年3月15日）から月1回になった。

### ②構成

構成については国立学校設置法第7条第4項において、学長、教育公務員特例法第2条に定める部局長（副学長等）、各学系ごとに当該学系から選出される教授各1人、各学類ごとに当該学類から選出される教授各1人のほか、評議会の議に基づいて学長が指名する教員若干人からなるとされ、他大学と同じく学長の申出に基づいて文部大臣が任命するとされた。ただし、昭和49年3月31日までは学系長がおかれず（筑波大学の学系長に関する申合せ、同48年10月18日評議会決定）、学系長が置かれた後は、各学系ごとに当該学系から選出される教授として学系長があてられ、各学類ごとに当該学類から選出される教授もまた学類長があてられることになった。なお、学長が指名する評議員として体育センター長が明記され（筑波大学評議会規則第2条）、同49年5月16日からは企画調査室長も追加された。

同48年10月18日評議会決定の筑波大学評議会の運営に関する申合せにおいて、当分の間、オブザーバーとして東京教育大学の学長と第二学群及び芸術専門学群の開設準備に関し連絡調整にあたる東京教育大学の教員若干人が参加できるとされた。

上記の規定に基づいて評議会の構成員が決定したが、実際の参加者に着目し、その特質を探り出そう。まず、オブザーバーの評議会への出席をめぐるのは、当初から議論があった。第1回評議会では、第二学群から4人と芸術専門学群から1人のオブザーバーの参加が提案されたが、この人選が東京教育大学との連絡会で決定されたことに不満が続出し、「連絡会は決定する所でなく」評議会に決定権があるとの発言があり、また「利害」の「対立」や「秘密保持」上の懸念も指摘され<sup>7</sup>、計5人のオブザーバーは第3回評議会以降出席を求められなかった。

11月8日の学長・副学長会議（当会議については後述）では、「評議会オブザーバの取扱い」が審議

---

5 筑波大学の管理運営体制の形成については、筑波大学10年史編集委員会『回顧篇・筑波大学十年史』（筑波大学総務部総務課、1984年）、筑波大学30年史編集委員会『筑波大学30年史稿』（筑波大学広報室、2009年）、同上『筑波大学30年史年表』（筑波大学総務・企画部広報課、2008年）を参照した。

6 〔小西甚一メモ〕昭和48年10月11・18日条（筑波大学50年史編集室収集）。

7 同上。

され、とくに東京教育大宮島龍興学長の出席が議論された。宮島学長は当日の第3回評議会からオブザーバーとしての出席を予定していたが、学長・副学長会議では、「筑大プロパーの問題は、オブザーバー排除」「議題によって退席を求めているかどうか」「人事問題や一般の議論についても秘密保持の保証はない」とネガティブな意見が出された。これらは、「筑大プロパーの問題」に関して、筑波大学評議会の教育大学に対する「自主性」を「強めねばならない」という意図によるという<sup>8</sup>。同49年5月16日評議会決定の筑波大学評議会の運営に関する申合せにおいて、教育大学学長の参加を規定した申し合わせが廃止された。

以上2件のオブザーバーをめぐる議論から明らかなのは、評議会が設置経緯、人員ともに東京教育大学との密接な関係を有していたために、「自立」すなわち意思決定上の同大学の意向の排除が目指されていたことである。

次に構成員の変遷をみてみよう。第1～15回（同49年6月7日）までは、学系長がおらず、学長・副学長・第一学群長・体育専門学群長・人文学類長・社会学類長・体育センター長から構成された。第4回からは医学専門学群長が、第15回から図書館長と企画調査室長が、第16回から学系長が加わった。第一学群に遅れ、同50年4月に設置された第二学群と同学群比較文化学類・人間学類・生物学類、芸術専門学群の各長は、同月から評議会に加わった。ちなみに初代企画調査室長の尾留川正平は第2～14回まではオブザーバーとして、後の第二学群長の滝野慶則と芸術専門学群長の松木重雄は、第15回からオブザーバーとして参加している。

第二学群と芸術専門学群からオブザーバーが参加した第15回、系長が評議員に指名された第16回前後で、当初の評議員メンバー（13人）から約2倍（25人）に増えた。各系の代表者、つまり全学的見地だけでなく系の利害によって言動が規定される可能性がある者たちが加わったのである。この前後で、評議会と学長・副学長会議の審議内容に変化がみられるかと考えたが、当該期の議事録からはそのような傾向がみられない。つまり、学長と副学長のみで重要な事項の決定を隠密裏に行ったようにはみえず、あくまで規則に準拠して評議会を運営していたことがうかがえるのである。

## 2. 評議会の審議内容

### ① 審議内容

次に、評議会の機能を分析するために、審議内容の特質について考えてみよう。稿末の参考資料をご覧いただきたい。評議会の審議内容は、以下のとおりであった。

- (1) 教育研究組織の設置または改廃に関する事項
- (2) 本学の運営に関する組織の設置または改廃に関する事項
- (3) 学則その他重要な規則の制定または改廃に関する事項
- (4) 予算概算の方針に関する事項
- (5) 学生定員に関する事項
- (6) 学生の厚生補導及びその身分に関する事項
- (7) その他評議会が必要と認める事項

以上の規定のうち（1）に関していえば、第20回（昭和49年（1974）11月29日）の「大学院及び第二学群、芸術専門学群設置」などがあたり、（2）は第1回の「筑波大学評議会の運営に関する申合せ」

---

8 1973年11月8日付「学長・副学長会議議事要旨」、『筑波大学学長・副学長会議記録』昭和48年度（10—12月）（筑波大学アーカイブズ所蔵、2017総総41）。

や第2回(同48年10月25日)の「人事委員会規則要綱」などが該当するだろう。開学当初の三輪学長期は、(1)～(6)に該当する審議事項が相当数あるが、評議会の機能を考えるうえで重要なのは、むしろ(7)としていかなるものが上程されていたのかということであろう。

第一に、教官の人事を審議する機関として人事委員会が設置される同48年11月8日まで、すなわち第1、2回評議会では専任教員の人事が審議されていた。したがって、第1回評議会では、小西甚一第一学群長によって、専任教員の選考が発議され了承されると、ついで英文学、英語、国語、法律の審査委員の委嘱が了承された。ただし、人事委員会設置規則(昭和49年規則第9号)とその申合せによれば、当分の間、人事委員会総会を構成するのは副学長と学群の長、学類の長で、専門委員会は筑波大学・東京教育大学の専門・関連分野の教官のうち学長が総会の意見を聞いて委嘱するものとされており、実質的に人事を審議するメンバーは評議会のそれとほぼイコールであった。

第二に、教育に関する事項である。新入生オリエンテーションの計画(第17回、同49年同年7月19日)や授業実施計画(第8回、同年1月24日等)、クラス編成の申合せ(第12回、同年3月15日)が審議され、議事録には記録されていないが、第17回評議会の資料には期末試験実施要領が含まれている。とくに49年6月の筑波地区での授業実施に先立ち、授業担当を周知するための授業科目一覧や時間割、履修案内等が入念に審議されている(第12回、同49年3月15日)。また、入試に関しては、翌年度の入学者選抜方法及び入学選抜学力検査実施教科科目等や日程(第37回、同51年6月18日)、入試結果(第24回、同50年3月20日)が審議、了解されている。教育に関しては、同49年5月29日に第1回教育審議会が開催されたが、入試や授業に関しては評議会で辰野副学長(教育審議会会長)か学務課長から説明があり、審議された。

第三に、筑波大学の公開活動の一環として催された高等教育国際シンポジウム(第4回)や開学記念式典(第18回)についても審議されている。

以上三点からわかるのは、三輪学長期の評議会は、開学直後ゆえ本来は他の委員会や審議会で審議すべき事項までカバーして議論し、トップダウンで決定がなされていたということである。とくに新構想大学としての真価を問われる教育に関しての議論を集中して行っていた。しかし、研究について、たとえば筑波大学独自のプロジェクト研究やそれへの予算配当等については定期的な議論がなされていない。研究審議会での審議が中心となっていたともいえるが、学長・副学長会議における審議もプロジェクト研究の設定とそれへの予算配分にとどまっている。たとえば、外部資金の獲得や国際的な視野に立った研究を学内の教官に奨励したような形跡はない。研究者と研究内容の自律性に関しては、執行部の管理が及ぶことはなかったようである。その結果、各分野の優秀な研究者が多く筑波大学に集ったのであろう。

## ②学長・副学長会議との審議内容の相違点

ところで第1回評議会では、筑波大学学長・副学長会議に関する申合せ(昭和48年10月18日評議会了承)が了承された。学長・副学長会議の目的は、「運営に関する重要事項について連絡協議」することで、構成はいうまでもなく学長と副学長である。三輪学長期の学長・副学長会議と評議会はいかなる関係性にあるのだろうか。

まずは、開催頻度から、評議会と学長・副学長会議の関係性をみていこう。評議会が昭和49年3月15日(第12回)以降、おおむね毎月1回(木曜日)開催されていたのに対し、学長・副学長会議は、毎月1～4回程度(木曜日)開催された。評議会の直前にはほぼ必ず学長・副学長会議が開催されている。開催頻度によって時期区分すると、第1回評議会(同48年10月18日)～第11回評議会(翌年2月21日)までは月2度開催で、学長・副学長会議は月におおむね3、4回開催されていた。次に第12回評議会(同

年3月15日)以降は40回評議会(51年7月21日)までほぼ月1回開催されており、評議会自体に着目すれば、はっきりと2つの時期区分が可能である(以下それぞれ「Ⅰ期」と「Ⅱ期」とする)。しかし、学長・副学長会議の開催頻度をみると、2つ目の時期のうち、第24回(50年3月20日)以降は、学長・副学長会議が月に4回程度開かれることになる(以下第24回前後で「Ⅱ-1期」、「Ⅱ-2期」とする)。Ⅰ期とⅡ期の違いは、創業の時を経て新たな組織の設置や規則の制定がひと段落したためであると考えられるが、Ⅱ-1期とⅡ-2期の違いは何によるのだろうか。それを考えるにはⅡ-1期後期の両者の関係性に着目する必要があるため、これを念頭に置きつつ、以下、評議会と学長・副学長会議の審議内容の違いについて論じる。

評議会と学長・副学長会議の大きな違いは、前者が議決機関であるのに対して、後者はあくまで「協議」機関という点にある。したがって、おおむね重要な学内規則や規程、新たな組織の設置等は、まずは学長・副学長会議で議論がなされた後、直後の評議会で議決された。評議会では規則や規程等の条文や組織の在り方をめぐって異論が続出したというような記録はあまりみられない。たとえば、第2回評議会の教官人事の審議は穏当に終わったが、当日の学長・副学長会議では、小西第一学群長が採用予定教官が予定より11名増員するかもしれないと報告すると、長崎事務局長が「採れるなら採ってみるがよろしい。もし不足なら教育大の空席を使ってやる。振替との区別は拘泥しなくてもよい。内部操作だ。授業ができなければしかたがない。責任は副学長にとってもらふ」<sup>9</sup>と啖呵を切ったという。筑波事務局長と陰口をたたかれることのあった本学草創期の事務局と執行部の関係性を象徴する出来事であるが、これは学長・副学長会議が議論の場となった代表例といえる。また、後述するように、学長・副学長会議には学長選考規則の原案と修正案が二種類提出されるなど(同49年2月21日)、評議会に上程する前に盛んな議論がなされた形跡がある。さらに、学長・副学長会議には、まだ「議決」できる段階にない素案が上程されることもあった。たとえば「教員会議組織の検討」(同50年6月13日)や「第四学群設置計画」(同49年6月14日)等である。つまり、両者は審議内容によって完全に分けることはできず、むしろ議決と協議の補完関係にあったのである。

ただし、学長・副学長会議のみが担った機能もあった。他機関や学内の他会議との調整である。たとえば、参与会の審議内容の事前調整は学長・副学長会議で行われ、評議会には参与会開催後にその結果が事務局長から報告されるのみであった。また、東京教育大学との連絡協議会についても、審議内容が事前調整されたのは学長・副学長会議であった。

時期区分に話を戻すと、Ⅱ-1期後期すなわち第19回評議会(同49年10月18日)から第23回評議会(翌年2月28日)までは、評議会と学長・副学長会議の議題がほぼ重複しない時期となっている。評議会では規則等や第二学群・芸術専門学群の新設、入試や学年暦の設定等が審議されているが、学長・副学長会議では、参与会や連絡会、移転後の東京教育大学の状況等について話し合われている。おそらく両会のみわけを行ったのであろうが(あるいは結果的にそうだった)、結局4月からは評議会での審議内容の多くを事前に学長・副学長会議で協議するという体制に戻したようである。このⅡ-2期では、学長・副学長会議が週一回開催されるようになったが、これはアイソトープセンターをはじめ各センターの委員会や医療技術短期大学部設置準備委員会が多く設置されたことに伴う委員就任の報告や第二学群棟厚生部門及び医学専門学群厚生棟の業務委託、下田臨海実験所移管に伴う地元有力者との懇談会等、評議会での議決を必要としない案件が激増したからである。

---

9 前掲註6〔小西メモ〕1973年10月25日条。

### 3. 評議会の審議過程

#### ①学則

それでは次に、個別の案件の成立過程をみることで、評議会における意思決定過程を明らかにしたい。まずは学則（昭和49年学則第1号）の決定過程に着目しよう。学則は評議会に最初の案が提出されてから制定されるまで、約2カ月もかかった（図1参照）。論点は、目的と除籍条件、年間必要単位数等で、本稿では目的に着目して、その成立過程を明らかにする。

評議会議事録で確認できる学則案は3種類あり、第1条の目的に関する規定は以下のように推移した。なお、筑波大学開設準備委員会第51回（同48年9月17日）に提出されていた学則案第1条は、下記第1案とは異なるものである（『新大学開設準備委員会』第46-51回、筑波大学50年史編纂室収集）。

第1案 昭和48年（1973）11月8日 評議会、学長・副学長会議

本学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

第2案 同年12月20日 評議会、学長・副学長会議

本学は、国内外の諸機関との自由かつ緊密な交流連携のもとに、基礎及び応用諸科学にわたる学際的組織による研究教育を行い、創造性及び人間性豊かな人材を育成することを目的とする。

第3案 同年1月10日 評議会

本学は、基礎及び応用諸科学について、国内外の研究教育機関及び社会との自由かつ緊密な交流連携のもとに、学際的組織による研究教育を行い、創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成するとともに、学術文化の進展に寄与することを目的とする<sup>10</sup>。

11月8日に、学長・副学長会議と評議会に提出された第1案は、評議会と学長・副学長会議に修正を一任するという合意を得た。しかし、22日には

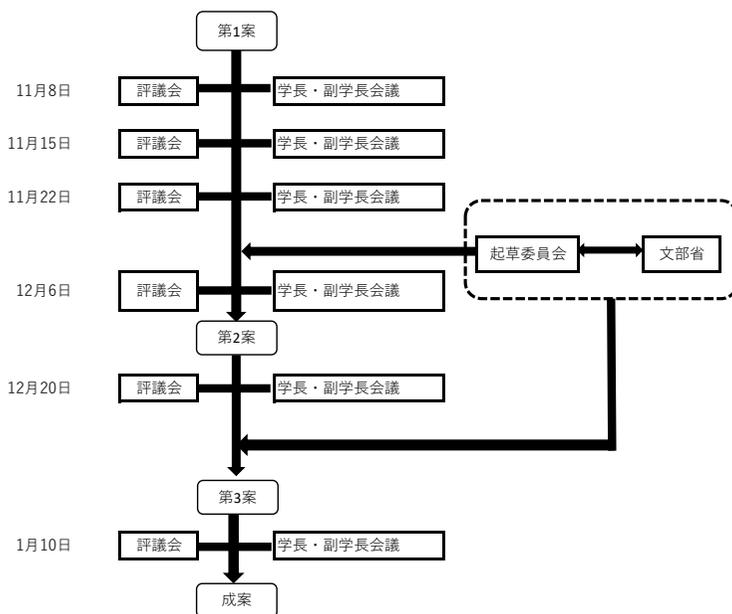


図1 学則の成案過程

10 第1～3案すべて『筑波大学評議会議事録 昭和48年度』（筑波大学アーカイブズ所蔵、2017総総1）、『筑波大学学長・副学長会議記録 昭和48年度（10月-12月）』（同上、2017総総41）、『筑波大学学長・副学長会議記録 昭和48年度（1月-3月）』（同上、2017年総総42）

一転、起草委員会を設け、条文の練り直しが図られた。学則において「新大学たる旨趣を明らかにする」<sup>11</sup> ためであるという。『評議会議事録』にはそのあたりの事情は一切記録されていないが、どうやら「文部省と打合せ」のなかで「目的を新大学らしく書いてほしい」<sup>12</sup> という要望が出たとの説明がなされたようだ。

起草委員会委員を委嘱された辰野千寿（副学長）・小西甚一（第一学群長）・綿貫芳源（社会学類長）・高橋進（企画調査室）・鈴木博雄（企画調査室）は、修正作業にとりかかり、12月6日の評議会で「学際的」という文言の欠如が指摘されると、13日に起草委員会を開き、第1条は小西と青柳課長補佐（文部省）で手を入れることになり、18日に小西から青柳に私案の説明がなされている。その結果、20日の評議会と学長・副学長会議に提出されたのが、第2案である。第1案と第2案の違いは明白であるが、第2案は小西が文部省と評議会の意見を取り入れることで、ほぼ成案の形にしたものである。ちなみに、これらの案と東京教育大学の学則は全く異なり、さらに、前掲註3の『白表紙』等では「豊かな人間性」や「創造的」という用語は出てくるものの、「基礎及び応用諸科学」「学際的組織」の用語はみあたらない。むしろ、「総合科学」や「境界領域科学」の必要性は記されており、開学以前から学問の垣根を越えた新たな「科学」の在り方が理想とされたことは確かである。とはいえ、学則に限っていえば、50年にわたって筑波大学が掲げてきた「学際」性は、評議会での議論をふまえ、小西が修正を加えるなかで登場した概念であった。20日の評議会では、「社会性」と「健康さ」を取り入れてほしいとの意見が出たため<sup>13</sup>、1月10日の評議会に上程された第3案には「社会」の文言が加わり、学則が制定された。

以上のように、評議会の下に設置された小委員会（起草委員会）が文部省と折衝しつつ、評議会での議論をふまえて、学則の起草、修正作業を行った例を挙げた。

## ②学長選考規則

次に、学長・副学長会議において複数回議論がなされ、評議会で決定された学長選考規則について論じよう。図2のとおり、昭和49年2月21日の学長・副学長会議に「筑波大学学長、副学長、学群長選考基準要項（案）」と「学長・副学長の選考手続」が提出された。前者は2月8日付の総務委員会作成で、筑波大学開設準備委員会の下に置かれた管理運営専門委員会「原案」と総務委員会の「修正案」が併記されている。後者では、「宮島試案」と「綿貫試案」が併記されている。その後、8月9日と23日の同会議に再度、再々度提出され、9月20日の評議会で成案が出され、同日付で学長選考規則が制定された。

「原案」では、第1次選挙の選挙資格者を全教職員とし、候補者を5人選出し、第2次選挙で教授、助教授、講師による選挙を行い、候補者を1

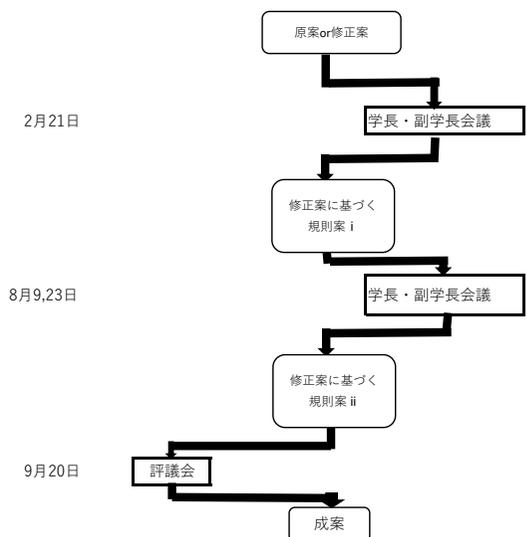


図2 学長選考規則の成案過程

11 1973年11月22日付「学長・副学長会議次第」、前掲註8『学長・副学長会議記録』。

12 前掲註6〔小西メモ〕同上11月22日条。

13 同上〔小西メモ〕同上12月20日条。

人にしぼるとしていたのに対して、「修正案」では、「第1次選挙にかえて」、一定数の教職員による候補者の推薦を経て、教授、助教授、講師による選挙を行い、候補者を1人にしぼるか複数の候補者を評議会に報告し、評議会の投票で候補者1人を選考するとした。

第1次選挙に関しては「宮島試案」「綿貫試案」とともに「修正案」と同じく全教職員による投票を想定しているが、「修正案」では推薦を経た講師以上の教官による投票を想定している。推薦制をとったことと選挙資格を有する者から講師以下の教官と職員を排したところに「修正案」の特徴があろう。

8月9日の学長・副学長会議では、「修正案」に全面的に依拠した規則原案 i が提出されている。この時期の学長・副学長会議は議事録が作成されていないため、何が議論されたのかは不明であるうえ、23日の会議では議題に学長選考規則案が上がっているにも関わらず、参考資料が付属されていない。9日の規則原案は、第1次選挙の資格者等ほぼ「修正案」通りとなっているが、候補者の資格として本学学長、副学長、教授、名誉教授であること、ほかに第1次選挙資格者10名以上の連署で推薦された者としたことで推薦人の数を確定し、さらに第1次選挙では上位5人の候補者を選出するとした。8月9日の案は、「修正案」に沿いつつ、より厳密な条件を付したものと見える。

それから6カ月後の第18回評議会（同49年9月20日）に上程された規則案 ii は、ii 案から構成を変えてはいるものの、その内容はほぼ一致するものとなっている。それに対して評議会では、「第一次選挙の資格者」が「限定された趣旨について、学内にも十分周知しておくべきである旨の発言」等があったが、原案どおり制定された。

約半年に及んだ学長選考規則の審議の場は評議会ではなく学長・副学長会議であり、学則制定過程とは異なった意思決定過程を経ていたといえる。

## おわりに

以上、三輪学長期の評議会の構造と機能について、構成と審議内容、そして審議過程に着目して分析した。

構成については、当初は学長・副学長会議と構成をほぼ同じくしていたが、次第に系長や学群長や専門学群長が加わった。そのなかで、学長・副学長会議の開催頻度が上がり、学長と副学長による意思の統一が図られるようになったが、審議内容をみる限り、学長・副学長会議のみで重要事項についての閉鎖的な議論がなされた形跡はなく、議決機関と協議機関としての相互補完体制が維持されていた。両者が筑波大学の管理運営体制の中核として機能するなかで、東京教育大学からの自立が図られようとしたのである。

審議内容についていえば、とくに教育に関しては評議会の審議事項と規定されておらず、教育審議会が開設されていたにもかかわらず、入試から履修まで包括的に議論をなし、トップダウンで決定がなされていたが、研究については多くを議論しておらず、教官の自立性を重んじていたことがうかがえる。

審議過程に着目すれば、評議会の下におかれた小委員会が文部省と折衝するなかで筑波大学創設準備委員会の学則案が修正され、さらに評議会でも修正が加えられ、成案化する過程をみた。学長選考規則過程では、学長・副学長会議が実質的な議論の場となり、数カ月をかけて評議会に上程され成案化する過程を確認できた。以上両案の審議過程からは、小委員会や学長・副学長会議で議論と検討を慎重に重ねた結果が評議会に上がり、評議会でも意見が出された場合はさらにブラッシュアップした案が次の評議会に提出される様子が明らかになった。規則等の成案の手続きの制度化は昭和55年に進み、主管課と総務部総務課が協議して立案するとされ（学内規則等の形式及び立案事務手続について、昭和55年筑大総発第58号）、学則と規則は学長が評議会の議を経て定めるとされ（筑波大学学内規則の基準に関する規

則第3～7条、昭和55年規則第3号)、それ以外の細則等についても手続きが明文化されたが、三輪学長期はとくに重要な案件に関しては、起草—修正—成案の相当部分を評議会の構成員が担ったといえる。

最後に、評議会と学長の関係について一言述べる。筑波大学の評議会はあくまで学長の諮問機関であるため、最終的な決定権は学長が把握している。しかし、三輪学長期は後に「筑波大学は学長にかなりの権限が集まっているから、学長になる人が、良識的な人でなければ困りますね。それに、どこかで自由に批評できるところが大学にも必要になる」<sup>14</sup>と述べている。三輪学長期の『評議会議事録』を虚心坦懐にみるかぎり、宮島龍興第2代学長の選考を含めて、評議会の多数意見を学長が押し切るような状況はなかった。評議会は「良識的」な学長のもとで、学長も含めた実質的な合議—決定機関として機能していたといえよう。

---

14 三輪知雄「東京教育大学から筑波大学へ」、前掲註5『回顧篇・筑波大学十年史』39頁。初出は1976年7月19日付『筑波大学新聞』第10号。

【参考資料】 三輪学長期の筑波大学評議会と学長・副学長会議と参与会の審議内容

年度	回 (年度)	回 (全体)	開催月日	評議会の議題	学長・副学長会議の議題	参与会の議題
48	1	1	10月18日	1 筑波大学評議会の運営に関する申合せ 2 筑波大学学長副学長会議に関する申合せ 3 学系長に関する申合せ 4 その他 各種センター委員会の発足 4 その他 各種委員会の発足 4 その他 人事委員会規則と参与会規則を次回以降評議会に提出 5 専任教員 第一学群教員審議 5 専任教員 生物科学系教員専攻 5 専任教員 来年度採用予定者45名	10月2日(教官会議): 運営委員会メンバー、人事選考、各種委員会、教育人事、教官定員の配分 10月4日(教官会議): 人事、東京教育大との連絡会議、設置審議会提出書類、参与会メンバー選考 10月9日: 副学長の業務分担、専任教員選考、評議会、入試、開学式典、大学設置審議会、企画調査室準備委員会、各種委員の依頼 10月11日: 作業室確保、プログラムチーム作成、専任教員任用、〔教官定員〕、〔企画調査準備委員候補、参与会候補〕、〔設置認可〕 10月18日: 評議会規則・申合せ案、学長副学長会議申合せ、その他〔参与候補〕	
48	2	2	10月25日	1 筑波大学評議会の運営に関する申合せ 2 専任教員 現代語現代文化学系ロシア語教員 2 専任教員 地球科学系古生物学教員 3 参与会参与候補者推薦 参与会要項検討 4 人事委員会規則要綱 5 その他 企画調査室任務分担 5 その他 授業委員会責任者、助手問題のプロジェクトチーム発足 5 その他 筑波と東教の教官のアフタヌーンティー開催	10月25日: 専任教員選考、参与会候補者推薦、人事委員会規則要綱案、その他〔教官定数、委員依頼、日本記者クラブ視察、予算要求、助手諸問題、姉妹校、主要科目〕	
					11月1日: 同友会規約案、用地提供、設置審議会の審査を前提とした専任教員の確保、教員養成課程の申請、その他〔施設関係予算の要求の問題点、参与会候補者の入選、会議室の確保、日本記者クラブ、図書館設計計画、ティータイム実施計画、印鑑預け方〕	
48	3	3	11月8日	1 人事委員会規則案 2 学則案 3 参与会参与候補者推薦 4 用地の提供(給食センター) 5 大学会館の建設計画 6 医学専門学群の教員組織の編成 7 その他 筑波大学の同友会設立 7 その他 宮島東京教育大学学長から連絡会への情報提供依頼	11月8日: 人事委員会規則案、学則案、参与会候補者推薦、用地提供、大学会館建設計画、その他〔評議会オブサーバー、校内標識、図書館懇談会、病院設計〕	
					11月15日: 人事委員会規則、筑波大学学則、参与候補者の推薦、施設委員の報告、各組織の機能分担等検討	
48	4	4	11月22日	1 学生募集要項 2 学則 3 医学専門学群の設置審査 4 高等教育国際シンポジウム 5 その他 学生傷害見舞金、運動施設利用の服装 5 その他 大塚地区土地利用について委員選出手続き	11月22日: 学則、入試募集要項案、兼業、教員の特別昇給、医学専門学群設置審査、高等教育国際シンポ、『筑波大学ニュース』、連絡会への情報提供	
					11月29日: 参与会候補選考、医学専門学群の教員組織、各種センター運営委員会、その他〔教員養成関係検討委員会設置、同友会規約、筑波大学教官就任に関する意向取りまとめ〕	
48	5	5	12月6日	1 筑波大学体育会 2 学則起草委員会報告 3 入試 4 教員養成問題検討委員会 5 その他 大塚地区土地利用 5 その他 人事委員会日程	12月6日: 筑波大学体育会規則、体育センターと体育専門学群の相互関係、教員の職務分担、その他〔学則起草委員会報告(中間)、各種委員会事務分担、ユネスコ委員会視察〕	
					12月13日: 参与会、医学専門学群副学長	

年度	回 (年度)	回 (全体)	開催月日	評議会の議題	学長・副学長会議の議題	参与会の議題
48	6	6	12月20日	1 学則案 2 49年度概算要求 3 国際交流計画 4 その他 広報ワーキング、シンポジウム、障害保険、体育会、学系の計画	12月20日：学則、49年度概算要求、国際交流計画、その他〔連絡会議〕	
48	7	7	1月10日	1 学則案 2 49年度概算要求 3 人事委員会と財務委員会の日程 4 体育センター規則 5 社会学類 6 財務委員会規則	1月10日：学則、社会学類専攻と教員組織、体育施設管理運営業務、49年度概算要求、財務委員会、その他〔学長副学長選考手続き、大塚跡地問題懇親会〕	
					1月17日：推薦入学の判定方針と警備体制、49年度教官定数、その他〔設置審議会報告〕	
48	8	8	1月24日	1 推薦入学 2 学生規則案 3 授業実施計画 4 外国人教師 5 その他 高等教育国際シンポ 5 その他 筑波大学建設スポークスマン 5 その他 国鉄および路線バス運行計画 5 その他 教官定員	1月24日：49年度授業実施計画、推薦入学、学生規則要項案	
48	9	9	1月31日	1 推薦入試 2 49年度当初の授業実施計画 3 その他 附属病院長 3 その他 学生居住施設での学生の生活指導に関する問題点	1月31日：推薦入学、49年度授業実施計画	
48	10	10	2月7日	1 入学志願状況中間報告 2 筑波大学の管理職員の範囲 3 昭和49年度当初の授業実施計画 4 その他 学群学類会議発足 4 その他 大学設置審議会審議状況と育英団体への依頼、筑波大学研修所設置の報告	2月7日：管理職員等の範囲、49年度授業実施計画、入学志願状況中間報告、学生規則案、その他〔大学設置審議会審議状況、奨学団体への依頼〕	
					2月14日：49年度1学期授業実施計画案、大学審議会現地視察、入試、教官定員の配分	
48	11	11	2月21日	1 入試実施 2 49年度授業実施計画 3 その他 花室宿舎の入居可能数 3 その他 大学の紋章 3 その他 研修所	2月21日：入試実施、49年度授業計画、大学審議会現地視察、学長選考基準	
					2月28日：参与会、49年度授業実施計画、新大学資金財団との協約書、その他〔入試、公開講座、第1学群食堂業者指定、人事関係内示〕	
					3月7日：宿舍委員会、バイオロン設置、参与会議事運営規則案、その他〔大学設置審議会報告、第1次入試報告、跡地利用、芸術学教科教官の要望、学生規則前文、クラス編成〕	
48	12	12	3月15日	1 49年度入試 2 参与会 3 学生便覧 4 評議会規則等の暫定措置の取り扱い 5 筑波大学宿舍委員会規則 6 筑波大学学生規則の前文 7 奨学生選考基準 8 その他 49年度クラス編成の申合せ 8 その他 履修案内 8 その他 医学専門学群副学群長を設ける申し合わせ、医学関連問題審議会の設置 8 その他 49年度授業実施計画概要	3月15日：評議会規則等の暫定措置の取り扱い、学生便覧等、参与会、その他〔医学関連問題審議会設置、医学専門学群副学長、開設授業科目一覧、履修案内、バイオロン検討WG〕	

年度	回 (年度)	回 (全体)	開催月日	評議会の議題	学長・副学長会議の議題	参与会の議題
						3月18日：学長あいさつ・参与紹介、参与会議事運営規則案、会長副会長互選、筑波大学の概況報告
49	1	13	4月18日	1 図書館長及びセンター長の選考 2 企画調査室長と室員 3 入学状況 4 入学者選抜方法研究委員会 5 昭和49年度授業実施計画の概要 6 学生アンケート 7 クラス担当教官 8 新入生オリエンテーション説明会 9 入学者父兄へのお知らせ 10 連絡会 11 学則一部改正 12 教員停年制規則 13 第2学群芸術専門学群設置準備委員会委員 14 天皇皇后両陛下下行幸 15 その他 施設環境計画審議会作業チーム設置 15 その他 運動用ユニホーム	4月18日：入学式、図書館長選挙、農林技術センター長・保健管理センター長選考、連絡会議事、企画調査室員、その他〔学則改正、教員停年規則、ライフサイエンス委員会、入学式〕	
					5月9日：諸規則制定改廃、50年度概算要求、49年度予算配当方針、青少年センターの授業実施状況、その他〔筑波大学機構の英訳、学生宿舍入居時の誓約書、採用候補者推薦状〕	
49	2	14	5月16日	1 諸規則①評議会規則一部改正 1 諸規則②学系長に関する申合せ案 1 諸規則③評議会運営に関する申し合わせ 1 諸規則④人事委員会規則一部改正及び人事委員会規則に関する申合せ 1 諸規則⑤筑波大学財務委員会貴族の一部改正 1 諸規則⑥学則一部改正 1 諸規則⑦審議会規則案 2 50年度概算要求 3 教員会議 4 青少年センターにおける授業の実施 5 学系長の任期 6 外国語センター長 7 その他 体育系団体の取り扱いについて東京教育大と筑波大との申合せ 7 その他 第2、3学群 7 その他 第4学群 7 その他 学生宿舍収容状況	5月16日：予算配当方針	
					5月23日：企画調査室の組織運営規則、学系長候補者、各種審議会委員候補	
49	3	15	6月7日	1 議事録修正 2 学系長の発令 3 各種審議会委員 4 企画調査室規則 5 入試委員会規則 6 その他 国立大学入試時期のアンケート 6 その他 教員養成問題 6 その他 5月17日付産経新聞掲載の筑波大学教官人事に関する記事 6 その他 医学専門学群副学群長	6月7日：学系長の発令、各種審議会委員、入試委員会規則等、教員養成問題	
					6月14日：50年度概算要求、第4学群創設計画	

年度	回 (年度)	回 (全体)	開催月日	評議会の議題	学長・副学長会議の議題	参与会の議題
49	4	16	6月21日	1 諸規則①図書館規則 1 諸規則②図書館運営委員会規程 1 諸規則③外国語センター規則 1 諸規則④農林技術センター規則 1 諸規則⑤計算センター規則 1 諸規則⑥聴講生規則 2 医療関係審議会委員 3 その他 入学管理室長と入学試験実施委員長について、 3 その他 休講届 3 その他 施設環境計画審議会委員追加	6月21日：規則等（第16回評議会と同じ）、連絡会議議題	
					6月28日：50年度文教施設整備費の概算要求 7月5日：参与会議事と日程、50年度概算要求、その他〔東京教育大学の厚生施設の移管、大学院設置、学生宿舎〕 7月12日：50年度概算要求、資金財団との協約書・方法書、主要行事一覧、国際研究集会、50年度開設予定博士課程研究科設置計画案	
49	5	17	7月19日	1 昭和50年度概算要求 2 筑波大学学群教育会議通則案 3 筑波大学学類教員会議通則 4 諸規則①学系教員会議通則 4 諸規則②保健管理センター規則 4 諸規則③体育センター規則一部改正 4 諸規則④学生居住施設規則 4 諸規則⑤実験原廃液取り扱い規則 4 諸規則⑥実験原廃液管理委員会規程 5 筑波大学学生居住施設の運営についての協約書 6 学生宿舎運営に関する方法書案 7 教育審議会委員 8 入試実施委員会委員 9 昭和50年度筑波大学入学者選抜方法等 10 その他 来年度新入生オリエンテーション 10 その他 体育館系の公開講座 10 その他 校章 10 その他 所在地名 10 その他 施設審議委員会委員追加	7月19日：諸規則（第17回評議会と同じ）	
					8月9日：教官の特別昇給（実施要項）、国際交流計画による外国人研究員招聘、高等教育国際シンポ、学長選考基準、開学式典、その他〔森山長官の来学、東京教育大学職員組合の活動、入試、期末試験実施要領、文化講演会開催、転学類、外国語センター運営委員会名簿、農林センター運営委員会名簿〕 8月23日：学長選考基準（案）、49年度教官当積算校費の調整、プロジェクト研究費の配分（計画一覧）、実習指導旅費の配分、その他〔49年度会計検査、南部地区厚生施設の使用計画、国際シンボレセプション、日本工業倶楽部本学視察、11社論説委員長本学視察、設置予備審査概況〕	

年度	回 (年度)	回 (全体)	開催月日	評議会の議題	学長・副学長会議の議題	参与会の議題
49	6	18	9月20日	1 学長選考規則 2 副学長選考規則 3 転学群学類取り扱要領 4 昭和50年度新入生オリエンテーション 5 国立大学共通第一次試験に関する国大協のアンケート 6 大学院設置審査結果 7 高等教育国際シンポジウム 8 長期計画シンポジウム 9 その他 施設環境計画審議会委員の追加 9 その他 開学記念式典 9 その他 施設利用 9 その他 科研費 9 その他 公開大学		
					10月11日：学群長選考規則案、学長不信任申合せ、副学長任期等申合せ、その他〔参議院文教委員視察、50年度学生募集要項、長期計画委員会委員等〕	
49	7	19	10月18日	1 両陛下下行幸 2 学群長選考規則案 3 学長の不信任に関する申合せ 4 副学長の任期等に関する申合せ 5 開学記念式典 6 昭和50年度開設予定学群の専攻分野 7 50年度大学院研究科設置計画 8 50年度学生募集要項案 9 厚生補導審議会報告 10 その他 学生教職員の懇親会 10 その他 学類教員会議 10 その他 人事委員会申合せ 10 その他 学系長の連絡会議		
					11月1日：入学試験問題の配点と正解の公表、入学試験合格者の決定手順、転学群の実施要領、開学式報告 11月8日：ニューヨーク州上院高等教育委員会訪日	
49	8	20	11月29日	1 大学院及び第2学群、芸術専門学群設置 2 諸規則① 加速器センター規則 3 諸規則② 受託研究取り扱い規則 3 諸規則③ 外国人留学生規程 3 諸規則④ 学生担当教官規則 3 諸規則⑤ 研究生規定 4 財務委員会報告 5 49年度学年暦変更 6 50年度入試 7 その他 地域研究科設置準備委員会 7 その他 専任講師の採用		
					12月6日：名誉教授称号授与方針、連絡会、その他〔転学群、第二学期休講状況、地域研究科設置準備委員会委員、東京教育大学問題の陳情〕	
49	9	21	12月13日	1 筑波大学名誉教授称号授与規則 2 その他 大学設置審議会に提出する大学院関係規則 2 その他 建物の暫定利用		
					1月10日：推薦入学選考方法、その他〔修士課程地域研究科設置準備委員会委員名簿、低温センター、準備室工作センター〕	

年度	回 (年度)	回 (全体)	開催月日	評議会の議題	学長・副学長会議の議題	参与会の議題
49	10	22	1月24日	1 附属図書館長選考規則 2 学類長学系長センター長選考規則 3 附属病院創設準備室規則 4 人事委員会規則の申合せ 5 50年度予算内示 6 50年度推薦入学第一次選考結果 7 その他 学群長学類長博士課程長修士課程地域研究科長の選考 7 その他 公開大学室 7 その他 学生宿舍問題 7 その他 アンケ		
49	11	23	2月28日	1 議事録修正 2 大学設置審議会実地視察 3 学則一部改正 4 研究生規定聴講生規定及び外国人留学生規程の一部改正 5 公開講座規則 6 昭和50年度学年暦 7 50年度入試 8 大学院開設準備状況 9 その他 図書利用 9 その他 柔道場クッション 9 その他 期末試験の不正行為 9 その他 図書館長 9 その他 第2学群長、芸術専門学群長 9 その他 企画調査室長 9 その他 大学院研究科長 9 その他 講師の問題 9 その他 現職の学類長学系長の辞職願		
					3月7日：参与会、企画調査室副室長に関する申合せ、大学公開室規程、学類長、学系長、その他〔大学院募集要項、分析センター設置準備委員会委員候補〕	
49	12	24	3月20日	1 評議会規則一部改正 2 学系長に関する申合せの一部改正 3 財務委員会規則一部改正および関する申合せ 4 大学公開室規程 5 50年度入試結果 6 新入生オリエンテーション 7 クラス制度 8 学類（専門学群）連絡会等要綱 9 その他 講師の取り扱い 9 その他 附属病院創設準備室規則 9 その他 教職課程 9 その他 退官挨拶		
					4月4日：教育大との連絡会、教育大教職員組合の動き、評議会の運営に関する申合せ、外国人教師問題、学生除籍 4月11日：50年度企画調査室員案、学系長選考、外国人教師問題、大学院志願者状況、大学院修士課程の当面の問題 4月18日：審議会規則一部改正、教育機器センター規則、人事委員会規則に関する申合せの一部改正、名誉教授、外国人教師問題、51年度概算要求、50年度入学状況	

年度	回 (年度)	回 (全体)	開催月日	評議会の議題	学長・副学長会議の議題	参与会の議題
50	1	25	4月25日	1 評議会の運営に関する申合せ 2 審議会規則の一部改正 3 人事委員会規則に関する申合せの一部改正 4 学系長について 5 名誉教授の選考 6 企画調査室室員及び大学公開室室員 7 その他 筑波大学厚生会会則 7 その他 医療関係審議会委員補充 7 その他 学長指名による評議員 7 その他 経費節約 7 その他 学類（専門学群）連絡会等要項 7 その他 大学院研究科長等 7 その他 公開講座委員会委員長 7 その他 施設環境計画審議会委員	4月25日：入学料免除取り扱い規程、外国人教師問題、50年度大学院入学式、厚生会規則報告、〔公開講座委員名簿、財務委員会規則に関する申合せ〕	
					5月16日：参与補充、副学長事務局長の外国出張日程、関東甲信越地区国立大学長会議、学系長、筑波大学学生交流規則、外国人教師問題、吉本教授の国府台分校主事及び聾学校長併任、大学院の問題、事務代理、その他〔研究審議会委員候補者名簿、図書館運営委員会委員交代、農林センター運営委員交代、特別プロジェクト加速ビームによる核物性研究設置準備委員会委員候補者名簿、アイソトープセンター設置準備委員会委員候補者名簿、水理実験センター設置準備委員会委員候補者名簿、51年度施設環境整備関係概算要求事項案〕	
50	2	26	5月23日	1 学長から新任評議員紹介 2 参与補充 3 学生交流規則 4 教育機器センター規則 5 入学料免除取り扱い規程 6 その他 教育審議会委員 6 その他 研究審議会委員 6 その他 入学管理室員 6 その他 厚生会発起人 6 その他 経費節約 6 その他 外国人教師問題 6 その他 学生宿舎の建設計画 6 その他 大学院授業 6 その他 企画調査室専門員の名称変更 6 その他 教官の業績収集	5月23日：教育機器センター規則一部改正、教育審議会委員、入学管理室員、入試実施委員会委員、その他〔外国語センター運営委員増加〕	
					5月30日：参与会、外国人教師問題、〔学群学類教員の定義〕 6月6日：第2回公開講演会、外国人教師問題、保健管理センター運営委員候補者、〔教官手帳〕	6月12日：新参与紹介、50年度事業計画、大学院設置研究科一覧、学生宿舎入居状況、体育学系関係からの「県民へのサービス」プログラム案、
					6月13日：教員会議組織の検討、筑波大学入学管理室規程の一部を改正する規程案要綱、入試実施委員会規程一部改正の規程案要綱、51年度学生宿舎入居、その他〔51年度公害予防センター設置、教育審議会委員追加、韓国元文教部長官大学訪問、第二学群・藝術専門学群設置計画書、大学院設置計画書〕	

年度	回 (年度)	回 (全体)	開催月日	評議会の議題	学長・副学長会議の議題	参与会の議題
50	3	27	6月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 筑波大学入学管理室規程一部改正</li> <li>2 筑波大学入試実施委員会規程一部改正</li> <li>3 大学院研究科増設計画</li> <li>4 審議会委員</li> <li>5 その他筑波大学授業料等の免除及び徴収猶予取り扱い規程一部改正</li> <li>5 その他筑波大学研修施設規程制定</li> <li>5 その他51年度学生宿舍</li> <li>5 その他文化講演会</li> <li>5 その他休講</li> <li>5 その他委託研究</li> <li>5 その他会計検査院の実地検査</li> <li>5 その他予算の縮小</li> </ul>	<p>6月20日：大学院予備審査、教育大との連絡会議、外国人教師問題、県との定例会、厚生補導審議会委員、特別プロジェクト研究自然環境と文化に関する研究組織準備委員会の設置、長期計画第三学群WG報告書、図書館運営委員会委員の変更及び追加、51年度学生宿舍入居</p>	
					<p>6月27日：学位規則、大学院課程委員会規則、教育機器センター運営委員会委員、分析センター設置準備委員会委員 研究審議会委員、アイソトープセンター運営委員会委員、附属病院創設準備委員会委員、水理実験センター長選考、その他〔つくばフォーラム刊行、外国人教師問題〕</p> <p>7月4日：兵庫教育大創設準備室</p>	
50	4	28	7月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 51年度概算要求</li> <li>2 大学院課程委員会規則案</li> <li>3 学位規則案</li> <li>4 51年度入学者選抜方法及び入学者選抜学力検査実施教科科目等</li> <li>5 研究審議会委員補充</li> <li>6 その他 企画調査室員補充</li> <li>6 その他 永年勤続者表彰</li> </ul>	<p>7月11日：51年度入学者選抜方法及び入学選抜学力検査実施教科科目等、51年度新設の大学院研究科担当教官、研究審議会委員追加、筑波国際シンポジウム、学生宿舍将来計画、その他〔体育センター運営委員会委員追加、緑地小委員会、社会体育検査会実施、51年9月国際会議開催、カナダの基金受入れ、学生の精神問題〕</p>	
					<p>9月5日：水理実験センター規則案、永年勤続者表彰規程案、教官特別昇給者の選考手続き、開学記念日の行事、研究審議会委員追加、地方における公開講演会開催、修士課程ワーキンググループ分科会、アイソトープ運営委員会委員追加、当面の行事予定（連絡会、米国グローバード氏来学、フランス大学長来学）、その他〔裁判、禪堂の名称、大学会館業者指定〕</p> <p>9月12日：開学記念式の行事、連絡会議題、学生居住施設規程一部改正、51年度学生宿舍の入居基準、第一学期末試験における不正行為、計算センター運営委員会委員交代、その他〔フランス学長一行本学訪問、文部省人事異動〕</p> <p>9月19日：学則一部改正、51年度大学院（数物化各研究科）入学試験合格者、第1学期期末試験における不正行為</p>	
50	5	29	9月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 学則一部改正</li> <li>2 学生居住施設規則一部改正</li> <li>3 水理実験センター規則案</li> <li>4 教員大学院大学創設準備室設置規則</li> <li>5 51年度学生募集要項</li> <li>6 「国立大学入試改善調査研究報告書」についてのアンケート</li> <li>7 その他 諸規程</li> <li>7 その他 開学記念日の行事</li> <li>7 その他 51年度大学院入学試験合格者</li> <li>7 その他 第1学群期末試験における不正行為</li> <li>7 その他 学園祭</li> <li>7 その他 51年度学生宿舍入居</li> <li>7 その他 第3学群設置準備</li> <li>7 その他 51年度開設予定の大学院研究科予備審査</li> <li>7 その他 9月竣工の建物</li> </ul>	<p>9月26日：教員大学院大学創設準備室設置規則、第1学期期末試験における不正行為、51年度学生宿舍入居、学園祭、その他〔小田村行政管理局長、第3学群設置準備委員、51年度大学院開設研究科予備審査結果〕</p>	

年度	回 (年度)	回 (全体)	開催月日	評議会の議題	学長・副学長会議の議題	参与会の議題
					<p>10月3日：休学期間及び停学期間の取扱い、附属学校移管、学園祭、その他〔ジョージア大学入試部長来学、入試裁判、特昇試案、研究審議会委員候補者、修士課程 WG 分科会メンバー〕</p> <p>10月17日：第23回関東甲信越地区国立大学長会議日程等、教員大学院大学創設準備室、ストックルーム設置検討委員会設置並びに同委員会委員、低温工作センター設置準備委員会委員、筑波国際シンポ組織委員会委員追加、国民体力特別プロジェクト研究組織要項等、研究審議会委員追加、学園祭、その他〔51年度大学院合格者決定会議日時〕</p> <p>10月24日：東京教育大学院生の本学大学院編入学、51年度新入生オリエンテーション実施計画、大学院入学候補者決定、その他〔期末試験実施要領〕</p> <p>10月31日：学群学類教員会議規則案、教育大学との連絡会、その他〔医学部および歯学部設置基準の改善・医学部及び歯学部の大学院及び学位制度の改善、学園祭〕</p> <p>11月7日：学園祭、加速器センター運営委員追加、水理実験センター運営委員承認、その他〔参与会議題〕</p> <p>11月14日：学生表彰及び懲戒に関する規程案、学則一部改正案修士課程長及び博士課程長選考規則案、51年度大学院入試補欠者の繰り上げ合格（物理化学）、施設環境計画審議会委員の交代</p>	
						11月20日：50年度事業実施状況経過報告、第1回学園祭、49年度年次報告、51年度概算要求、51年度学生募集要項、施設整備状況
50	6	30	11月21日	<p>1 学則一部改正</p> <p>2 学生表彰及び懲戒に関する規則案</p> <p>3 大学院修士課程長及び博士課程長選考規則案</p> <p>4 学群・学類教員会議規則案</p> <p>5 各種人事</p> <p>6 参与会</p> <p>7 学園祭</p> <p>8 その他 国際シンポ</p> <p>8 その他 第3学群設置準備</p> <p>8 その他 国民体力特別プロジェクト研究組織要項</p> <p>8 その他 研修施設規程一部改正</p> <p>8 その他 施設の暫定利用</p> <p>8 その他 国鉄のストにからむ授業のあつかい</p>	<p>11月21日：入試に関する調査報告、学類等代表者会議広報、昭和50年度アジアアフリカ諸国教育指導者招聘計画による招致者に対する便宜供与、教務専門職員組織の改正。表彰及び懲戒に関する規則案、その他〔全学学類等代表者会議の広報・広報誌予算案・広報等費用徴収〕</p>	
					12月8日：公共下水道等供用開始、宿舍委員会規程、附属学校の問題点、連絡会	
50	7	31	12月12日	<p>1 宿舍委員会規程</p> <p>2 51年度学年暦</p> <p>3 学生懲戒</p> <p>4 51年度施設暫定利用計画基本方針</p> <p>5 その他 公共下水道</p> <p>5 その他 国際シンポ</p>	<p>12月12日：大学院設置審議会に提出する学則改正、51年度学年暦、学生懲戒、暫定利用計画</p>	
					1月9日：51年度概算要求内示、連絡会、新参与選挙、51年度転学群学類の選考結果、学生教育研究災害傷害保険、学生宿舍第二共用棟厚生部門の業務委託	

年度	回 (年度)	回 (全体)	開催月日	評議会の議題	学長・副学長会議の議題	参与会の議題
					1月16日：諸規則案（第32回評議会と同じ）、下田臨海実験センター委員候補、推薦入学志願状況、大学院博士課程（教育心理障害）研究科3年次編入試験実施、修士課程WG、連絡会議議題、部局長等の任期	
50	8	32	1月23日	1 大学院研究科教員会議規則案 2 大学院研究科長選考規則案 3 アイソトープセンター規則案 4 附属図書館長等の人気の整理に関する規則 5 51年度概算要求の内示概要 6 下田臨海実験センター準備委員会 7 51年度推薦入学志願状況 8 学生教育研究災害保険 9 その他 電子顕微鏡運用要項 9 その他 教員人事選考基準 9 その他 参与	1月23日：アイソトープセンター規則案、その他〔ライフサイエンス講演会、新参与、学都資金財団との打合せ結果、裁判経過、学校教育研究センター附属学校委員会委員、筑波研究学園都市中心地区開発〕	
					1月30日：学校教育センター附属学校委員会委員追加、推薦入学第二次選考結果、附属病院のコンピューター 2月6日：大学設置議会委員の実地視察、医療技術短期大学部設置準備委員会の設置、その他〔財務委員会開催、広島大学学長来学、都市計画内における学生用の下宿〕 2月13日：学務部行事予定、51年度入学志願状況、51年度推薦入学選考結果、学類（専門学群）連絡会要項等修正 2月20日：学則一部改正、下田臨海実験センター規則案、医療技術短期大学部設置準備委員会委員、大学設置審議会委員の実地視察、学類（専門学群）連絡会等要領及びクラス制度に関する申合せの一部改正、参与会開催、学長副学長と学生の懇談会の校費支出、就職斡旋委員会設置	
50	9	33	2月27日	1 学則一部改正 2 下田臨海実験センター規則案 3 学類（専門学群）連絡会等要項及びクラス制度に関する申し合わせ改正 4 51年の入学試験について 6 その他 保存緑地地区の選定 6 その他 元外国人教師事件	2月27日：衆議院文教委員会委員長学園都市視察、部局長等の候補者、参与会議事、〔学長副学長と企画調査室員の連絡会開催予定〕	
					3月5日：筑波大学学位規則一部改正、分析センター規則案、入試に関する調査、国立公立大学公開講座開設状況調査、アイソトープセンター運営委員会委員 3月12日：国際交流委員会規則案、学長指名による体育化学系選出評議員の後任、社会科学系長候補者、連絡会議議題	
50	10	34	3月19日	1 筑波大学学位規則一部改正 2 分析センター規則 3 就職委員会規則 4 保存緑地地区の設定 5 51年度入学試験 6 部局長等の選考 7 その他 企画調査室員補充 7 その他 来年度退官の笠井長崎あいさつ	3月19日：施設計画担当教官、企画調査室室員及び委員の更新、学群大学院研究科の入学候補者決定手続き等に関する要項、51年度新入生オリエンテーション実施計画案、学生不正行為、新設研究科長候補者、就職委員会規則案	
						3月22日：会長副会長互選、定例会の設定・運営、50年度事業報告、51年度入学試験、51年度開設予定研究科

年度	回 (年度)	回 (全体)	開催月日	評議会の議題	学長・副学長会議の議題	参与会の議題
					<p>4月9日：センター長選考、学校教育研究センター付属学校委員会中間報告、動物実験センター規則、事務区、名誉教授候補者審査の付託、52年度概算要求、菅平高原生物実験センター準備委員会委員の追加、新任教官に対する本学の教育研究方針の説明会、修士課程（環境科学、教育、芸術）準備委員会設置、カナダ研究計画、分析センター運営委員会委員、学生宿舎第二共用棟厚生部門の業務委託、学生不正行為（厚生補導審議会の再審議結果了承）、その他〔本年度から議事録作成、入学式の式次第と招待者、オリエンテーション、定例会議開催日程表、学長副学長企画調査室長事務局局長事務局各部長の定例連絡会、学生除籍〕</p> <p>4月16日：連絡会、教員大学院大学創設準備室設置規則一部改正、51年度本予算成立により発足する組組織、学系の成立（心身障害系・応用生物化学・電子情報工学・社会医学系）、跡地利用、開学記念行事、応用理学総合工学研究科準備委員会設置、厚生補導審議会委員、学生担当教官指名、排水工事遅延に伴う厚生施設、その他〔医学専門学群副学長候補者推薦、茨城県庁各部長と副学長事務局局長等の打合せ、アイソトープセンター長選考、定例会議日程確認、学生宿舎入居者状況、文部大臣視察〕</p> <p>4月23日：連絡会、附属病院長選考、入学管理室員、放射線医療、世界青少年親善使節派遣委員会からの派遣要請、その他〔社会工学研究科設置を文部省と折衝、学校教育研究センター附属学校、参与会開催、公共下水道供用開始、第3回国際シンポ実行委員会、ユニバーシティティーチング及び図書館視察に教官を派遣〕</p>	
51	1	35	4月30日	<p>1 動物実験センター規則 2 低温センター規則案 3 教員大学院大学創設準備室設置規則一部改正 4 学系の成立 5 名誉教授選考 6 附属病院長選考 7 入学管理室員 8 学生の懲戒 9 51年度学生宿舎入居状況 10 その他 医療技術短期大学部 10 その他 評議会の運営 10 その他 国際シンポジウム</p>	<p>4月30日：低温センター規則、企画調査室副室長及び委員、修士課程研究科準備委員会、工作センター設立準備委員会委員、アイソトープ運営委員会委員交代、動物実験センター運営委員会委員、低温センター運営委員会委員、国民体力プロジェクト研究組織客員研究員、授業料免除取扱い、第2学群棟厚生部門及び医学専門学群厚生棟の業務委託、その他〔低温センター長・アイソトープセンター長候補者、連絡会、外国人留学生の修士課程入試、参与会、県との懇談会、下田臨海実験所移管に伴う地元有力者との懇談会、吉武副学長中国出張〕</p>	
					<p>5月7日：連絡会、評議会における提案事項の取扱い、学内出版物の取扱い、研究室移転、その他〔学内バス運行状況、学系長連絡会申し入れ事項、研究審議会定例日、参与会日程、会計検査実地検査、学長副学長と室員の懇談会〕</p> <p>5月14日：公開講座規則一部改正、聴講生規定一部改正、研究生規程一部改正、体育センター規則一部改正、学系長選考、厚生補導審議会委員交代、就職委員会委員、世界青少年親善使節団員募集、その他〔委託業者の価格値上げ、参与会日程、民間の学生用貸間の確保、施設整備関係概算要求、実験室から出る廃液処理の手引き、除害施設管理者、国際交流計画による教官の派遣、図書館の移送、教育を考える会、第3回国際シンポ〕</p>	<p>51年5月17日：51年度事業計画、来年度概算要求、51年度設置の経営政策科学研究科修士課程等、附属病院診療システム</p>

年度	回 (年度)	回 (全体)	開催月日	評議会の議題	学長・副学長会議の議題	参与会の議題
51	2	36	5月21日	<p>1 新評議員紹介</p> <p>2 諸規則① 筑波大学公開講座規則の一部改正案</p> <p>2 諸規則② 聴講生規程の一部を改正する案</p> <p>2 諸規則③ 研究生規程の一部改正案</p> <p>2 諸規則④ 体育センター規則一部改正</p> <p>2 諸規則⑤ 財務委員会規則の申合せの一部改正案</p> <p>3 学系長選考</p> <p>4 会計検査院による会計実地検査</p> <p>5 教育審議会委員</p> <p>6 入学試験実施委員会委員長</p> <p>7 厚生補導審議会委員</p> <p>8 学生の無期停学処分の解除</p> <p>9 研究審議会委員</p> <p>10 その他 サークル会館の使用</p> <p>10 その他 参与会開催</p> <p>10 その他 衆議院文教委員会の質疑にかかる新聞報道について質問</p>	<p>5月21日：財務委員会規則に関する申し合わせ一部改正、教育審議会委員の学長指名、入試実施委員会委員長、厚生補導審議会委員の学長指名、学生担当教官の学長指名、無期停学処分解除、サークル会館管理、図書移送、広報刊行物発行要領、その他〔研究審議会学長指名、電子情報工学系長選考、下田臨海実験センター運営委員回委員、学長・副学長と全管理職教官との懇談会開催、国立大学入試改善調査研究報告、第3回国際シンポ、参与会議事録〕</p>	
					<p>5月28日：学校教育部構想、大学設置審議会実地調査、厚生補導審議会委員交代、その他〔カナダ大使来学、学内スポーツ大会、学生歌と応援歌の歌詞の候補作品を投票で決定、文部省幹部と本学学長副学長との懇談会開催予定〕</p> <p>6月11日：連絡会、人事委員会規則一部改正、申合せ一部改正、外国人留学生規則、聴講生規則一部改正、功労賞及び名誉学位の制定、大学案内スライド制作、カリフォルニア大学との交流計画、国民体力特プロジェクト研究員指名、分析センター運営委員会委員指名、気候変動シンポの筑波大学後援名義、大学院修士課程委員会委員指名、大学院修士課程新設研究科設置計画案、学生歌・応援歌の歌詞、無許可ビラ掲示、施設計画担当教官の指名、参与補充、その他〔計算センターニュース発行、学生宿舍下水道工事遅れ、カナダ大使一行来学日程、衆議院文教委員会議題〕</p>	
51	3	37	6月18日	<p>1 新評議員の紹介</p> <p>2 諸規則① 人事委員会規則一部改正案</p> <p>2 諸規則② 人事委員会規則に関する申し合わせの一部改正</p> <p>2 諸規則③ 外国人留学生規則案</p> <p>2 諸規則④ 聴講生規則一部改正案</p> <p>2 諸規則⑤ 名誉教授称号授与規則一部改正案</p> <p>2 諸規則⑥ 医療関係審議会要項一部改正要項</p> <p>2 諸規則⑦ 事務組織の改組に伴う関係規則の整理に関する規則案</p> <p>3 参与補充</p> <p>4 51年度予算配当方針</p> <p>5 52年度概算要求概要</p> <p>6 52年度入学者選抜方法および入学者選抜学力検査実施教科科目等</p> <p>7 52年度入学者選抜試験実施日程</p> <p>8 施設環境計画審議会委員</p> <p>9 その他 榊原副学長就任経緯に関する衆議院文教委員における木島議員と文部当局の質疑応答について、文教委員会議事録を詳細に検討した結果、文部大臣の答弁に新聞で報道された事実はなかった、文部大臣にもあって確認したと報告これは速報つくばで学務で短文をのせることで了解</p> <p>9 その他 学長から辞任申し出</p> <p>9 その他 学長から筑波大学学長候補者選挙管理委員会規則の制定等後任選考手続きを早急にすすめたい旨提案</p>	<p>6月18日：名誉教授称号授与規則一部改正、医療関係審議会要項一部改正する規則、医療関係審議会要項の一部改正要項、事務組織改組に伴う関係規則の整理に関する規則、連絡会議題、52年度入学者選抜方法、52年度入学者選抜日程、施設環境審議会委員、プラズマセンター、大学新聞発行、その他〔混声合唱の演奏、不法ビラの学生宿舍での配布、附属病院運営委員会委員、篤志解剖体慰霊式、教育大山中研修所の移管、IIE〕</p>	

年度	回 (年度)	回 (全体)	開催月日	評議会の議題	学長・副学長会議の議題	参与会の議題
					6月22日：筑波大学学長候補者選挙管理委員会規則案、第2次選挙における投票の取り扱いに関する申合せ、学長候補者選考日程等、その他〔公示案、学長候補者選挙管理委員会委員の選出方法、副学長の辞任願い、学長候補者の就任交渉〕	
51	4	38	6月25日	1 学長候補者選挙管理委員会規則 2 第二次選挙における投票取り扱いに関する申合せ案 3 学長候補者選考日程と学長候補者選挙公示 4 学長候補者選挙管理委員会委員選出 5 学長候補者の投票の在り方	6月25日：名誉博士称号規則案、連絡会議題、学校教育研究センター、その他〔学長選挙報道対策、国際交流計画事業費、東京教育大学光学研究所、公務員宿舎及び民間アパート建設計画、教育大学附属管平高原生物実験所の敷地内の附属中学校管平寮を本学で管理運営、筑波学都資金財団との連絡会〕	
51	5	39	7月6日	1 筑波大学学長候補者選考		
51	6	40	7月20日	1 次期学長の承諾 2 筑波大学附属病院規則案 3 その他 学生宿舎不足 3 その他 学長辞任挨拶、大島副学長辞任挨拶		

## 筑波大学50年史（創基151年史）編纂事業の現状と課題

中野目 徹

### はじめに

筑波大学は今年、明治5年（1872）の師範学校創立以来150年、来年には開学50周年を迎える。予定されている「創基151年筑波大学開学50周年記念事業」の一つに大学史の編纂がある。本稿では、昨年から本格的に開始されたこの事業の現状と課題について論述してみたい。

そもそも筆者は、2016年に50年史編纂事業の立ち上げを執行部に進言し、現に編纂の実務に従事している者である。これに従事するからといって、日常業務が軽減されるわけでもなく、あえてやぶ蛇ともいえる進言をしてまでこの役目を買って出た理由はほかでもない。本学の比較的初期の卒業生で、来年10月1日の開学50年時点で在籍することになる日本近現代史研究者として、これを拱手傍観して見送ることは自他ともに許されないように思われたからである。

加えて、筑波大学では、これまで10周年や30周年の記念行事に際して、正規の大学史が編纂・刊行されることは残念ながらなかった（①記念誌『筑波大学その十年』1983年、②『回顧篇 筑波大学十年史』1984年、③『筑波大学30年史稿』2009年の3冊が大学の出版物としてまとめられたが、①は式典の配付物、③は公刊されたものでなく、いずれも正式の大学史と呼ぶのは難しい。④1983年に『筑波大学十年』なる書物も刊行されたが、これは筑波大学史研究会（代表：鈴木博雄）の名義で編纂・刊行されたものにすぎない。⑤他に筑波大学30年史編纂委員会編『筑波大学30年史年表』（同大学広報課）がある）。その理由としては、これまでの周年記念事業における大学史編纂が、いずれの場合も広報事業の一環として行なわれ、大学の管理運営に関する原文書（1次史料）にアクセスできなかったからであろう、と筆者は考えている。

そこで、2016年4月1日に大学アーカイブズが開設されたのを受け、50年史編纂事業の開始準備を始め、同年7月1日をもって第1回の編纂委員会を開催するつもりで調整を進めた（編纂事業の根拠規定は平28法人規程33）。しかし、具体的なメンバーをめぐって開催は延期され、12月12日までずれ込んだ。この第1回委員会では、編纂専門委員会のメンバーのほか、編纂の日程及び刊行物の計画が了承された（計画案のポンチ絵は稿末の参考資料1参照）。東京大学をはじめ多くの他大学では、100年史などの編纂事業で収集した資料をもとに大学文書館が設立されたという経緯がある。それに対して本学では、まずアーカイブズを設置して、しかるのちに大学史編纂を行なうという手順をとったところに、すでに一つの大きな特徴があるといえよう。大学アーカイブズは大学史編纂に関わるべきではないという意見も存在することは承知しているけれども、後述するように筆者はそのようには考えない。

これは筆者だけでなく、多くの学内関係者に共通する認識のように感じているが、今回の開学50年という機会を逃してしまうと、新構想大学として根強い反対運動のなかで発足したという一面をもつ筑波大学の歴史を編纂する機会はさらに50年後、すなわち100周年までその機会はないのではないか。この間に関係史料が散逸してしまうこともあるだろうし、そもそも最近の関連分野の技術革新を側聞していると、紙に文字を印刷するという行為自体が50年後に存在しているかどうかすら疑わしい。

以上のような経緯（筆者個人の心理的葛藤をふくめて）で開始された筑波大学50年（創基151年）史編纂事業の現状と課題について以下順に論述していきたい。

## 一 刊行計画

まず、現在計画されている50年史（創基151年史）編纂事業の全体計画を記しておこう。これは、前述した第1回50年史編纂委員会です承され（その後刊行時期等一部変更）、学長まで了解を得ているものである（刊行予定順）。

史料編 下巻	1973～現在（筑波大学、ただし起点は移転問題の議論が始まる1960年前後に遡及する予定）	2023年3月刊行予定
図説編	（記念式典時に配付予定）	2023年10月刊行予定
史料編 上巻	1872～1978年（師範学校～東京教育大学）	2025年3月刊行予定
通史編		2026年3月刊行予定

判型と分量は、史料編下巻がB5判1500頁、上巻が同1000頁、図説編（オールカラー）もB5判で120～150頁、通史編はA5判で500頁を予定している（一定部数の有償頒布も計画されている）。

こうした全体の構成の特徴は他大学と比較した場合明瞭となる。大学史のパターンとしては大きく三つあると思われる、（1）一つはいまから40年前頃に刊行された『東京大学百年史』を典型とするもので、A5判全10巻を通史のほか部局史と史料編から構成する学術的価値の高いものである。こうした100年史の形態と構成はその後京都大学や東北大学、九州大学などの旧帝国大学に踏襲され、大学史の代表的なパターンの一つとなっている。（2）一方、各地方の国立大学は、戦後の新制大学として1999年一斉に創立50年を迎えることになり、大判（B5判又はA4判）1冊の通史を刊行することが多かった。そのほか、例えば各県師範学校以来の歴史をまとめた教育学部の100年史などを刊行する場合もあった。（3）他方、独自の出自を有する私立大学、とくに六大学クラスの有力量大学では継続的に大学史の編纂事業を行なっているところもある。また、（1）（3）の場合、オールカラー版の図説編を本編の付録のような形で刊行している。

これらに対して本学の場合、上記三つのパターンを適宜組み合わせた全体構成と分量になっているところが特徴といえよう。刊行の順番を見ていただいてもわかる通り、まずしっかりした史料編をまとめてから通史編を執筆するという基本線を維持しながら、史料編では筑波大学と前身校をはっきり分けて編纂するということである。

史料編の上巻と下巻には収録年代に重複が生じるが、下巻には筑波移転と創設に直接結びつく学内組織の動向がわかる史料と新聞・雑誌等の関連記事を掲載し、反対運動に関する史料は上巻に掲載する予定である。また、図説編と通史編の構成は、前身校からの通時的な構成にするか、筑波大学開学以来の経過をまず掲載し、巻末に前身校の歴史を付録のような形で掲載するかは未定である。これは創基151年という事実をどれほど重視するかにかかってこようが、図説編と通史編の構成が違っていても差し支えないと考えている。

なお、各編巻頭の目次の後に「本書の編纂方針」なる一文を付すつもりである。そこには、上記の移転問題に対する構成上のコメントのほかに、第1に、全体を通して制度とその運用に関する史料を中心に網羅的に掲載すること、第2に、史料は可能なかぎり原文書（1次史料）から採録し、その所蔵機関名を付すことで反証可能性を担保すること、第3に、読者の関心の所在を考慮したとき、新構想大学としての成立過程とその後大学改革の先頭に立って行なってきた制度改革の計画・実施過程に関する史料を重点的に収録すること、などを凡例とともに記しておきたいと念じている。

一見してご推測いただけるように、刊行予定年月がきわめてタイトになっていて、実現可能かどうか危ぶまれるところであろう。筆者としても大きな不安を抱えていることを白状しなければならないが、次に編纂経過と史料調査について報告したい。

## 二 編纂経過

筑波大学50年史編纂事業は、前述のように2016年12月12日に第1回編纂委員会開催して開始された。この委員会は学長の下に置かれ、すべての副学長と附属図書館長、アーカイブズ館長から構成され、筑波大学50年史編纂委員会規程第2条によれば50年史編纂に関する基本方針など重要な事項を審議する機関と定められている。総務担当副学長が委員長を務め、アーカイブズ館長であった筆者が副委員長に選出された。しかし、この委員会は同年12月12日に第1回の会合が開かれたあと開催されることはなかった。

編纂事業は、同規程の第7条によって設置された筑波大学50年史編纂専門委員会が翌2017年2月22日に第1回の委員会を開催して、本格的にスタートした（この結果、編纂委員会は親委員会と称されることになった）。メンバーは、編纂委員会の副委員長である筆者が委員長になり、教員の所属組織である各系と部局センターから推薦された教員及び委員長が委嘱する教員並びに事務方から広報室長（当時）、総務部総務課長が加わる20名を超える大所帯であった。この委員会は規定上編纂の実務に当たるとされていたものの、必ずしも編纂実務に通暁した教員が推薦されてくるとはかぎらず、当然委員に異動も多く、どうしても大所高所からの議論に終始してしまい、編纂作業の分担を割り振っても多くの委員からは思うようなレスポンスが得られないまま5年間で7回開催するのがやっとならであった。もちろん委員長の力不足が主な理由であったろうが、委員会という態勢で編纂作業の実務が円滑に進むものではなく、編纂室を設置して専任の室員を置いて取り組むべきだという意見が、2019年7月10日に開催された第6回専門委員会において多くの委員から要望として出された。委員長としての筆者も同意見であった。

これを受けて専門委員会委員長である筆者が親委員会の委員長である総務・人事担当副学長、さらに学長との折衝を行ない、2021年4月22日に規程の一部改正によって編纂専門委員会に代わって設置されたのが50年史編纂室であり、筆者が室長に指名され、専任の特任研究員が1名配置されることになった。室員には、編纂作業に熱心に取り組んでもらえる教員を各エリア別（体育・芸術、医学、図書館情報メディア、東京キャンパス、附属学校）に室長から個別に依頼するという方法をとらせていただいた。旧編纂専門委員会委員は各系長からの推薦であったが、本学の場合、教員の人事上の所属組織は50年間で19学系⇒6研究科⇒10系と移行し、そもそも開学以来の部局概念や継承関係の不明瞭さも手伝って、系推薦の委員による組織では機能不全に陥る可能性を当初から胚胎していたといえよう。実際に書物を刊行するという今回のような場合、そのようなあいまいな組織では編纂作業が進まないのである。

こうして、編纂室が設置され2021年度後半期だけで5回の編纂室員会議を開催することができたが、この会議に提出する資料を作成する作業部会が必要であると思われる。そこで、編纂室員会議の承認を得てワーキング・グループ（WG）を設置することにした。WGのメンバーは室長でありアーカイブズ館長でもある筆者のほか、室員でアーカイブズの館員を兼ねる人文社会系の田中友香理助教、編纂室専任の横川翔特任研究員、人文社会科学研究群大学院生の加藤総一郎、山本祐麻調査員（2人はアーカイブズの調査員も兼ねる）の計5名である。このWG会合はすでに20回以上開催し、史料の選別と入力の作業を、短期雇用の学生にも手伝ってもらいながら進めている。

以上のように、現在では、親委員会の下に編纂室を置き、さらにWGによって編纂の実務作業を行なうという態勢で臨んでいる。これによって、ようやく編纂事業は軌道に乗り始めたといえよう。そこ

までの道のりが長すぎた感はあるが。

次に、WGで行なわれている史料調査とデータ化の実際について紹介したい。

### 三 アーカイブズと史料調査

筑波大学では、2016年4月1日に学内措置として大学アーカイブズを設置して、翌年4月1日付で「公文書等の管理に関する法律」（平21法66、以下公文書管理法と略す）が定める「国立公文書館等」の指定を受けた。アーカイブズ設置までの経過については別に書いたこともあるので本稿で繰り返すことはしないが（拙稿「筑波大学アーカイブズの発足」『記録と史料』第28号、2018年）、アーカイブズと大学史編纂は車の両輪というのは筆者の持論である（拙稿「大学史編纂とアーカイブズ」『筑波大学アーカイブズだより』第5号、2021年）。

それはどういうことかという、アーカイブズは規則上も学長に直隸する大学の教育研究組織であり、常置機関である（平16法人規則1）。これに対して編纂委員会や編纂室は時限組織であり2026年3月31日がその設置期限となっている（前掲の平28法人規程33）。筆者がアーカイブズの設置を当時の執行部に提案したとき、いずれ50年史の編纂も開始されるだろうということを想定して、本来の歴史公文書等の移管受入れや特定歴史公文書等の整理保存などの業務に加えて同館の組織運営規程第3条に、「本学に関する資料の収集、整理、保存、公開及び調査研究」（平28法人規程31）という1項を入れておいた。このこともあり、昨年編纂室が開設されたときにも、その設置場所は独立建屋（旧事務局施設部）のアーカイブズ事務室内に定められたのである。実際の編纂作業に従事しているWGのメンバーも、編纂室専任の特任研究員以外の4人は、それぞれアーカイブズの職務を兼任しているわけである。したがって、本学の50年史編纂事業は、アーカイブズと一体となって進められているといえよう。これによって、史料調査も極めて円滑に実施できるというメリットがある。

そこで、50年史編纂事業における史料調査の第1は、大学アーカイブズが所蔵する特定歴史公文書等（移管受入れ法人文書及び個人等からの寄贈又は寄託文書）及び利用参考資料が対象になる。これらの全貌は、アーカイブズ閲覧室の冊子目録又はホームページ上の目録によってご覧いただける（ただし、利用参考資料については書架公開。公開した特定歴史公文書等の文書名と点数だけであれば『筑波大学アーカイブズ年報』の該当頁に開館以来の一覧を掲載している）。その主なものだけでも、評議会議事録、参与会議事録、学長副学長会議議事録、教育審議会議事録、研究審議会議事録、厚生補導審議会議事録など学内主要会議の基本ファイルが含まれる。（主要な会議の議事録等の一覧は稿末の参考資料2参照）本学の場合、2001年の情報公開法施行時にそれまでの永年保存文書の保存年限を一律1年目に付け替えてしまったということがあり、正確にいうと現時点で最長30年という保存期限に達している法人文書は1点も存在しない。したがって、上記の評議会議事録等の文書は原課（作成時点の事務担当課で現に文書管理者としてそれらの文書を保有している後継組織）である総務部総務課等へ早期移管の働きかけをして、協議後受入れたものである。

しかし、第2に、法人化以後の作成文書で、まだ現用文書として原課室等で保有されているものも多い。新たに法定会議となった役員会や経営協議会等の文書である。これらについては、出張閲覧という形が基本だが、一時借用や、保有権限は原課室等に置いたままアーカイブズの書庫に移送（つまりアーカイブズを中間保管庫的に利用）するという方法をとっているものもある。場合によっては、50年史編纂室の収集文書としておき、編纂事業終了後にアーカイブズに引渡しとなることもありえよう。むしろ最近では、PDFの画像がネット上でアーカイブ化されている例が増えつつあり、原本との関係性で悩ましい状況も発生している。また、都内等に散在する附属学校については、アーカイブズで移管受入れ

の実績がなく、出張調査の方法によるしかない状態が続いている。

なお、これら文書の閲覧利用の手続きは、アーカイブズ所蔵の特定歴史公文書等については簡易閲覧の方法で、各原課室等の現用保有法人文書については同一法人内職員の目的利用制限閲覧（50年史編纂業務）という考え方で対応している。情報公開という手続きはとっていない。

第3に、学内外向けの刊行物等からの情報収集である。これらのなかには現在は刊行されていないものも多いが、本学は開学当初から広報や公開活動に熱心であり、さまざまな刊行物やパンフレット類は他大学にない充実ぶりを示している。稿末に掲げた参考資料3に見る通り、教職員向けの『学報』や学生向けの『TSUKUBA STUDENT』、オピニオン雑誌的な性格を有していた『筑波フォーラム』、図書館の広報誌『つくばね』など枚挙にいとまがないほどである。『筑波大学年次報告』は大学全体の毎年の動向を知るには好個の資料である。そのほか、『筑波大学新聞』『筑波学生新聞』があり、入試要項や入学案内、各学類案内パンフレット、1993年以来作成されたシラバス、各学類のクラス代表者会議等が発行していた学類誌等もある。附属図書館の本学関係資料室が網羅的にこれらの資料を収集しているが、完璧と称するにはほど遠い。さらにいえば、クラス代表者会議や学生団体等が配布したピラの類も含まれようが、調査対象としているものの収録については検討中である。

第4に、新聞（全国紙・地方紙）や雑誌、書籍類からの資料収集である。新聞については、すでにアーカイブズに移管され利用に供されている広報室作成の新聞スクラップブックが利用できる。とくに移転問題や新大学構想に関しては、オピニオン雑誌や週刊誌でも盛んに取り上げられていた。学会誌のなかにも移転問題や筑波大学開学に関する意見表明を掲載しているものもある。書籍の中には、退官教授の記念誌や運動部の部史などに内容の充実しているものがあり無視できない。加えて、受験雑誌等からも関連資料を採録したいと考えているものの、現段階では未着手である。

第5に、学生支援団体であった紫峰会からの寄贈文書や、同窓会である茗溪会本部から寄託が予定されている文書がある。紫峰会や厚生会は学内組織であるが、茗溪会は東京師範学校時代の明治15年（1882）に我が国で最初に設立された学校同窓会として長い歴史を有する法人組織であり、とくに史料編上巻や通史編で明治期の史料の欠落を補う貴重な情報源となりうるものである。

以上、大きく分けて5つの方面から史料調査を行なっているが、前述したように編纂の基本に原文書（1次史料）主義を採用するかがりアーカイブズでの閲覧が中心になる。それら文献資料に加えてモノ史料やオーラルヒストリーの記録等も交えて、立体的な歴史叙述を心がけていくべきであろう。

## おわりに

今年度の学長所信に、「本学は、国、すなわち時の明治政府が最初につくった官立（国立）の高等教育機関である「師範学校」の歴史を受け継いでおり、今年が創基150年になります。東京高等師範学校、東京文科大学、東京教育大学を経て、本学は1973年に開学しました。この150年の間、本学は常に、新しい時代を先導する役割を担ってきました」という一節を見ることができ、来年の開学50周年に向けて大きな盛り上がりの機運も感じられる。そのような記念事業の一端を担う大学史編纂であるという思いを新たにしているが、編纂作業の実例として現在編纂中の史料編下巻の目次（案）を稿末に参考資料4として掲げる。現在、実際に収録する史料の最終選別と調整を行なっているところである。

最後に、そのような作業に従事するなかで直面している問題点をいくつか挙げておきたい。

まずは、迫りくる刊行期限と編纂態勢の貧弱さということである。編纂専門委員会時代にも基本史料の入力作業などは断続的に進めていたが、ごく限られた予算の範囲内でその進捗状況たるや紗々たるものだったといわざるをえない。現在でも実際の作業は5名程度で進めており、当事者として相当の覚悟

をもたないと焦りに押しつぶされそうになる。日ごろ比較対象とされるような他大学（旧帝大等の研究大学院大学）においては、充実した編纂組織により20年ちかい歳月と莫大な予算をかけて大学史が編纂されているのを見るとき（出版物の刊行だけでも1億円以上の経費をかけている）、いま一層の手当が必要となるかもしれない。

それと関連して、史料の調査範囲が非常に広範とならざるをえないということが挙げられるが、151年の歴史のなかでこれまで一度も原文書（1次史料）の集積が行なわれてきた形跡が見られないことである（移転直後と30周年のときに計画されたものの、永続的な組織として残ることはなかった）。本学レベルの大学の歴史となれば、学術的な批判にも耐えられるものにしなければならず、とりわけ新構想大学としての設立過程とその後の変容過程に関しては、大学関係者や高等教育界だけでなく、広く一般社会や卒業生の関心に応えるものにしていくことが求められる。そのためにも、まず正確な史料編を編纂して、しかるのちに通史編を執筆するという歴史叙述の王道を枉げることはできず、原本主義という原則もどうしても譲れない。さらに、151年あるいは50年という時間的にだけでなく、地理的にも都内をはじめ各地に散在する附属学校の史料調査は、現在のコロナウイルス蔓延という状況下で大きな困難をとまなっている。

他にも、法人化以降の史料がPDF化等によって、それ以前よりかえって残存していない傾向にあることも挙げられよう。これは本学固有の問題ではないと考えられるものの、歴史学研究に携わる者全体として、今後の学問のあり方自体に関する課題として取り組んでいくべきであろう。また、編纂の過程で展示会の開催等も企画しているが、刊行期限との関連で展示会の準備にどれほどの時間が割けるか、おぼつかないところがある。

実際の史料採録、通史執筆の段階で叙述の下限をいつの時点にするかも悩ましいところではある。今年度開始の第4期中期計画などは採録すべきかと思うが、学長選考をめぐる問題や皇嗣家親王の附属学校入学などはどのように取り扱うべきかも考慮中としか答えようがない。

（付記）

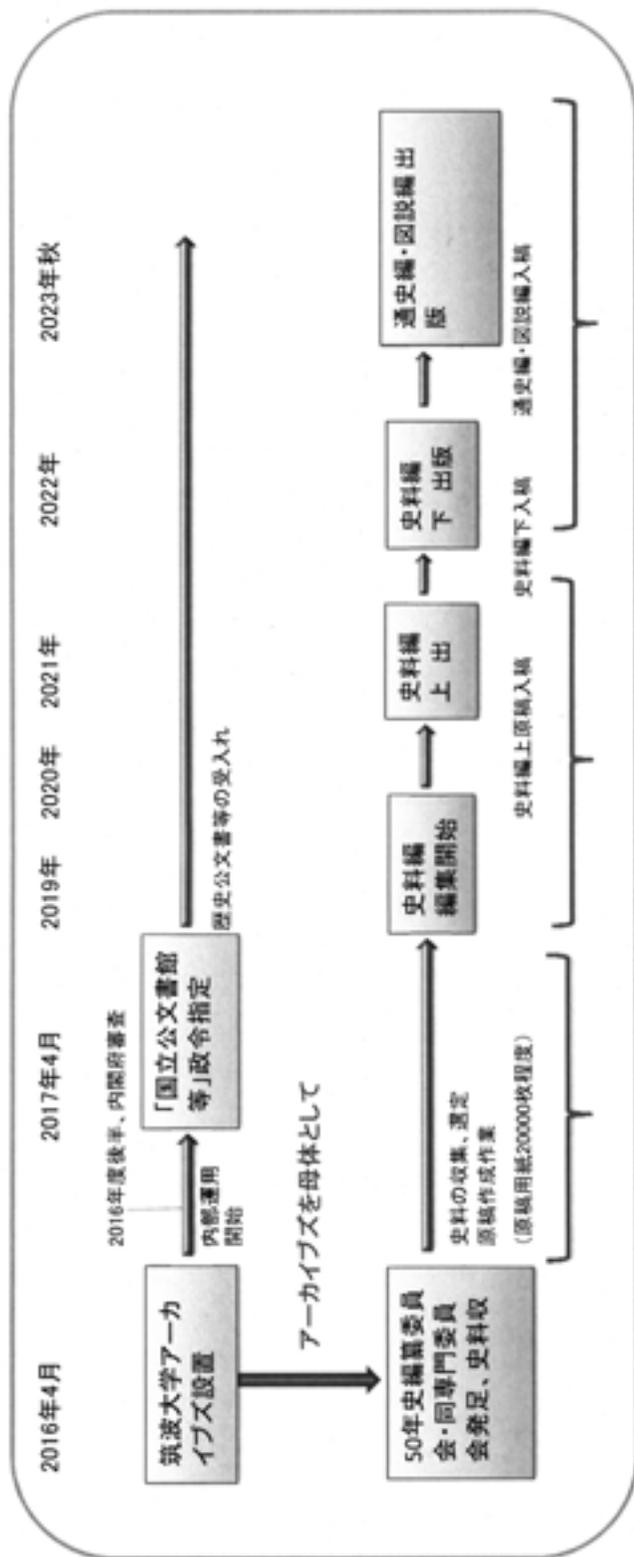
本稿成稿後の2022年4月25日に開催された第3回編纂委員会（親委員会）の審議で、史料集下巻収録予定史料の作成年代の下限を今から2年前の指定国立大学法人への指定、大学院の学位プログラム化への移行まで含めるよう求められた。筆者はこれに対して、これらに関する原文書（1次史料）はまだ現用段階にありアーカイブズに移管されていない（場合によってはファイル化すらされていない可能性もある）、情報公開制度によっても閲覧が困難な場合もあること、それらは公文書管理法でいう「歴史公文書等」には該当するであろうが、「歴史公文書等」は同法が定める「公文書等」には含まれないこと、史料として将来的に永久保存の措置が講じられないと歴史の反証可能性が担保できない事態に陥る可能性があることなどを申し述べたが、計画段階のポンチ絵やHP上の情報でも収録しておいた方がよいのではないかという意見が大勢であった。私たち歴史研究者にとっては大きな課題を背負わされたことになる。まさか、学生向けのパンフレットや新聞記事だけで構成するわけにはいかないだろうから、現用段階の法人文書（1次史料？）にいかにかアクセスし、典拠をいかに明示したうえで保存の手立てを講じるかという難題に取り組むことを強いられたことになる。

そもそも史料集に、現在HP上で閲覧できるような現行制度まで収録すべきかどうかは議論のあるところだろう。筆者がかつて熊本史雄と共同編集した『近代日本公文書管理制度史料集』（2009年、岩田書店）では、現行制度は収録しないという方針を貫いた。東京大学のように100年史の完結が110年後であれば、問題化することも少ないと考えられる。いつ抹消あるいは更新されるかもしれないHP上の情報を収録した場合、そのページを何らかの形で保護して保存しておく必要も生じるであろう。しかし、

それは永久保存の措置が保障された「特定歴史公文書等」には該当しないであろうから、アーカイブズの所蔵資料としては本学の場合であれば「利用参考資料」の扱いにとどまることになる。すでに本稿「一」「三」や「おわりに」で書いた史料調査の範囲や方針を逸脱するものである。一部の委員からは、1冊の史料集の中で「史料」の意味が異なってしまう統一性がとれないのではないかという至極まっとうな意見も出され、筆者もそう考えるが、歴史的な厳密性はしばらく措き、記念事業の出版物であることをかんがみれば現行制度まで収録することの意義も理解できないことはなく、できるだけ定着性の高い資料から史料を採録して、それを「50年史編纂史料」(例えばHPを紙媒体に変換してメタデータを付してファイル化しておくなど)として別に保存しておくという対応も考慮に入れる必要が生じてこよう。今後の課題である。

以上は、単に記念事業の出版物という議論を超えて、オープンデジタルの現用法人文書を保存するための制度の構築(本誌所収篠塚・渡邊論説参照)、及び歴史研究における史料集の在り方という学問の本質にもかかわる問題であろうと考え、あえて付記することにした。

## 筑波大学アーカイブズ設置と筑波大学50年史編纂のフローチャート



### \*50年史編纂の期待される成果

- ① アーカイブズで悉皆的に収集した資料を用いることで堅牢着実な50年史を編纂
- ② 1973年に「新構想大学」として設立→「ヴァンテージ」感ある重厚な大学イメージを形成
- ③ グローバル化を推進しながらも確固とした大学アイデンティティの基盤を形成することで、RU11大学としての誇りと雅量を内外にアピール

……………筑波大学の真の「ブランドカ」の基盤を形成！

〈評議会等議事録〉

	1973 1974 1975 1976 1977 1978 1979 1980 1981 1982 1983 1984 1985 1986 1987 1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004
1	筑波大学評議会議事録 1973年10月18日～2004年1月22日
2	学長・副学長会議記録 1973年10月2日～2003年10月8日
3	参与会議抄録 1974年7月13日～1999年12月1日
4	運営諮問会議 2000年8月3日～2004年3月11日
5	研究審議会 1974年6月21日～2004年3月8日
6	教育審議会 1974年5月29日～2004年3月9日
7	厚生補導審議会 1974年5月24日～1998年3月20日

〈法定会議等議事録〉

	2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022
1	役員会 2004年4月1日～2014年3月27日
2	経営協議会 2004年4月12日～2014年3月26日
3	教育研究評議会 2004年4月1日～2014年3月20日
4	運営会議 2004年4月8日～2014年3月27日

〈学内刊行物等発行状況〉

1982 1996 1987 1989 1989 1970 1971 1972 1973 1974 1975 1976 1977 1978 1979 1980 1981 1982 1983 1984 1985 1986 1987 1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022

1	連報 （東京教育大学）	1989年9月2日～1974年6月11日
2	筑波新大学 ニュース	1969年10月13日～1973年9月30日
3	筑波大学年次 報告書	1973年～
4	広報筑波	1974年1月15日～1974年10月1日
5	連報つくば	1976年10月1日～2008年11月27日
6	筑波大学学報	1974年7月1日～2006年3月16日
7	筑波大学概要 資料冊	1974年10月1日～2007年 2005年～2008年
9	GUIDANCE	1976年5月6日～2017年12月
10	STUDENTS	1976年5月19日～2018年4月6日
11	筑波フオーマ 21世紀大学創 造委員会 ニュースレ ター	1976年3月～2008年11月 1996年11月30日～1994年6月10日
13	病院ニュース	～2006年1月31日
14	筑波大学刊行物年報ほか ランタイムの会 ニュース	1997年7月～2020年
15	筑波大学附属 図書館年報	2009年9月～
16	つくばね	1976年2月～2004年3月24日
17	崇峻の風	～2019年12月
18	Tsukuba Communications	2008年10月～
19	筑波大学新聞	1974年10月～
20	筑波学生新聞	1982年4月7日～2007年5月23日
21	菅平高原生物 学所研究報 告	1967年～1995年
22	保健管理セン ター業務報告	1977年～2015年
23	水理実験セン ター報告	1977年3月～1999年9月
24	学術情報処理 センター・ ニュース	1978年4月20日～1988年3月10日

25	センター ニュース 工作センター ニュース	1988年5月～2004年3月 1991年3月～2006年3月	
26	TARA NEWS	1995年7月10日～2014年7月 1995年9月26日～1999年4月30日	
28	構造生物	1998年3月～2011年3月	
29	筑波大学光顕 学際領域研究 センター年報	2005年～2018年	
30	筑波大学体育 センター年次 報告書	2009年4月～	
31	工作ニュース	2011年11月～2014年3月	
32	筑波大学生命 領域学際研究 センター年報		2019年10月～
33	筑波大学生存 学際領域研究 センター年報		2019年9月～
34	TARA NEWSLETTER		
35	学内プロジェ クト研究報告	1977年～1999年	
36	技術報告	1981年3月1日～2017年	
37	ういへる	1987年9月18日～2008年4月	
38	祭維会報(父 元版)	1980年10月1日～2016年9月17日	
39	祭維	1978年4月～2003年2月18日	
40	全学連等代 表者会報広報	発行年月日不明	
41	代表者会議広 報	1976年2月25日～1985年4月16日	
42	筑波しらすく	1983年10月1日～2011年12月21日	
43	筑波	1978年7月1日～1984年11月22日	
44	筑波スポーツ	1977年12月30日～2019年12月4日	
45	筑波ジャーナ ル	1984年5月25日～1993年6月5日	
46	筑波大学 News Letter	2000年11月10日～2000年12月6日	

『筑波大学50年史』史料編 下巻 目次 (案)

第1章 設置・理念

- 1 新構想大学の創設
- 2 理念
  - (1) 建学の理念
  - (2) 校章・校旗・校歌
  - (3) 歴代学長所信等

第2章 改革・自己評価

- (1) 自己評価
- (2) 改革案
- (3) 中期目標・中期計画
- (4) 図書館情報大学との統合
- (5) 医療技術短期大学部
- (6) 外部教育機関の創設準備
- (7) 国立大学法人移行

第3章 組織・教職員

- 1 組織・会議  
(国立大学)
  - (1) 評議会
  - (2) 学長・副学長会議
  - (3) 参与会
  - (4) 審議会
  - (5) 人事委員会
  - (6) 企画調査室
  - (7) 教員組織
  - (8) 事務組織
- (国立大学法人)
  - (1) 役員会
  - (2) 経営協議会
  - (3) 教育研究評議会
  - (4) 運営会議
  - (5) 特別な組織
- 2 役員・教職員
  - (1) 役員／執行部
  - (2) 教官／教員
  - (3) 事務官／事務職員
  - (4) 福利厚生
  - (5) 防災・交通安全
- 3 広報
- 4 文書管理・情報公開
- 5 筑波大学アーカイブズ

第4章 学生

- 1 学則(学群・大学院通則)
- 2 学生
  - (1) 学群生
  - (2) 大学院生
  - (3) 留学生
  - (4) 聴講生・研究生・科目等履修生
- 3 厚生補導／学生支援
  - (1) 生活・就職支援
  - (2) クラス制度
  - (3) 学園祭
  - (4) 学生宿舎
  - (5) 課外活動
  - (6) 柴峰会
- 4 その他

第5章 教育(教育課程・入学試験)

- 1 学群・学類
  - (1) 学群
  - (2) 学類

- 2 大学院
- 3 科目編成
- 4 入学試験
- 5 教育センター
- 6 その他(東京教育大学学生の受け入れ等)

第6章 研究

- 1 プロジェクト研究
- 2 研究センター
- 3 研究拠点
  - (1) TARA(Tsukuba Advanced Research Alliance)
  - (2) 計算科学研究センター
  - (3) 国際統合睡眠医学科学研究機構
- 4 その他(ノーベル賞関係等)

第7章 財務・施設

- 1 財務制度
- 2 予算・決算
- 3 施設新築／管理

第8章 医療・附属病院

- 1 附属病院
- 2 医療関係

第9章 国際交流

- 1 国際会議
- 2 協定校
- 3 海外拠点
- 4 その他

第10章 附属図書館・学術情報

- 1 附属図書館
- 2 学術情報
- 3 筑波大学出版会

第11章 東京キャンパス・その他

- 1 大塚地区
- 2 秋葉原地区
- 3 その他(放送大学関係)

第12章 附属学校

- 1 管理体制
- 2 各附属学校
- 3 その他(理療科教員養成施設等)

第13章 事業・事件関係

- 1 記念事業
- 2 大学公開
- 3 事件関係

第14章 茗溪会・校友会

- 1 茗溪会
- 2 校友会
  - (1) 同友会
  - (2) 校友会
  - (3) 桐医会
- 3 筑波学都資金財団

## 研究報告編原稿審査要領

- 一、『筑波大学アーカイブズ年報』（以下、本誌という）研究報告編への原稿の掲載については、この審査要領の定めに基づいて行なうものとする。
- 一、本誌研究報告編に原稿を投稿できるのは、筑波大学アーカイブズ（以下、当館という）所属職員、当館運営委員、当館研究員、当館調査員及び当館より執筆を依頼した者とする。
- 一、本誌への投稿原稿は、筑波大学アーカイブズの組織及び運営等に関する規程（平成28年3月24日法人規程第31号）第2条に定める当館の目的及び同第3条に定める業務に関連する内容のものとする。
- 一、投稿原稿の種別は、論説、研究ノート、資料紹介、書評その他、当館の目的と業務の遂行に資するものとする。
- 一、投稿原稿の分量は、論説20000字、研究ノート及び資料紹介15000字、書評4000字程度を目安とする。
- 一、投稿原稿の締切は、毎年3月末日とする。
- 一、掲載原稿の審査は、別に定める年報編集専門委員会が行なう。

**年報編集専門委員会** \*筑波大学アーカイブズの組織及び運営等に関する規程（平成28年3月24日法人規程第31号第8条）により設置

- 委員長 中野目 徹（館長・人文社会系）
- 委員 大谷 奨（人間系）
- 委員 白井 哲哉（図書館情報メディア系）
- 委員 星野 豊（人文社会系）

## 筑波大学アーカイブズ年報 第5号

---

2022年5月31日 発行

筑波大学アーカイブズ 編集・発行  
〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1  
Tel : 029(853)4127 (代表)  
Mail : [univ-archives@un.tsukuba.ac.jp](mailto:univ-archives@un.tsukuba.ac.jp)  
HP : <https://archives.tsukuba.ac.jp>

印刷 株式会社イセブ

---



**ANNUAL REPORT  
OF  
THE UNIVERSITY OF TSUKUBA ARCHIVES**

**VOLUME 5  
2022. 5**

---

Report of Activities	
1. One year in progress .....	1
2. Holding the Steering Committee .....	1
3. Various data .....	2
(1) Accepted materials	
a. Corporate Records from agencies	
b. Donated items	
(2) Opening Archives to the public	
a. Corporate Records from agencies	
b. Donated items	
(3) Number of users and items	
(4) Number of references	
(5) Number of visitors	
4. Surveys, business trips, etc. ....	17
5. Organization and Rules .....	17
6. Facilities .....	30
7. Project to compile 50 years history of the University of Tsukuba .....	31
8. Others .....	32
(1) Exhibitions	
(2) Others	
Report of Researches	
Articles	
Introduction of TPS Teaching with Primary Sources .....	Tsutsui Yayoi 39
Recent Trends in Public Records Management in the Digital Age and Restoration of the “University of Tsukuba Library Exhibition Blog” .....	Shinozuka Fujio, Watanabe Tomoko 63
The Structure and Function of the University of Tsukuba’s Council during Miwa Tomoo President era 1973-1976 .....	Tanaka Yukari 81
Current State and Issues of the University of Tsukuba’s 50-year History Compilation Project (151-year History since the Beginnings of the University) .....	Nakanome Toru 103

---